

第百二十六回
会

参議院農林水産委員会會議録第十二号

平成五年六月一日(火曜日)
午前十時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

國務大臣
農林水産大臣
政府委員
農林水産大臣官
房長
農林水産省経済
局長
農林水産省構造
改善局長
農林水産省構造
改善局次長

吉川 芳男君
浦田 勝君
永田 良雄君
菅野 久光君
三上 隆雄君
林 紀子君
大塚清次郎君
鎌田 要人君
佐藤 静雄君
野間 勉君
一井 淳治君
稲村 稔夫君
谷本 巍君
村沢 牧君
風間 昶君
矢原 秀男君
星川 保松君
喜屋武眞榮君
新聞 正次君
田名部匡省君
上野 博史君
眞鍋 武紀君
入澤 肇君
中道 宏君

事務局側

常任委員会専門
員
片岡 光君

説明員

国土庁地方振興
局総務課長 滝沢 忠徳君
農林水産省経済
局統計情報部長 高田 道夫君
通商産業省立地
公営局立地指導
課長 橋本 久義君

本日の会議に付した案件

○農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に
関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内
閣提出、衆議院送付)

○特定農山村地域における農林業等の活性化のた
めの基盤整備の促進に関する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○派遣委員の報告

○委員長(吉川芳男君) ただいまから農林水産委
員会を開会いたします。

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に
関する法律案、農業機械化促進法の一部を改正す
る法律案、特定農山村地域における農林業等の活
性化のための基盤整備の促進に関する法律案、以
上三案を一括して議題といたします。
三案につきましては既に趣旨説明を聴取いたし

ておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言願います。

○村沢牧君 大臣、法案の審議に入る前に大臣の
方で発言を求めて何かおっしゃることありません
か。――ないですか。

大臣何も考えておられないようでありますから
私の方から質問申し上げます。

農水省は、本日、六月一日、ニュージーランドの
リンゴ輸入の解禁を行った。病虫害のおそれや安
全性から問題のあるニュージーランド産のリンゴ
の輸入解禁をしないでください、してはならない
ということ、生産者団体や全国の農業団体が切
実な訴えを今日まで展開してまいりました。国会
もこの問題を重要な問題として受けとめまして、
衆参両院で何回も質問し、要請もしてまいまし
た。そして、衆参の国会議員は二百六十名を超す
署名をもって総理並びに農水大臣に要請をしてき
た。

特に、本院は百四十名の議員の皆さん方が反対
署名をされているんです。自民党の諸君はどういう
関係か知らぬがこの署名には加わらなかったよう
であります。しかしこれは国会議員の意志です。
したがって、私は本委員会でも先日、農水委員会の
決議としてくださいということ、理事会に要請し
ましたが、これは慣例によりまして各党が一致を
見なかったというところで決議にはならなかったけ
れども、ほとんど農水委員会としてはニュージー
ランドのリンゴの輸入解禁をしてはならないとい
う気持ちであるというふうに思います。

にもかかわらず本日から輸入解禁をした。輸入
解禁ということ、その省令を改めるのは大臣の
権限だ、行政権に属するものであるとはいなが
ら、関係団体のこのような切実な要求を踏みに
じって、そしてこれを解禁を許した大臣の政治姿
勢、私は強く批判をするし、その責任は重いの思

う。私は、一言ぐらい大臣からこの審議が始まる
前にごあいさつがあつてもしかるべきだ。何も考
えておられないという、こういう態度であるから
私は大臣の見識を疑うんです。こんな無責任な冷
たい態度であつていいのかどうか。

○國務大臣(田名部匡省君) ニュージーランド産
リンゴの輸入解禁については二百五十名以上の国会
議員の方々から反対の署名があつたことは十分承
知をいたしております。

その署名の趣旨とするところは、植物防疫上の
面からは我が国の落葉果樹に大きな影響を及ぼす
おそれのあるコドリナガ、火傷病、こういうもの
が侵入しないようにすることにあると私は考えて
おります。そのほか、人体に影響のない、薬品とい
うものを使用しない、安全性という話もあつたこ
とも十分承知をいたしております。

この点に関して、ニュージーランドが開発をい
たしました殺虫・殺菌技術というものは、コドリ
ナガや火傷病の侵入を防止する観点から見て技術
的に問題ないという実地判断をせざるを得ず、私
としてもやむを得ず解禁に及んだわけでありま
す。心情的には本場に私も委員お話しのように考
えておりますけれども、しかし、どうしても今申
し上げたようなことでこれを解禁しなきゃならぬ
ということになったわけでありまして、このこと
は御理解をいただきたい、こう思います。

なお、解禁に当たつての連絡などについては、
各方面に十分でなかつたという点については遺憾
であつたと考えております。

○村沢牧君 以下、何点かの質問をしますが、本
日の本題ではありませんので、答弁は簡潔にお願
いしたいというふうに思っています。

農水省の調査では病虫害の心配はないと言いま
すけれども、私の県の調査団の報告では、ニュ
ージーランドでは粗放経営の果樹園が半分以上もあ

る、病虫害を駆除できるといふようなことは絶対に思えないと言っているんです。農水省が輸入解禁を強行した以上、万一コドリノガ、火傷病等の病虫害が発生した場合においては農水省の責任で完全に撲滅をする、損害補償対策を講ずる、こうすべきであります、大臣の責任ある答弁を聞きたい。

○国務大臣(田名部匡省君) 今お話しのごときでございますが、国が責任を持って対処していくという方針でありますし、現実には私の方から専門官を派遣して周到に調査をする、検査をする、こういう態勢を築いて、絶対に入らないようなものになければ入れないということになろう、こう思います。

いろいろ万が一ということで御心配もありませんが、植物防疫法に基づいて、緊急防除により早急に全額国庫負担でこの撲滅、防除を図る考えであります。また、その原因究明を行い、万一この検査措置に原因があると判明すれば、直ちに輸入禁止措置を含めた所要の対策を講ずる。

これは私が何回もこの場でも申し上げましたが、完全でないものはもう絶対輸入はいたしません、そのための対策を我々は十分とっていくんです。しかし、検査の結果、全く問題ないというものについては輸入をせざるを得ないということを申し上げてまいりましたが、その方針で対処していきたい、こう考えております。

○村沢牧君 重ねて申し上げておきますが、大臣の今おっしゃったようなことは私も何回も聞きまして、したがって、この時期に念を押しておくことでありますが、答弁は簡潔にお願いしたいと思う。

それから、ニュージーランドの輸入解禁をしたということは、日本の四倍もの生産量を持つているアメリカのリンゴの解禁につながるのではないのか。アメリカ産のリンゴの輸入解禁は絶対にしない、このことを確約してもらいたいというふうに思います。

○国務大臣(田名部匡省君) ニュージーランド産

とアメリカ産のリンゴの解禁問題は全く関係がないわけでありまして、植物防疫法に基づいて輸入が禁止されている生果実等については、相手国において、我が国への新たな侵入を防止する必要があると考えられる病虫害の完全殺菌・殺虫技術、こういうものが開発されて我が国への侵入が完全に防止される場合にのみ輸入を解禁するということになっておりますので、そのことができない限りは入るわけにはまいりませんので、アメリカはそういう殺菌のデータというものが出されておられないということ、これは絶対輸入するわけにはまいりません。こういう立場でございます。

○村沢牧君 ニュージーランドに就いてアメリカ産のリンゴの輸入はしないと、そのことは確認をしておきましょう。

それから、リンゴ生産者は今回の措置に対して大きな不安を感じておられます。政府に対して現地の説明会を求める声もありますが、これに就いてもらえますか。

○国務大臣(田名部匡省君) 必要に応じて、現地の方で要請があればそういうふうにはしたい、こう思います。

○村沢牧君 先ほど答弁も若干あったところでありましたが、輸入した後、病虫害の心配のあるような新たな事態が発生した場合においては直ちに輸入を禁止する、このこともお約束できますか。

○国務大臣(田名部匡省君) それは今申し上げたように、完璧に実施をいたしたい、こう思っております。

○村沢牧君 最近、外国産の果汁の輸入が大変ふえていて、これに加えて、ニュージーランドの問題は病虫害の問題ではあるけれども、いずれにしてもリンゴの輸入がふえてくるということは間違いないというふうに思います。我が国の果汁、果実に大きな影響を与えてきます。このような状態が進んでいくとするならば、果樹振興法第五条を適用すべきであります、その決意と用意を持っていますか。

ちよつと待ってください。大臣は果樹振興法五

条というのを御承知ですか。

○国務大臣(田名部匡省君) セーフガードの規定がありますが、特定果実についてのものではあります、この規定を発動するためには、リンゴを特定果実として政令で指定し、さらに生産出荷安定指針を大臣が策定する、こういうことになっております。いずれにしても、これらの措置では事態の克服が困難であると認められることが必要でありまして、これは六十一年の果振法改正時に議員修正によつて追加された条項であることもあり、本規定実施のための手法、手続については定められていないわけでありまして、具体的な措置は他の法令等に基づき実施することとなると考えられております。

いずれにしても、国産品の卸売価格、輸入品の輸入価格プラス関税額の差額を限度として関税を課することはできるといふふうになっておりまして、いろいろな措置を講じていかなければならぬと考えておりますが、他国での発動例は、十九条の二ですか、そういうこともありますが、我が国は発動した例はないと考えております。

○村沢牧君 大臣は余りこの条文存じないといふふうに思いますが、第百二国会、六十年三月二十八日ですね、果樹振興法が提案されたとき、ちょうど牛肉・オレンジの自由化になってきた。そこで、本院はこの果樹振興法を一部修正して、外国産の果汁並びに果実の輸入が増大をして、政府が何らかの措置を講じて、なおかつ日本の果実、果汁に影響を及ぼす場合においては、いわゆる政府が俗に言うならば国境措置、輸入調整措置をとらなければいけないという法律なんです。このように果汁、果実の輸入がふえてくれば、この措置を政府がやるつもりがあるのかどうか、そのことを聞いています。答弁、簡潔で結構です。

○国務大臣(田名部匡省君) これを実施する場合には関係国の合意を得ることが必要であります、なかなかこの合意を得るといふことは容易ではないといふふうに考えております。

○村沢牧君 余りこの問題ばかりやっているわけ

にはいきませんが、冒頭の大臣のあいさつを聞いておりまして、これだけ騒いだ問題について大臣が、本場に署名者の代表だとか各党に對して、実はこういうことでございましてというくらいな、あいさつと云つては失礼ですが、こういうことになりましてというふうな報告があつてしかるべきだと思ふ。しかし、大臣の今までの説明を聞いておつても全く熱意がないですね。

もう一回、これを解禁するに至つた、申しわけなかった、こういうことだといふことは言えませんか。

○国務大臣(田名部匡省君) ここでもいろんなこととの議論を十分いたしましたし、私も十分その間の経緯については申し上げてきたわけでありまして、国際法的に処理をする、技術的な問題がクリアされるとこれは輸入せざるを得ないという立場、しかし私の主産地であるという立場、そういうことをいろいろ考えてみましたが、これが新たな貿易摩擦に発展する、いろんなことを考えまして、これは技術的に確立されたものは輸入せざるを得ない。

しかし、その間に反対の皆さんの多かったことも十分承知はいたしております。いたしておりますが、技術的な問題で、政治的にこれを解決する問題ではないという判断に立つてこのことを進めたわけでありまして、反対されてきた方々、あるいは問題があるとされてきた方々に事前に了承を得るといいますか、お知らせをするとか、そういうことがなかったことについては、先ほど申し上げたように、遺憾であつたといふことを申し上げます。

責任者として国全体を考え、世界全体の中でのろんな判断をして、最終的に結論を出したわけでありますから、そのことは御理解をいただきたい、こう思います。

○村沢牧君 私は、今回の大臣並びに農水省のとつた措置は絶対に承服することはできません。しかし、いずれまたその問題は大きく発展するであろうというふうに思いますから、本日はこの程度に

しておきますが、大臣は今の答弁の中で私の主産地という言葉がありましたが、青森のことだけを言っているんじゃないんです。大臣が青森だから言いにいくとか何とか、そんなものじゃない。あなたは日本の農水大臣です。私の主産地のことだなんて、そんな余計なことを言ってもらっちゃ困ります。忠告しておきましょう。

さて、そこで法案に入りますけれども、今回の政府の構造法案は新政策に基づくものであるけれども、新政策に対する農政理念、基本的課題が法案を見る限りにおいてはわからない。我が国農政の抜本的改革を行うとするならば、例えば食料自給率の向上や市場開放問題、価格政策などについて農政の基本的な方向を明確にし、それを具現化するための法律あるいは制度の制定、あるいは改正をすべきものであります。基本課題を後回しにして農地の流動化や法人化の促進による規模拡大から手をつけようとする展望のない農政と言わざるを得ないが、どうですか。

○政府委員(上野博史君) 新政策は相当広範囲にわたります。考え方を述べているわけでございませけれども、確かに申し上げられるとおり精粗あるわけでございます。

この新政策をまとめてまいりますに当たりまして、私どもの考えておりましたことの最大のものといえます。これはこのところの農業をめぐる農業内部の情勢でございまして、就業者が次第に高齢化をしている、しかしながら若い方々の後継者の就農あるいは新規参入者の就農ということがなかなか行われていない。

一方で耕作放棄地というようにことも生じているわけでございまして、土地利用型を中心にしてしまいがちで、我が国の農業の先行きを考えます場合に、この際基本的な対応を考えていかなければならないのではないかと、この検討が始まった経緯があるわけでございまして、そういう我々の問題意識の立て方から、経営感覚に富んだ経営体の創出というように一番この新政策の考へ方の中心に立っておるというふうに申し上げて

よろしいかと思います。

○村沢牧君 そういう考え方だとするならば、個々の政策、法案を積み上げて新政策を具現化しようとする、そういう方向で今後進むんですか。

○政府委員(上野博史君) きょう御審議をいたしております。我々が俗に新政策三法と呼んでおられます。これは主として構造政策に絡むあるいは地域政策に絡む問題でございまして、その一番新政策の眼目としたところでございまして、とりあえずの法改正をお願いしたいということでお諮りを申し上げておるわけでございまして、さらに引き続きましていろいろ対応しなければならぬ問題も出てまいってくるだろうというふうな考えをわけでございまして、そういう問題に對しましては今後の課題として検討し、対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○村沢牧君 我が国の農政の抜本的改革をするためには、この三法にあわせて今後どのような制度改正、法改正あるいは新法制定をしなければならぬかと考えていますか。

○政府委員(上野博史君) 現在の段階で具体的にこういうものというのとはなかなか申し上げにくい検討中の課題でございませけれども、私どもいたしましては、この新政策の考へ方、例の経営体の考へ方というものが稲作を中心に考えられているという実態があるわけでございまして、ほかの各種の農業経営の分野につきましても、今後の経営の先行きのあり方というようにものをまとめてまいらなければならぬのではないかと、そういうことをお示しし、そういう方向に向けての政策を再検討してまいらなければならぬのではないかと、このように考えて、現在農政審議会の小委員会にも御相談をしながら検討をさせていただいていこうというところでございます。

その他の問題もいろいろあると思うわけでございませけれども、これにつきましてはまた現状の展開等を見ながら検討させていただきたいというふうに考えております。

○村沢牧君 新政策はかなり広範な部門にわたっています。冒頭申し上げましたように、個々の法律を見ても新政策の目指す方向が全然わからない。だから、新政策はこういうふうに出したというけれども、どういう法律をこれからつくっていくのか、制度をつくるのか、そのことがわからなくては、新政策をもって新農政を展開していくといったってわからないじゃないですか。これから価格政策はどうするんだとか流通政策はどうするんだ、そういう問題にまで突っ込んでいかなければならないと思いますが、今官房長の言ったような程度では一体新政策というのは何だということになるわけですね。もう一回答弁してください。

○政府委員(上野博史君) 何といいたしても私どもの理解いたしますところでは、現在の就業構造に對應いたしまして、将来高齢化が進んでいく、農業就業人口が減ってまいり、こういう中で我が国の農地を十分に活用する、そういう体制を築き上げるということが何にも増して必要なんではないかと、このように考えているわけでございませ。

そこで、例の新政策で従来からいろいろ御説明を申し上げておりますような経営の考へ方について、これを具体的ににお示しいたものが今回の法改正になっておるというふうに考えているわけでございませ。

そういうことと、それからもう一つは、中山間地域的な条件の悪いところについての活性化を図っていくということが農業の果たす役割と絡みまして非常に重要だということで、今回お願いいたしております法改正の中の非常に重要な法律として我々は位置づけておるわけでございませ。

こういうような構造政策なり地域政策なりを進めていくということが価格や流通に影響を与えるというふうにもなるというふうに思っております。そういうことも、価格政策につきましては、我々としてはこの構造政策によりまして経営規模の大きい効率的な農業経営体というものがだんだんと普及をしてまいる、それにつれてコストというものの

も下がってくるであらうと。

現在の行政的な手当てがなされております価格政策につきましては、生産費であるとか経済事情であるとか、そういうものを考慮いたしまして生産、再生産ができるような価格というものを決めていくということを基本的に考えておりますけれども、そういうことの運用上の問題として今私が申し上げましたような構造政策等から出てきますいろいろな効果というものを考えてまいらなければならぬ。その際に特に重要なことは、コストの低減と価格の現実的な決定との間でコストの吸収というふうなことに十分に配慮していかなければならぬというふうなふうに考えているところでございませ。

○村沢牧君 いろいろべらべら言っておるけれども、よくわからないですね。法案についてはこれから審議していきますよ。この法案だけでは足りないというんです。だから、そんなことを論議しておつてもまた時間を食いますから、本日は初日でありますからこの程度にしておきましょう。

そこで、農政理念あるいは農業の果たすべき役割を考へるときに、基本的課題は食料自給率をどういうふうにするかということだということふうに思います。

大臣、新政策は食料自給率の低下傾向に歯どめをかける必要があると言っておられますけれども、低下傾向に歯どめをかけるということは、現在よりも下げないということなのか、上げるということなのか、大臣の見解を聞きたい。

○國務大臣(田名部重康君) 長期見通しで示された自給率というものは、これは最大限に我が国の持てる力を発揮するというところでいろいろ立てておるわけでございませ。現実にはこの自給率は低下傾向にある。この低下傾向に歯どめをかけるべきやいなぬ。そして目標に向かって努力していきなさい。それから、閣議でも五〇%を目標にいたしておりますので、それに向かってまず下がる方をとめて、それからどうやって引き上げる努力をするかということが私は大事である、こ

う考えております。

○村沢牧君 下がる方をとめる、そのことは上げていることだというふうに理解いたします。

そこで、御承知のとおり我が国の食料自給率は、平成三年、カロリーベースで四六％、穀物は三〇％を割って二九％でした。平成四年度は、資料はまだ完全に整ってはおらないというふうに思いますが、私、下がることであつても上がることはないとふうに思いますが、その傾向について述べてください。簡潔でいいです。

○政府委員(上野博史君) 今、委員みずからおっしゃいましたとおり、まだ四年度の食料自給率を取りまとめる段階に至っておりません。したがって、我々としても現在何らの情報を持ち合わせていないわけでございます。

ただ、委員おっしゃられましたとおり、傾向的にこのところ下がつてまいつておるわけでございまして、現在の消費、生産の状況から見まして、その傾向が非常に変わつていふふうには考えにくいのではないかとふうに考えているところでございます。

○村沢牧君 本院農林水産委員会は、第百十六国会、つまり平成元年十一月十七日、農業政策の拡充強化に関する決議を行つております。その中で、「食料自給率については、その重要性にかんがみ、これを引き上げること」、「米の完全自給方針を堅持する」と明記しております。この決議は、私が代表提案者になつて全会一致で可決されたものであります。

大臣、こうした決議を御存じですか。

○国務大臣(田名部匡省君) 十分承知いたしております。

○村沢牧君 農水省は、この決議や国民の世論を受けて、お話があつたように平成十二年、長期見通しを立てて、カロリー自給率は五〇％、穀物自給率は三二％にしたわけですね。長期見通しというのは単なる見通しじゃないんです。閣議決定であり、国会決議を受けての長期見通しであり、それは農水省の政策の誘導計画であります。した

がつて、自給率を高めるといふことは最低限度この長期見通しを達成することである。

大臣その自信を持っていますか。

○国務大臣(田名部匡省君) 閣議で決定というお話がありましたが、自給率の見通しにいろいろな数値をはめて、そして長期見通しを参考として提出したものであつて、これは閣議決定というものはないというふうに私は承知をいたしておりますけれども、いずれにしても、この際、五〇％という見通し、そういうものについては我々は努力をしていくことで全力を挙げておるわけであります。

○村沢牧君 その努力をすることは当然ですよ。今、大臣は閣議決定ではないと言つておられますが、農業法に定めてあるんですよ。農業の基本方針です。需給計画を立てなければならぬ。官房長さんです。

○政府委員(上野博史君) 長期見通しを立てるということが我々の仕事になつておるといふことはそのとおりでございますけれども、大臣が申し上げましたように、この長期見通しの考え方、見通しにも沿つて、これを一番可能性のぎりぎりの限界として数字的にとらえたと自給率五〇％ということも達成できる可能性があるというところを五〇％というのは示したものでございまして、これが即計画的な目標であるというふうに申し上げるべきものではないだろうというふうに考えております。

○村沢牧君 私は、官房長の答弁は違ふと思う。自給率の目標を立てて、それに政策を誘導していく責任がある。単なる見通しで、いいかげんにつくつていけばいいというものでないんですよ。だから、その自給率を達成するための政策をつくつていかなきゃいけない、農政をやつていかなきゃいけない。それが農業法に決められた長期見通しなんです。ですから、そんないいかげんなことで考えてもらつちやないかと思うんです。

○政府委員(上野博史君) この自給率ということ

につきましては、生産と消費の両面のいろいろな要素が当然絡み合つて出てくるわけでございまして、政策的に左右できる要素、できない要素があるわけでございまして。そういう要素をいろいろと幅を持って考えてみたところで一応五〇％というものも考えられる水準である。もちろん、その水準を達成できるようにできるだけの努力をしなければならないというところは、これは申すまでもないわけでございます。今回の新政策も、そういう現在の当面する状況に対応して、そういうような方向に向かつての努力をするその一つの考え方ということで我々は取りまとめたつもりでございます。

○村沢牧君 そういうことで、自給率の立て方については論議をする時間がありません。しかし、五〇％にする、穀物自給率を三二％にする、大変な作業ですよ。作物別に見たら、例えば穀物自給率を三二％というのは、その九〇％は米ですね。米の輸入になつていふたらそんなのはとてもだめだ。ですから、大変な作業なんです。それを今、官房長が言つていふような程度の答弁では一体何のために作業をするんだ。そういう答弁は納得できません。

そこで、提案されている構造法案は、官房長から答弁はちよつとあつたんですけれども、食料自給率の向上にどのように寄与するんですか、具体的に言つてください。

○政府委員(上野博史君) この構造政策で、土地の利用権を集積する、あるいは非常に効率的な大きな経営体をつくつていくということが我が国の農地の利用を十全にならしめていく方法である。我々、それが一番最善の方法だというふうに考えて

るわけでございまして、こういうような方法をとつて、初めて具体的に我が国の土地の生産面での利用というものが図られていくんじゃないか。現在の農業の実態から見まして、そういうことにおいて土地の利用を確保していくということは非常に難しいんじゃないかというふうに考えるわけでございまして、自給率をできるだけ下げないよ

うに努力をし、かつできればできるだけ上げていくということの非常に大きな前提をなすものだというふうに考えているところでございます。

○村沢牧君 入澤局長どうですか。あなたの出した法律ですから、これを完全にやれば自給率はこの程度上がりますというふうな自信を持たなきゃいけないですが、どうですか。

○政府委員(入澤肇君) 自給率を高めるために幾つかの方法があると思つております。

一つは、国産農産物の持つているメリット、これを十分PR、徹底させなくちゃいけない、良質かつ安全、新鮮であるということ。これによつて輸入農産物に対する抵抗力をきちんと認識するということが一つでございます。もう一つは、ここに書いてありますように、国内供給力を高めるための体質強化を徹底してやらなくちゃいけない。今回のこの法案は、その体質強化を図るための手段につきまして、広範に各種の手段を提案しているわけでございます。

私は、その二つの点からアプローチすることが必要であつて、今回の法案は体質強化のための国内供給力を高めるための手法について整備するという意味であつて、これが自給率の向上に役立つんじゃないかというふうに理解しております。

○村沢牧君 構造改善局長が言うように、自給率を高めるには一定の国境措置と国内農業政策を組み合わせていかなきゃいけないということ。私はよく承知をしていふんです。ところが、今までのような農政を続けていく限り、私はこの長期見通しは残念ながら到底達成することができない、そういうふうに思います。

大臣が、本当に達成するという自信がございましたら、官房長でも結構ですから、長期見通しを立てるときにはいろいろな資料があつた、その一つ一つの資料と比べてみて、現在はこうだ、将来どうなるかというその資料を提出していただけますか。提出できるかどうかで結構です。

○政府委員(上野博史君) 今のお話で、私はその資料の内容の理解がやや十分ではないように思

わけでございますけれども、ともかく現在の自給率を下げないようにすることが、これはもうそれ自身が非常に難しい作業であるというふうな私どもは理解をしているわけでございます。

現在の食料消費の状況、これがたんに穀、脂肪の摂取をさらにまだ高める方向に移ってまいっておるといふようなことを考えますと、それからまた生産面でのいろいろ状況の悪いところもあるわけでございます、ともかく歯どめをかけるといふことに全力を挙げてまいらなければならぬというふうに思ふわけでございます。しかしながら、もちろんそれを上げるといふ努力もその上でさらに続けていかなければならぬというふうな考えでいるわけでございます。

○村沢牧君 同じ答弁を何回もしなくていいです、時間がないから。

今の答弁聞いておても、これ以上下げないようにするのが精いっぱい、とてもこの長期目標は達成できないということにつながってくるわけですよ。

だから、資料は後でまた、私は今も要求しておきますから、どういふ資料かわからぬと言いかれたら、また教えてあげますから、出して下さい。

それから、この新政策が順調に展開されるかどうかは、価格政策、政府の財政措置にも関連してくるんです。

そこで、まず農林水産予算の推移について聞きたい。

一九八〇年と九三年を比較して、一般会計総予算額の伸びと農林水産関係の予算の伸び、一般歳出に占める農林水産関係の割合について述べてください。数字だけで結構です。

○政府委員(上野博史君) 一九八〇年と九三年の比較でございますけれども、国の一般歳出が三・四・一％の増加でございます。これに對しまして農林水産関係の予算が六・〇％の減少ということでございます。

それから、国の一般歳出に占めます農林水産関係予算の割合は、一九八〇年が一・七％に對し

まして九三年は八・二％ということになっております。

○村沢牧君 一般歳出の伸びが八〇年と比べて九三年三・一％ですか。

○政府委員(上野博史君) 三四・一でございます。

○村沢牧君 間違ひありませんか。

○政府委員(上野博史君) 間違ひないと思ひます。

○村沢牧君 それで、説明があつたように、この間一般歳出は伸びているけれども、農林予算は六％も減っているんですね。一般会計はこんなに伸びているけれども、農林予算はこんなに減っている。こんなに予算が減っている省庁は他にありませんか。

○政府委員(上野博史君) ちょっと私の立場で他省庁の關係を申し上げるのはどうかというふうに思ひますが、手元にある資料によりまして若干ないはないというふうに見ております。

○村沢牧君 若干つて、そんなことないですよ。だから私は調べてくださいと言つたんですよ。若干ないではないのかと云々、私の知つてゐる限りにおいてはこんなに予算が減つてゐる省庁はほかにはない。若干どこかあります。

○政府委員(上野博史君) 私の手元にある資料で、お許しをいただきたいのでございまして、私のお許しをいただいた資料によりまして、運輸省とか労働省あたりは若干ながら減だといふふうに示しております。

○村沢牧君 農水省みたいに極端に予算が減つてゐる省はないんですよ。ですから、こんなことで新政策を展開しようと胸を張つてみたつてだめなんだ、もつと予算も拡充しなけりや。

それから、農業は過保護だと言ふ人がおられるけれども、農業予算で価格・所得の支持費の推移について述べてください。

○政府委員(上野博史君) 一九八〇年度の価格・所得支持費関係予算でございますけれども、これが実績で七千七百三十二億円、それが農業関係予算に占めます割合が二四・九％ということに對しまして、一九九三年度におきましては三千二百六十

九億四で二一・八％ということになっております。

○村沢牧君 もうちょっとわかりやすく、八〇年を一〇〇とすると農業予算は九三年では何％になつてゐるか、価格支持費ですね。

○政府委員(上野博史君) 価格・所得支持費の一九八〇年対比の九三年の割合は四二・三％でございます。

○村沢牧君 いわゆる農業過保護だと言つてゐるけれども、農産物価格の方はずっと保証価格を抑制してきた。したがつて、八〇年を一〇〇とすると九三年には四二・三％になつてゐるんですね。

この間、アメリカやECの推移はどういうふうに見てゐますか。

○政府委員(上野博史君) アメリカの場合は一九八〇年度におきまして二十八億ドルの価格支持費の予算……

○村沢牧君 パーセントでいいです、パーセントで。

○政府委員(上野博史君) パーセントとしては八・〇％でございます。一九九三年度におきましては二五・六％になつております。

○村沢牧君 そうです。

○政府委員(上野博史君) それからECの關係につきましては、一九八〇年度が九五・〇％に對しまして一九九三年度におきましては九〇・二％でございます。

○村沢牧君 私が言つたのは、パーセントで言つてもいい。例えば、八〇年度アメリカが所得支持費を一〇〇とすると九三年度はどうか、ECはどうか。今、官房長が言つた数字は違つてゐますよ。

○政府委員(上野博史君) 申しわけございません。ちょっと修正をさせていただきますが、農業予算でございます。

○村沢牧君 そうです。

○政府委員(上野博史君) 農業予算の關係は、一

九八〇年対比で九三年は一・九二％でございます。一・九倍余りということですよ。それからECの關係は三七・七％という数字でございます。

○村沢牧君 ですから、日本の支持費の予算は四二・三％も下がつてゐる。他國はどうか。アメリカは一・九二倍も上がつてゐるんですよ。ECは三倍以上になつてゐる。こういう実態でもって新政策をどのように展開していくんだ。なおかつ、ウルグアイ・ラウンドの國別表では国内支持価格も減らしていくということにもなつてゐる。こんなことでは入澤局長が言つてゐるような生涯所得だとか他産業との格差を是正するなんてできっこないと思ふんですよ。まずは予算の面から考えてください。

それから、次はまた法律に入りますけれども、私たちはこの新政策を出すについてもいろいろ要望もした。それから新政策に對しての私たちの党の見解も述べた。それから、地域農業振興法と中山間地域等農業振興法を衆議院に提出して、青年農業者就農援助法を参議院に提出する。参議院に提出の法案は若干直してまた再提出いたします。

そこで、この法案を見ると、今後の基本方針だとか市町村の基本構想をこういふふうにつくるといふことになつておりますが、いざいざいしたしましても私たちは、従来の上から下へのいわゆる私たちの言葉で言うならば霞が関農政、これではなくて、下から上へ積み上げる地域農政でなくてはならないというふうに思ひます。そして、基本方針や基本構想は地域の特性を生かして自主性や独自性を担保するもの、そして国あるいは県は、これらの事業を促進するために農業者や自治体に対して助言、指導、財政、金融等の措置を講ずる、こういう政策にならなければならぬと思ひます。が、今回の法案をつくるに当たつての基本的な見解を構造改善局長に聞きたい。

○政府委員(入澤肇君) 基本的に今、先生が御指摘のとおりの方に基づきましてこの法案をつくつたわけでございます。したがひまして、従来

の私どもの法律であります。まず国が基本方針を示して、その基本方針に基づいて今度は都道府県が指針をつくる、あるいは市町村が指針をつくるというふうなことがなわらわしてございまして、けれども、今回は国の基本方針ということを決めていないわけでありまして、あくまでも下からの積み重ね、集落ベースでの話し合いを基軸にして積み重ねていくというところで、都道府県が基本方針をつくり、市町村が基本構想をつくるという仕組みにしたわけでございます。

それから、そういうふうな基本方針、基本構想に基づいて具体的な事業が行われる場合に、それに対して税制上、金融上、財政上の援助措置を講ずるといふような仕組みにしたわけでございます。

○村沢牧君 その考え方は、私どもの方が先にいろいろと考えて法案を出してありますから、大体我が党の考え方と一致するものがあります。中身は別として考え方は評価したいというふうに思います。

そこで、基本方針や基本構想をつくる場合に、単に知事や市町村長の意見や方針だけでなく、農業者だとか農協や農業委員会あるいは農業関連事業者、消費者、こういう意見が十分反映できるような組織、機構、システム、この確立が必要だというふうに思いますが、どのように考えますか。

○政府委員（入澤肇君） これも全く考え方としては同じでございます。現在、私どもは各市町村に市町村構造政策推進会議というのを組織として持っております。この推進会議は、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、それから農用地利用改善団体等の関係機関とか団体が入りますし、さらに農家の代表も含めて組織体の構成員になっております。

この推進会議におきまして十分に検討をし、また集落の話し合いを積み重ねて、具体的な集落の営農システム、営農をどうやっていくのかということを考えていきたいと思っているわけでございます。

○村沢牧君 推進会議でもいいし地域農業の振興会議でもいいですが、それは法律上見ると余りわからない。通達なんかで指導されますか。

○政府委員（入澤肇君） 今、法律的には全国農業会議というものが、さらに都道府県農業会議があり、それから農業委員会という仕組みがございまして、それから農協の仕組みもございまして、それに屋上屋を重ねる形で新しい組織を法律、制度としてつくるかどうかというのをかなり法制局と議論いたしました。

そこで、この市町村構造政策推進会議というのは、予算措置として全国的に整備しているわけでございますけれども、このことを改めてまた本法律が成立いたしましたら通達に明記して指導を徹底させたいと考えております。

○村沢牧君 そこでその中身として、農業者が改善計画をつくる、この計画を承認するのは市町村長でありますけれども、その反面、承認をされて認定農家になればいろいろな恩典とか法律上あるいは制度上優遇措置があるわけですね。そうした優遇措置を講ずる限りにおいては、地域の自主性を尊重するとか独自性を尊重するといったも、農水省の考えるいわゆる新政策にうたがってあるそのことを実現させていくという考え方が農水省にはあるんじゃないですか。何でもいんですか、市町村がつくれれば。

○政府委員（入澤肇君） 認定農業者は、市町村の基本構想に基づきまして、その基本構想は具体的に地域の皆さんの話し合いの結果一つの基準をつくるわけでございますが、その基準に適合しているかどうかということで認定農業者が認定されるわけでございますけれども、その認定農業者を広範に育成していくという基本的な考え方で各般の政策メリットを付与しようとするものでございます。

○村沢牧君 そこで、認定農家と認定をされない農家、二つが地域に出てきますね。そのところをいろいろ考えてみても、認定農家には一定の規模拡大の基準も示されるであらう、あるいは

はいろいろな要件もつくりました優遇措置も入る。そこに同じ地域によって選別が出てきますが、一つの選別政策ではないですか。

○政府委員（入澤肇君） これは、私どもは前から繰り返し答弁しているんですが、選別政策で一定のエリートをつくるということじゃございません。

耕作放棄地がふえる、後継ぎのいない高齢農家がふえて、一体自分の持っている農地をだれに耕してももらたらないのかというふうに悩んでいる地域がかなりございます。そういうところで、この地域はひとつこの農家に農業経営を担ってもらおうじゃないかというふうな要件が整ったところ、意欲のある農業者を認定基準に従って認定農業者として認定して、そこに農業経営の主たる担い手となってもらうための諸施策を重点的にやっていくというのでございまして、現に皆さんが競い合って一生懸命やっているところを、この農家だけを選んでエリートとして育成していくという、そういう政策ではございません。

○村沢牧君 それでは、この法律によって政令だとか省令だとか通達も考えるでしょうけれども、認定農家というのは基準はこういうものですよと、せめて面積はどのぐらい拡大してくださいとか、せめて面積はどのぐらい拡大してくださいとか、そういうようなことは一切農水省は行わないということですか、あくまで市町村長に任せるといふことなんでしょうか。

○政府委員（入澤肇君） 認定の重要な要素となる市町村の基本構想におきましては、基本的には他産業並みの労働時間や他産業並みの所得が上げられることを旨として、効率的かつ安定的な農業経営の指標を定めるということにしております。具体的には、地域の特性に即しまして営農類型としての農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、それから農業従事者の態様などが定められます。

したがって、農業経営改善計画の認定に当たっては、計画で目標とする経営の姿が規模において基本構想で定められた営農類型ごとの規模を上回っているということ、それから生産方式、経

営管理の方法などが合理的なものであるということが基本的な必要であります。

しかし、地域によつては、個々の経営者の意欲等によりまして、特に現状の規模が小さい、あるいは新規就農者については目標とする規模が市町村の基本構想の経営規模を下回るという場合も想定されます。こういうときにはその経営改善についての意欲というものを具体的にどう実現していくかということに着目して、弾力的な認定が行えるように指導していきたいというふうに考えているわけでございます。

○村沢牧君 きょうは時間ありませんから総論的に聞いてまいりますが、またそのことについては同僚議員から質問もあらうというふうに思います。

そこで、私は規模拡大に反対するものではない。しかし、これは言うはやすくして現実は大変厳しいと思う。過去十年間に七十一万ヘクタールの流動化をしておりますが、今後十年間に過去の実績の三倍程度、入澤さんの言をかりれば百七十五万程度を流動化しなきゃならないという。

過去十年間に農地流動化のためにどのぐらいの国費や地方の財政を使っておるのか。また、今後十年間に三倍程度の流動化をするならば一体財政はどのぐらい必要とするのか。これは数字だけで結構でございます。

それから、財政問題を含めてそのことができるという自信があったらば、その根拠を示してください。

○政府委員（入澤肇君） まず、流動化促進対策といたしましていろいろな手段を講じているわけでございます。

一つは、農業委員会による農地担い手情報の一元管理と利用調整活動を行う農地銀行活動、これに対する助成、それから農用地利用改善団体というのがあります。これによる連担的な農用地利用形成促進のための連担化助成金、こんな補助金も出してあります。こういうものを内容とする地域農政推進対策事業というのがございまして、平

成五年度において約八十億円の国費が予算計上されております。この過去十年間の実績を見ますと、昭和五十九年から平成五年度までの十年間で総額六百五十三億円支出しております。

それから、公的機関であります農地保有合理化法人が規模縮小農家から農地を取得して規模拡大を目指す農家に再配分する、いわゆる農地保有合理化促進事業、これの経費をいたしまして平成五年度におきましては百四十七億円の国費を予算計上しておりますけれども、十年間では七百三十七億円というふうになっております。

そのほか、地方費につきましては、詳細に把握していませんけれども、これもかなり補助金として地方単独で予算措置を講じているものもござい

ます。それからさらに、農地流動化の前提となる圃場整備等につきましても、県営・団体事業費として平成五年度で千九百九十四億円の予算措置がなされております。五十九年度から平成五年度までの十年間に三兆八百六十三億円の事業費で、そのうち国費が一兆四千九百六十五億円というふうになっております。

今後十年間で百七十五万ヘクタールぐらいが流動化するんじゃないかという根拠でございすけれども、過去十年間で、さき御指摘のとおり、七十一万ヘクタールが移動しております。それから、利用権の再設定とかあるいは自作地有権所有権移転の交換を含めて九十万ヘクタールである。こういうふうな状況が今後どう続くかということによって要因を見ますと、後継ぎのいない高齢農家の持つていた農地が四十二万ヘクタール、それから安定的な兼業農家の保有農地が百三万ヘクタール、こんな状況を見ますと、まあ一、三倍、百七十五万ヘクタールぐらゐまでは流動化するんじゃないかなというふうに推定しております。

予算につきましては、過去の実績を踏まえ、現実に合わせて毎年可能な限り十分な予算を確保していきたいというふうに考えているわけでござい

ます。○村沢牧君 今までの十年間の三倍流動化できるといふように思うということでは局長は大変自信をお持ちですから、ひとつ頑張ってください。おっしゃる通り見ると言いませんけれども、我々もただ見ているだけじゃなくて応援もしましょう。

しかし、今お話があったようにかなりの金がかかる、十年間を見たら今お話があったように相当かかっていますね。これからこの三倍もやっというところでは相当な財政投資を必要とするんですよ。さっき言ったような農林水産予算がこんな程度じゃとても期待が持てないと思う。だから、そのつもりでこれからの予算の問題についても十分これを配慮して農林予算の拡充をしないか

きやいけない。大臣どうですか。○国務大臣(田名部匡省君) 必要に応じて私も予算というものは確保していく覚悟であります。が、いずれにしても、まず理解を農家の方々から得ることが大事でありますし、その単年度単年度の程度出てくるか、そういうものとあわせてやっぱり予算を確保して進めていきたい、こう考えております。

○村沢牧君 大臣、新農政をつくって、こうやって法案を出しているんですから、今までも同じような答弁ではだめなんですよ。もうちょっと張り切ってやってもらわなきゃいけないと思います。しっかりとやってください。

そこで、次は特定農山村法について伺いたい。中山間地対策として今までの農業政策上体系化されたものは、私の知っている限り余り制度はなかった。今まで山振法とか過疎法とかは公庫

資金の活性化資金によって地域指定をし、もろもろの対策を講じてきたんですね。私たちは、先ほど申しましたように中山間地の振興法案というのを出しているんですけれども、それはそれとして、政府が今度特定農山村法によって中山間地を活性化しようとする対策の基軸、基本について述べて

ください。○政府委員(入澤肇君) 中山間地域の活性化のためには、現在山村振興法、過疎対策法を初めとし

ましていわれる地域振興立法二十数本ございす。そういう中で中山間地域に特別に新しい制度を仕組むということとはなかなか難しい。それで、私も、国土庁、自治省とも研究会を持ちながらいろんな案を考えました。

中山間地域の実態に即して法制度を考えていくということになりますと、中山間地域の実態は、日本農業の農業生産額の四割、農家数、農業従事者の四割近くある。日本農業全体のためには中山間地域の農業を振興することが大事であるし、また中山間地域の活性化のためには他の産業よりも何よりも農林業の活性化が大事である。二重の意味におきまして農林業の活性化ということを中心据えた法体系が必要じゃないかというふうに考えたわけでありす。

他の二十数本の法律というのは、大体計画をつくって、それに対して税制、金融上の誘導措置を講ずるんですが、中山間地域の法律というのはそれだけじゃ済まないんじゃないか、計画とハードの内容を具体的に詰めていくことが必要じゃないかということでもございまして、まず中山間地域の土地利用の実態を調べてみました。かなり粗放であります。そこで、土地利用を適正化する、最適な農業的な土地利用計画をつくって、その上で最適な農業計画をつくる、それをバックアップするということをまず基軸に据えようじゃないかということが一つでございす。

その場合に、具体的な法的な手段といたしまして、一軒ごとに農地転用をやったり、あるいは一軒ごとに農地移動の許可を受けたり、都市開発法の許可を受けたりするのではうまくないということとで、所有権等一括移転をする仕組みを考えたいわけでありす。

もう一つは、経営改善計画をつくって安定的にやっていくために、ただそれだけでは不安でなかなか経営改善ができない、安心する材料の一つといたしまして経営安定資金というものを設けたらどうかということでもございす。これもいろんな

方法がございまして、自作農維持資金を改正してやたらどうかとか、あるいは全く新しい融資制度を考えられないかということ、いろんなことを考えたんですけれども、従来の農業金融にない制度といたしまして、実際の営農をやっている計画の目標額を達成できないという場合に、その差額を九割低利で融資する仕組みが必要じゃないかということ、御提案しておりますような中山間地域経営改善・安定資金というものを設けたわけでありす。こちら辺が中山間地域の主要な柱でございす。

そのほか、各省庁に呼びかけまして、定住の促進、就業機会の増大につきまして、各省庁の持つている諸手段をこの中山間地域の法律の制度の中に当てはめていくということも中に盛り込んでございす。

以上でございす。○村沢牧君 政策の基本的な考え方についてわかりましたが、基盤整備をするためにいろいろ法律整備等を行う、これは足りないことはあったとしても今までやってきた。やっぱり私は中山間地域対策として期待されるものは、そこに人が住んで農業を営む、そうした人に対して所得を補償することだと思っております。これに対してこの法案は余りにもけちくさいし、これは期待を外れたと私は思っております。

法律第六条には「国及び都道府県は」、「必要な資金の確保に努めるものとする。」となっておりますが、実際には予算措置による融資事業である。その内容を見ると、新規作物について計画標準収入を一割下回った認定農家に十アル当たり五十万円を限度として四・三％の利息で金を貸してやる、この融資は一回までだ、償還期限は七年だ、この融資率は五百億円なんて大きなことを言っていますが、実際の事業費の国費負担分はたったの三億二千万円だ。

大臣、こんな程度のことでは中山間地域の活性化ができると思っておりますか。政府はいい法律をつくってくれたと喜ばれ、農業の担い手がふえると

いうふうに思われますか。まず大臣の見解を承りたい。

○国務大臣(田名部匡省君) 考えられることはいろいろ考えてみましたが、現段階でとり得る政策としてこれが最善のものというふうに実は考えたわけであります。

従来からもそうでありますように、今までもいろんなことを農業に関する限りやってまいりました。その都度何かをやる新たな問題がまた何か出てくる。その出てきた問題をまた御審議いただいて手直しをするという、その連続ではなかったらどうかと私は見ております。したがって、これとひとつ元氣をつけてやっていたら、この政策が進む過程の中で新たにどう問題が出てくるのかというのは我々もよくわからぬわけですが、しかし、これならよからうと思つてやつたことでもそうでない場合もあるし、あるいはうまくいく場合もある。うまくいかない部分についてはまたいろいろと手直しをしていくというふうに考えておりますが、これは最善のものだと考えております。

○村沢牧君 どんな問題が出てくるかわからないんで、もう中山間地は政府が考えているよりもっと進んでいるんですよ。どんな状況にあるのか、どういふことをしなきゃならないのか、私も現地を回つてみてよくわかつており、皆さん方にも言つておるんですよ。農水省がそんなことじゃ困ると思う。

そこで、この融資の利率は災害資金並みだと。災害資金並みというのと面倒を見たように見えるけれども、四・三％。災害資金だって公定歩合が引き下げられると下がるんですよ。そうした場合にはどうするのか。

それから、中山間地の重要性を本當に考えるならばこの程度の融資は無利子とすべきだ。農林金融でも他にも無利子の融資は幾らでもあるじゃないですか。百歩譲つて法律上金利体系を崩すことが難しいとするならば、予算措置ですから、例えば基金をつくつてそこから融資をすることだつて

やっているじゃありませんか。どうしてそこまでできないのか。どうですか。

○政府委員(入澤肇君) 確かに、農業改良資金でありますとか無利子の資金制度はございます。金利体系は国全体の問題ですから、これはなかなか私どもの一存で壊すわけにはいかない。全体のバランスをとらなくちゃいかぬと思います。

しかし、実質的に金利負担をどう軽減していくかにつきましてはいろんな方法があるんじゃないかと思ひます。私もそこは今度の資金の運用の実態を見きわめながら十分検討していきたいと考えております。

○村沢牧君 予算措置ですから、これは金融、税制の法律を全部直せということなんじゃないんですよ。たつた五百億融資するといつたつて、先ほど申したように政府の出し分は三億幾らですか、さつき申しましたね、こればつちぢやありませんか。

そこで、構造改善局長は、四・三％でだけれども、これは減反奨励金を入れると一・五％になるなんて言つていますけれども、中山間地は米をつくるのをやめさせて、じゃそっちへみんな移すんですか。そんな減反奨励金を加えればどうなんという、そんな言いわけはだめなんですよ。もっと基本的に考えてください。

○政府委員(入澤肇君) 中山間地域の米の生産は全体で三六％ございますから、米も非常に重要な作物であることは間違いありません。一律に中山間地域から米を排除するという思想は全然持つておりません。

そこで、中山間地域におきましても、米を中心としていろんな作物の組み合わせをしながら営農をやっているわけでございまして、減反を全国的な規模でやっている場合に、一定面積を引き受けてもらわなくちゃいかぬということはあると思ひます。その場合に、減反奨励金を仮に加えてみますと一％とか一・五％とかいう計算ができるということを申し上げたわけでございまして。しかし、この問題は確かに四・三というのが災害資金と同じ

じやないかということではいろんな意見が言われているんですけども、まず従来の農業金融に資金をわけですね。そういうことをまず念頭に置きながら、しかし具体的にそこで安定的な農業が継続されるかどうかということを、その目標を達成しなくちゃいけませんから、そういう視点から知恵と工夫を可能な限り絞つて、これから可能な限りの工夫をしてみたいというふうに考えているわけでございまして。

○村沢牧君 知恵のある皆さんですから知恵を出してくださいよ。

平たん地と比べてみて、あるいは標準収入と比べてみて一割以上下がった場合には五十万円、四・三％で貸してやりますよ、これが中山間地です。基本計画つくつてくださ、整備計画つくつてくださ、認定農家になってくださ、このぐらゐなメリットではそんなところへ入つてくる人はいませんよ。そんな面倒くさいものつくらなかつて村でやりましようということになるよ。

そこで、自治省いらつしやいますか。——ちよつとお伺いしますが、あなたは政府委員ですか。

○政府委員(遠藤安彦君) はい。

○村沢牧君 では、お伺いします。

それで、今お聞きのとおり、自治省は林業から何からいろいろ面倒見ていただいております。この中山間地で市町村が整備計画をつくる。こうした金を借りた分について、利息をひとつ市町村が面倒見ましよう、もうそういうことになったら、その利息分ぐらいは、災害のときには皆やっていますから、ひとつ特交で面倒見てやろうと、そのぐらゐの気持ちになつてもいいと思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(遠藤安彦君) 地方公共団体が地域の実情でいろいろ単独事業として農業振興施策を自主的に行うということは私も非常に重要なことだと考えているわけでありまして。その財源措置の仕方ですけれども、個別の施策をとらえてやるか、あるいはそういういろいろなことが、市町村

が考えて、あるいは県が考えてできるような財源措置をマクロ的にするかという問題になるかと思ひます。私も、国と地方とで制度的につくつていくことについて、その負担割合を変えようというふなことであれば、これは関係省庁とちつとやつぱりお話をして、国の財源措置のあり方、それからそれに対する地方の財源措置のあり方、こういったものを考えていくべきではないかというふうに思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたように、市町村が単独でいろいろなことができるようにする財源措置というのを講じてやりたいという趣旨から、普通交付税の単位費用の中で包括的に農業行政の費用としていろんなことに使えるような金額というのを入れていますので、これからもうそういった面は充実して、中山間地帯ももちろん大事ですけれども、市町村あるいは県の農業施策は、農業、林業あるいは畜産とか、いろんな独自の施策を展開しているわけですので、そういう問題に対応できるような財源手当てをしてあげたいというふうに思つていてございまして。

○村沢牧君 自治省にはいろいろお聞きをしたいことがありましたが、私の時間もありませんので、本日は私はこの程度にして、同僚議員からもまた質問があります。

そこで、自治省は大事なこの法律の共管ですね。自治省も一緒になつて提出したんですから、私が今申し上げましたようなことを、普通交付税でもいいが、あるいは特交でもいいが、検討していただく。農水省が、自治省がそんなに面倒見なくたつておれの方でやると言えれば結構ですが、さっきの口ぶりを見ているとなかなか容易にはできそうもありませんから、よく検討していただくようにお願いしたいし、私も予算委員でありますから、今度は予算委員会でもまた自治大臣や各関係大臣にもいろいろお聞きしたいことがありますから。きょうは自治省ありがとうございました。

さてそこで、この法律は衆議院で修正をされた。

そこで、附則第二条の修正ですね。私たちはかねてデカップリングを唱えておる。デカップリングをきょう論議する時間はありません。いろいろなことをデカップリングについて弁解しておりますが、そこまでやっぱり踏み切るべきだ、私はそういうふうには思いません。踏み切らざるを得ないと思うんです。それはECのやつをそのまま持つてこいというんじゃない、日本型のデカップリング政策を知恵を絞ってやるべきだということだけを私はきょう申し上げておきます。

そこで、財政、金融措置を講ずるといっても、口では言っておるけれども、方向は成ったけれども、中身はそんな程度のものである。

そこで、衆議院で修正をされた附則第二条ですね。将来の所得補償につながるもの、デカップリングをやっていく一つの足がかりだというふうにも私は理解してこの修正を提案したんですけれども、そのように受けとめてくれますか。

○政府委員(入澤肇君) この修正につきましては、本法の施行後における農林業の従事者、その他の地域住民の生活の状況、それから農林業の振興並びに農用地及び森林の保全等を通じた国土及び環境の保全等の状況等を勘案しつつ検討することとされておまして、現時点で特定の政策を念頭に置いておるわけじゃございませんけれども、EC初め諸外国におけるデカップリング政策の評価と反省、それから我が国における妥当性につきまして、幅広く研究、分析を深めていく時期にあるとは考えております。

いずれにいたしましても、中山間地域の経営改善・安定資金の運用状況とか、それから具体的な営農の実態、そういうものを十分踏まえながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○村沢牧君 この法律に国は財政的な措置を講じなければならぬということになっているけれども、安定資金対策などについて財政、金融ということが全然出てこない。極めて私は遺憾だと思っています。

それで、今の日本の国の制度の中で、あるいは財政当局との関係で、財政や金融ということを入れることが法律上できないと、農水省の今の立場では、そういうことをおっしゃるなら、ひとつこの法律等をきつかけに、やがてそういう方向に持っていくというふうな受けとめてもらわないと、これはデカップリングとか財政、金融につながるものではないということにしなければ、私はここでこの法律の修正をもう一回厳しくやり直さなければいけないと思うけれども、どうですか局長。

○政府委員(入澤肇君) 金融、税制とは書いておるんですが、所要の措置、所要の措置というものは行政上のあらゆる手段が含まれているというふうにも私は理解しております。したがって、財政上、金融上の措置が含まれるというふうに考えております。

具体的なやり方につきましては、いろんな方法があると思うんです。いろんなことを勉強しながら、何が具体的に日本の農業にとって、中山間地域農業にとって妥当なのかどうか、そういう視点からどれを選択するかということについて検討しなくちゃいかぬというふうに考えております。よく勉強して、十分に検討を重ねて、そして可能な限り御期待に沿うように中山間地域農業の活性化のために努力をしてみたいと考えております。

○村沢牧君 また後で同僚議員から詰めた質問があると思えますから、この程度にしておきます。

最後に、中山間地の問題について、私の質問時間が参りましたからお伺いしておきたいと思うんですが、特定農村地域の指定要件ですね。これは政令で定めることになっております。したがって、政令規定事項あるいは省令はどういうことを規定するかということですね。私はこれを本委員会に提出してもらいたいと思います。

これに限らず政令とか省令いっぱい書いてあるけれども、本当にこの法案を真剣に審議してもらうつもりだったら、政府が考える政令とか省令

を事前に出しておくべきだと思うんですね。一々委員から政令出せ、省令出せと言われて出すようにやめだと思ふんです。まず私が今指摘したやつを出してください。よろしいですか。

○政府委員(入澤肇君) 後刻御提出申し上げます。

○村沢牧君 後刻じゃなくて、私はそれを見なきゃ質問できないんだから。政令でやる、省令でやると書いてあったって。

そのくらい政府は誠意を持ってもらいたいと思うんです。なかなか大事なことを言うとか、政令だ省令だとみんな書いてあるくせに何だかわからないうんです。ちっとも。

さてそこで、恐らく政令の文句を見たら具体的にわかんぬと思うので、地域指定についての基準をこれも文書で出してくれませんか。文書で出せませんか、口頭で説明ですか。

○政府委員(入澤肇君) 政令におきまして抽象的に書いてあるんですが、具体的な数値につきましては今関係省庁間で一生懸命徹夜をしながらその調整を進めております。したがって、今文書で出せと言われてもなかなかできないんです。今文書で出せば現時点における私も農水省の考え方を申し上げますと、急傾斜の農地の面積比率につきましては農林公庫の中山間地域活性化資金の例に倣いまして、傾斜度二十分の一度以上の田が全田面積の五〇%以上、また傾斜度十五度以上の畑が全田面積の五〇%以上とする方向で検討中でありまして、なお、田または畑の全耕地面積に占める比率が低い場合には、所要の調整措置が必要になると考えております。

それから二つ目に、林野率につきましては七五%以上とする方向で検討中でありまして、それから三つ目に、農林地面積の比率または農林業従事者数の割合につきましては、当該地域において農林業が重要な事業であることを示すにふさわしい数値、例えば全国平均以上という方向で検討中であります。

人口につきましては、農林公庫の中山間地域活

性化資金の例に倣いまして十万人未満とする方向で検討中であります。

以上のほか、首都圏の既成市街地等の除外、旧市町村取り扱い等につきましては定めることを検討しております。

○村沢牧君 そういうものは早く検討して、私に言わせるなら、こういうものを検討して、この法律がここで審議が終わる、その時分には全部政令も省令も出して、なるほどこれなら、我々が法律を審議して、自分の果へ帰って、この果の何村は入りますと言っているんですね。それでなけりや、法律を審議したと聞いて、こういうふうな制度をつくりましたというのを言っても何にもわからないんですね。そんな態度じゃいけないと思うんですね。この審議はきょう始まったところですから、その前にはっきりしてください。

それから、この対象区域は市町村の区域ではなくて、旧市町村の区域を対象とすべきである。これははっきり言ってください。

○政府委員(入澤肇君) 市町村単位で見ますと要件を満たさないという場合もございます。そういう場合には、当該市町村の一部の区域について見れば同様の要件を満たしているものと認められる場合には、旧市町村単位で対象地域とする考えであります。

○村沢牧君 よろしいですね。検討中だということをよく言っていますけれども、それは旧市町村単位にする。いいですね。答弁してください。

○政府委員(入澤肇君) そのとおりでございます。

○村沢牧君 それから、この基準には耕作放棄地率だとか、あるいは高齢者農率だとか、小規模営農率、若年人口率、これらを中山間地域ですから十分考えなきゃいけないと思いますが、これについても検討しますか。

○政府委員(入澤肇君) そもそも中山間地域というの、一般的に耕作放棄地の率が割合高い、あるいは高齢化率が高い、あるいは小規模集落の比率が高いという実態にあるわけでございます。ただ、そういう中各地とも基盤整備を実施し

たりして耕作放棄地の防止や解消に努めておりまし、それから収益性の高い作物の導入によりまして若い農業者が入ってきているところもござい

ましたがいまして、そういう要件をかませますと、せっかく努力している中山間地域が外れてしまうということになりかねません。そういうことで、私も、地域指定の要件としましては中立的、客観的な指標といたしまして、急傾斜地の耕地面積の比率とか林野率、あるいは農林地や農林業従事者の割合等を勘案して定めるといふようにしたわけでござい

○村沢牧君 最後に質問して終わります。

農林統計上の中山間地というのは千七百九十三市町村がある。活性化資金の対象としては千七百五十地域がある。山振法では千九百九十五地域が指定されている。過疎法では千九百九十九が指定されています。今答弁になったようないろいろな基準要件でやっていると、おおよそ農山村法に基づく指定地域というのはどのくらいになるのか、答弁をしてください。

○政府委員(入澤肇君) 大体千二百市町村ぐらいになるんじゃないかというふうに推計しております。

○村沢牧君 ちょっと待ってください。旧市町村を入れて千二百というのは少ないじゃないですか。

○政府委員(入澤肇君) これは現在の市町村単位でござい

○村沢牧君 旧市町村単位に比べるとふえるということですね。

○政府委員(入澤肇君) 旧市町村を入れますと千二百が千五百とか千六百とかいう数字になるようにござい

○村沢牧君 以上です。

○三上隆雄君 それでは、先輩の村沢委員から総合的に、そしてまた各論についても相当な質問がなされました。私の時間も相当食い込まれておりますので、順序を大分変更して、皆さんの対応に

よっては大変な変更を来す場合もありますから、よろしく御協力いただきたいと思

まずとりあえずは、きょうは新政策に対することの集中審議でありまして、それに関連したことをまず第一点だけは質問したいと思

政府は、国民食料の安定供給と、地域経済を守り、国民生活も他産業並みにすることを目的に新政策の構想を打ち出し、関連七法案の改正によってその実現を図ろうとしているようでありま

たつて説明をされておりますが、日本の農政は、戦後、農地改革により地主・小作制度から自作農を中心

しかし、先ほど来議論になっておりますけれども、農村に若者がほとんどいなくなりました。耕作放棄地も拡大し続けております。農村地域の推進すら困難となっている状況であります。これはまさしく農業基本法農政の行き詰まりだと私は思うのであります。

今こそ根本的にこの基本法農政というものを見直す時期ではな

例えは、農山村食料基本法、あるいは食料、農業、農村、環境等も含めた一つの法律として提案して、多くの議論をしながらこれから二十一世紀に向けた日本の農政の基本をつくる法律にすべきだと思うわけでありま

○國務大臣(田名部匡省君) 農業基本法は、農政の目標として、農業の生産性の向上であります

か、あるいは農業従事者と他産業従事者との生活の均衡を具体的な指標として、究極的には農業の発展と農業従事者の地位の向上を図ることを掲げておるわけでありま

日の視点に立つて具体化したわけでありまして、基本法農政の成果を踏まえつつ当面する課題に対処しよう、こういうもので実はあるわけでありま

新政策において生産性の向上を図りつつ、環境保全型農業の確立を我が国農業全体として目指す、こうしてありますが、基本法においても農業の果たすべき使命としていろいろと位置づけられた問題、国土・環境保全機能について今日一層配

中山間地においても同様のことは言えるわけでありまして、立地条件を生かした農業の振興や立ち

衛生、文化等の環境の整備を推進すべきとの規定を受けたものであつて、いずれにしても基本法農政が視野に置いてきた課題であつて、この基本法の目標などの見直しにつながるものではないとい

○三上隆雄君 ただいま大臣から、基本法の見直しを

あるいは地方と都市がこれだけ格差ができてきているのを是正するには、今までの農水省だけで、そしてまた農水

○三上隆雄君 新しくてこの時点で農水省が主

あるという立場をとらざるを得ないわけでありま

す。この問題を議論する時間はきょうございませんから、以上申し上げて、次の具体的な質問に入らせていただ

農業振興を図るには、先ほども議論になっておりましたけれども、拡大生産の路線の中でこそ本

その意味で自給率を、少なくとも穀物、野菜、畜産、果樹、大きく分けてこの四項目の自給率をどう

○政府委員(上野博史君) まず、食料自給率の将来の問題でござい

需要との総合的な関係から決まっています。取がふえてえさの輸入がふえるといううな、そ

は、委員も御指摘のとおり大変な厄介な難しい問題であるといふふうに考えているわけ

○三上隆雄君 ただ数字だけで結構です。

○政府委員(上野博史君) お米について言いますと、これは国内産で自給をしま

方針を堅持してまいることでございます。
それから、果樹の関係につきましては、例の長期見通しにおきましては六五という見通しを立てているところでございます。
それから、果樹ともう一つは何でございましたでしょうか。

○三上隆雄君 野菜、畜産。

○政府委員(上野博史君) 野菜関係につきましては、自給率が平成十二年度の時点で大体九二%程度を一応の見通しとして持っておるわけでござい

ます。
○三上隆雄君 それを維持するということですか。
○政府委員(上野博史君) 一応の長期見通しの数値としてそういう数字を持っておるということでございます。

○三上隆雄君 畜産は。

○政府委員(上野博史君) 畜産は単品で……

○三上隆雄君 肉、卵、乳ぐらゐの。

○政府委員(上野博史君) 畜産につきましては、産品が性格がかなり違うということで分けて提示をいたしております。牛乳・乳製品については七八、肉類につきましては七三、鶏卵については九二という見通しを立てておるところでございます。

○三上隆雄君 それでは、きょうは時間の関係もあつて果樹の問題を若干取り上げてみたいと思

います。
ただいま長期見通しを六五%だという数字を出されましたけれども、現状はおおよそ六〇%だと思ひますが、この考え方に御異論ござい

ますか。
○政府委員(高橋政行君) ただいまの数字は、平成三年度には特に果樹加工品の輸入量が増加したということもありましたが、台風被害によりましてリンゴ、温州ミカンの生産量が減少したということがございまして、ただいまおっしゃいました六〇%に落ち込んでおります。
○三上隆雄君 じゃ、長期見通しではあと五%上げていくということになります。

ミカンは今自由化になっております。若干なりとも輸出をしているわけであります。かんきつ類全体で、昭和五十七年、これは三百六十三万五千トンあったわけでありまして、平成三年度は二百六十五万トンという極めて大減退を来しております。リンゴは、五十七年には九十二万四千トン、平成三年度には七十六万トン。しかし、これは今説明したように台風の年でありますから、一応平成年度では今百万トン時代だと言われております。ブドウは、五十七年が三十三万八千トン、それが平成三年度では二十七万トン。日本ナシは四十八万二千トンから、これがおおよそ横ばいで四十二万五千トン。
結局、輸入果物は、五十七年には四十万から五十万トンのものが平成三年度には三百万トン前後入つていゝという状況になっております。先ほどの長期見通しからいって、これより若干、五ポイン

ト上げていくという、そういう考え方。しかし、産地の状況、そしてまたミカンなりナシなりブドウ等々の動静を見ますと、なかなか上がつていない、産地の諸条件と今までの流れからいって至難である、こう私は思うわけであります。
そこにおいて、今回リンゴの自由化がなされることになります。先ほど村沢委員からもリンゴ自由化についての質問がございました。果たしてこの方向を続けると日本の果樹産業がどうなるのか、そのことについて大臣から考え方を聞かせ

いただきたいと思います。
○政府委員(高橋政行君) いろいろな数字につきましては、先ほど来いろいろ先生からお話がございましたが、確かに平成三年度はそういう意味ではちよつと異常な数値ではあつたかと思ひますが、いずれにせよ平成十二年度を目標にいたしました長期見通しの数字から下回つていゝというこ

とは、そのとおりでございます。
そうした中で、果樹は永年性作物でございますので、植栽してから生産開始あるいは成果期に達するまでかなりの年月を要します。したがひまして、我々といひまして、長期的な目標といひますか、

そういうものを定めまして、国際競争力に耐え得る、そういう果樹産地の育成なりあるいは経営の近代化を図つていく必要がある、こういうふう

に思つておるわけでございまして、それで、現在果振法に基づきまして果樹農業振興基本方針というものを定めまして、これに基づいて我々といひましては長期的な観点から誘導措置を講じていゝところ

でございます。
具体的に申し上げますと、平成二年の三月二十日に平成十二年度を目標年度とします基本方針を定めまして、それに基づいて現在施策を進めていゝところ

でございます。具体的には需要の動向に即した生産を確保する、それから果樹農業の生産性の向上と体質の強化を図る、それから果実の流通、加工の合理化を行う、それから果実の需要増進、さらには輸出の振興、それから優良品種の育成、技術開発、そういうことを基本といたしまして今後振興を図つていゝかなきやいけな

い、このように思つていゝところでござい

ます。
○三上隆雄君 果樹全体の生産の拡大を図る。需要の弾性値といひますかその伸びはどうだと思ひますか。大体今の日本の果物全体の需給量といひのが、輸入も含めて七百五、六十万トンと

言われておりますけれども、その消費の可能性、伸

びる可能性がおりますか。簡単に言つてくださ

い。
○政府委員(高橋政行君) 一人当たりの果物の消費量についてでございますが、最近の状況を見ますと大体横ばいという状況ではないかと思つてお

ります。
○三上隆雄君 それはこれ以上消費の拡大は望み得ないということになるわけであり

ます。そうすれば、今回ニュージールランドから、初年度は少ないにしても、これからどんどん増量してくる可能性が十分ござい

ます。それから推して考えますと、日本の果物は日本の農政の方向として拡大して

いくんだと、消費の動向はこれが限界だとすれば、入つてくる物イコール輸入農産物を抑えるか

日本の弱い産業が撤退していくかということに

なるわけであり

現在方が一残っているとしても、ほんのわずかなものがあるかどうか、このような状況でござい

ます。
○三上隆雄君 今、局長が言ったように、平常ならばなっていない状況であってことしなぞこう早急に解禁をしなきゃならぬのかということに我々は不信を抱くわけであり

ます。
その意味で私も、少なくとも生産者に入っていること、先ほど村沢委員に、入った場合には全額国の責任で全面的に補償するということの約束もありました。しかし、入ったればその農家は大変なことです。だから、なるべく入れないようなスタンスで対応してもらいたいというのが我々の願望であつたわけでありまして、けれども、いかにせんそれが突破されてしま

います。
そこで、産地体制を整備するということは、今リンゴ生産に一番労働費の多くかかっているのは着色管理費用なんです。着色管理。それがおおよそ全生産力の二四、五％かかっております。多くかける人は三〇％もかかっております。これを合理化するためには、流通の合理化、いわゆる光センサーの選果によって、光を当てることによって中身の糖度まで全部一瞬のうちに判定するという選果機が今開発されております。どうぞ、その開発普及を早急に、しかも前倒しでやっていただけないか、御見解と御理解ある御答弁をいただきたいと思

います。
○政府委員(高橋政行君) 先ほどから申し上げておりますが、こういう国際化時代を迎えた中で、リンゴ農家の体質強化ということを図っていく中では、日本のリンゴのよさといえますか、そういったものを生かしていくということも必要なのでございます。

そういう中で、ただいま先生がお話しになりましたような光センサーといいますが、そういうものによりまして、糖度とかあるいは熟度を、リンゴ自体を破壊することなくといいますか測定できるような、そういう選果ということも今後積極的

に考えていかなければいけないのではないかと。また、そういう選果施設を通じて、それぞれ個別経営者の皆さんの樹園地の経営指導もしていくというような体制も前向きに考えていかなきゃいけないんじゃないかと。もう一つに思っております。
○三上隆雄君 時間がございませんで急ぎますけれども、どうぞひとつ産地の体制を万全にして、そしてまた消費者の健康を害するような、そういう方法の絶対ないように。

今またアメリカからも輸入されようとしておりますけれども、アメリカの状況はどうですか。新聞の情報をみると具体的に来年度は何トン、何品種ということまで報道されていまして、絶対対そういう交渉はないんですね。それを確認したいと思

います。
○政府委員(高橋政行君) いろいろと新聞なんかでもちよこ報道がございしますが、現在、アメリカは、日本との間で米国産リンゴの検疫上の問題についてはほとんど片づいていて、したがって輸入を認めないのは不公正な貿易障壁に当たると言

って、早くそういうことをやれと、こういうことを言っているわけでございます。
しかしながら、本件につきましては、これまで日米の間でいろいろ話し合いがされておりますが、現時点でも例えば火傷病の消毒技術というものが、現時点ではまだ確立されてお

りません。向こうがそういうデータを出して、かくかくしかじかでございます。うまいくんだというデータも出されてお

りませんので、そういった技術上の問題が未解決のまま残されておるところでございます。したが

いまして、これはあくまでも技術的な問題でございまして、何かあわあ政治的に言え

ば、そのようになつていくというものはございせん。したが

いまして、この技術上の問題が解決されない限り、我々といしましては輸入解禁ということではできないという

ことは言うまでもないことである、こう思っております。
○三上隆雄君 それでは、この問題についてはあ

ら、引き続きやらせていただきます。
それでは最後に、麦価の問題。いよいよあした米価審議会が開

催されようとしておりますけれども、生産者団体は極めてさ

やかな願ひ、少なくとも生産費のアップ分だけでも上げてもらえぬかという

ような要望をしております。それをまず端的に。

それからもう一つ、ことしの生産がどうなっているか、そのことをお尋ねしたいと思

います。
○説明員(島田道夫君) 先に、本日公表いたしました平成四年産小麦の生産費につ

きまして御説明したいと思います。
本日公表しました平成四年産小麦の全国におき

ます十アール当たり、資本利子、地代を含みます全算入生産費、これは前は第二次生産費と言

ったものでございまして、六万三千四百三十三円でございます。前年

に比しまして、五・二％増加しております。これは十アール

当たり収量が前年

に比しまして五・二％増加した

ことによりまして、

比四・六％増加した

ことによりまして、

それから、その原因

としては、十アール

当たり収量が前年

に比しまして五・二％

増加したことにより

まして、比四・六％

増加したことにより

まして、それから、

その原因としては、

○一井淳治君 まず、この農水委員会の審議のあり方について農林水産省のお考えを聞きたいと思ひます。

といひますのは、審議の過程で各委員から、時間がありせんのではしよりますとか、そんなふうなことがよく出てくるわけですが、本當に答弁についてと真刻に委員会の審議が充実にするようにお考えをいただき、協力をいただきたいと思ひます。

そういったことで、極端に言えば委員会の審議の場をごまかしてはいけませんというお考えなのか、それとも国民の代表の意見を真面目に聞いて充實した農政を実現していこうとお考えなのか、その辺についてまずお尋ねしたいと思ひます。

○國務大臣(田名部匡省君) 国民の意見を十分聞きながらよりよい方向を目指すという気持ちで審議をお願いしております。

○一井淳治君 いろいろ充實については方法がございませうけれども、聞きもしないことを、質問にないことを長々と答えられる、あさつてのことを答えられる。これは何も知らない方から見れば、ああ役所の方がごまかしてやっているととられると思ひます。そういった答弁が本當に會議録を見るとあるわけですか。

これは具體的には言いませんけれども、例えば私が外材の国内価格、日本の国内価格の値上がり状態について質問をします。これはもう私の方では質問する前からわかつておるんだけれども、ほかの委員さんにも全体のことを知ってもらふためにある程度聞かなくちゃいけないというので聞きます。そうすると、国内価格について聞いておるのに、外国の産地価格について延々と答えられたり、あるいは値上りの理由について答えられたり、あるいは対策について答えられたり、それは優等生の答弁とすればそれでもいいのかもしれないが、やりとりをしている委員会の審議の場とすれば、本當に時間つぶしをしてごまかしているのととられてもやむを得ないと思はれるわけではございませう。

います。

そういったことで、いろんな充實の方法がございませう。これは予算委員会とか決算委員会がよく問題になりますけれども、最低、質問に対して関係のないことを長々しゃべるといふことは、質問に対して要点を簡潔に答えていただくというふうにしていただかないといけないと思ひますが、もう一遍その点についてお考えをお伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(田名部匡省君) おっしゃっているとおりの簡潔に申し上げたいと思ひますし、よく理解していただきたいと思ひます。それから、ちよつと答弁が長くなることがあるわけですが、決して意圖的にやっているわけではございません。私どもも、答えるためには委員の皆さんにいろんな状況というものをまず御認識いただきたいということもあつてつい申し上げることもありますが、なるだけ簡潔にお答えするようにしたい、こう考えております。

○一井淳治君 簡潔に要を得た答弁をお願いしたいと申し上げましたけれども、ほかに審議の充實のためにはいろいろ御協力いただくことが多いと思ひますけれども、特別の御配慮をお願いしたいと思ひます。

それからマスコミの対応でございませうけれども、ウルグアイ・ラウンド交渉、これも非常にマスコミの方が先に出ていくという問題、また微妙な色合いの問題などがあります。また、中山間対策という問題につきましては国民の理解がまだまだ不十分ですから、マスコミを通して御理解をいただくという点もございませうが、マスコミ対策は非常に大事であると思ひます。

ところが、マスコミの中には農政について事実と反する報道というものが出てまいります。ウルグアイ・ラウンド交渉の過程などを見ますとそういったものが出てくるわけですが、誤った報道に対しては厳重に抗議していただいで、二度と誤った報道が出ないようにしていただくということも必要であると思ひます。そのあたりのお考

えをお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(上野博史君) 私どもの立場から言ひますれば、委員今お話しございましたように、農林水産行政の的確なPRをやつていただくという面の我々がお願ひをしないやならないところもあるわけがございまして、できるだけ素材の提供等について努力をいたしております。しかし、そういうことが一方で間違つた報道というところで伝えられるんでは大変困るわけがございまして、そういうケースにおきましては、私どもも十分な注意を払つて我々の意向を向こうに抗議あるいは訂正というふうなことで、その時々に応じまして対応をさせていたでいてるところでございませう。そういう観点で特段の努力を今後も続けてまいりたいというふうに考えております。

○一井淳治君 この二月四日の十九時からNHKのニュースがありまして、この内容というのは、乳製品などについて関税化を受け入れた場合の具体的な条件などを米國やECに打診をしたというところとございまして、いわゆる条件闘争に入つたというふうな日本の農政の変換を示唆するような報道で、これなどは大変だつたと思ひますけれども、當然私は農水省から事前に、あるいは報道が出てしまつた後には厳重に抗議と言へば表現が悪いかもしれませんが、十分に話をする、そして二度と偽りの報道がなされないように最大限の対処をしていただくということが必要であると思ひます。

この件については私もいろいろ調べたんですが抗議はされてない。これは非常に残念だと思ひますけれども、どうですか。

○政府委員(眞鍋武紀君) ただいま御指摘の報道でございませうが、ウルグアイ・ラウンドについてはいろいろと報道がなされて、御指摘のとおり、事実と反するやうなことが報道されることは国内に無用の混乱を起すことというのほかに、外国にも誤った認識を与えるというところで、大変好ましくないと思つておるわけがございませう。そこで、我々といはしましては、やはり正確な

情報を通して正確に報道していただくということとで事前にいろいろと説明をするということ。さらには、こういう報道をしやうであるという情報を取材とかいろいろなことでわかりました場合には、それをやめていただくとか、正確な事実を報道していただくように申し入れをするというところ。さらに、事後的には誤つた報道がされた場合には抗議をする。こういうふうな大ざっぱに申し上げて三つの方法で今まで対処してきておるわけがございませう。

御指摘の報道につきましては、取材を通じましてこういう報道がされやうだということがわかりましたので、我々の方からそれは事実と反するということを申し入れたわけがございませう。その結果といひますか、その報道自体は差しとめられなかつたんですが、その報道とあわせて農水省はこういう事実を否定しておるといふことが同時に放送されたという状況でございませう。

確かに、委員御指摘のように、マスコミ対策はいろいろ問題があろうかと思ひますが、今後ともそういうことで注意をしながら適切に対応してまいりたいと思つておるわけがございませう。

○一井淳治君 これはマスコミの方に聞かえたら非常に失礼になりますけれども、マスコミは事実をそのまま報道しないから仕方がないわというふうな考えになつてしまつてはいけませんし、また担当の方が、マスコミに強硬に抗議などすると自分かまたどこかでしつぱ返しを食わされやしないかと思はれるのか、私はその辺がよくわかりませうけれども、とにかく私はこれで三回目か四回目なんです。それで、それに対する答弁が、本當に真刻にマスコミ対策をやつておるといふうな私の胸に響いてくるやうなお答えをいただいたことが実はないわけがございませう。

今回の二月四日のニュースが流れた後も、私などはしつぱやう報道の問題について委員会でもやつていまして、すぐに私のところへ、こういうふうな報道が流れたけれども事実とは違ふと文書を持って説明に來られました。そんな

エネルギーがあつたら、議員さんに説明したりするエネルギーがあつたら、NHKの方へ行つて十分にやっていたらというところが大事じゃないかと言つたところです。本末が逆になつて、何か変なふうにエネルギーが向いてると思うわけであつて、このゆがんだような状態を直していただいて、報道機関に対して間違つておるものが二度と出ないような真剣な対応をしていただくように重ねてお願いしたいと思ひます。いかがでしょう。

○政府委員(眞鍋武紀君) 先ほどの件につきまして、これまでも事前にそういう情報が入つた場合に十分説明をし、我々の考え方や事実を指摘したつもりでございまして、今御指摘もございまして、今後その都度適切に対応するように十分心がけてまいりたいと思ひます。

○一井淳治君 適切という適切な程度がまさに問題でありまして、農水省の局長さんは、日本の農政をあなたが支えているわけですから、あなたが引き受けているわけですから、場合によってはあなたの全身全霊をなげうつという気持ちでやつてもらわないといけないと思ひます。

それから、農業経営基盤法の関係でお尋ねいたしますけれども、まず、この法と環境保護との関係について質問をいたします。

○政府委員(入澤肇君) 私ども、日本の農業は、なかなか水田農業は元来環境保全を含めた多面的な機能を持つておるといふふうに認識しております。したがって、この機能は適切な農業生産活動の継続を通じて維持され、増進されるものだと思ひます。

今回、この法案をつくるに当たりまして、二つの点から環境保護につきましてアプローチすることが適切じゃないかというふうに考えたわけでございます。

一つは担い手の面からのアプローチ、要するに、効率的・安定的な経営体をつくりとつていき、その経営体がいかにした農業を行うということがそもそも環境保全型の農業を展開するものと

であるという担い手の面からのアプローチ。もう一つは営農のやり方の面からのアプローチでございます。土づくりによる地力の増進、適切な水管理、施肥を実施するといふ環境保全型の農業、こういう農業実施の面から環境保全と農業の調和を図つていくということでございまして。

この法案は、そういう二つの面からのアプローチをするといふことを中内容として盛り込んでおります。

○一井淳治君 効率的という言葉が出ておるんですが、環境の力も出ていないという点がこの法案の最も基本的な欠陥ではなからうかというところを私は心配しているわけなんです。大規模化を進めるといふことになれば当然農業等を多投するでしょうし、化学肥料をどんどん使つていふふうになつてきますと、環境が侵されてしまつて、そして農業の本来の目的に反するといふふうになつていくことを心配しているわけでございますので、局長さんも言われましたけれども、そのお言葉に本心に偽りがないように、環境を重視する農政が行われるようにお願いしたいと思ひます。

次に、効率的という言葉が法案の中に何度も出てきますけれども、効率的という言葉の意味としておられるのかどうか、そのあたりのことについてお答えをいただきたいと思ひます。

○政府委員(入澤肇君) 効率的と申しますのは、一口で言いますれば経営マインドを持った経営体といふことでございまして、もう少し具体的に申しますと、可能な限り費用便益効果、これだけの投資をすればこれだけのアウトプットがあるといふふうなことを認識するような農家層を形成するといふことでございまして。

具体的には、経営と家計を明確に分離していく、要するに複式簿記をつけて青色申告するような経営体になつていただく、あるいは労働時間につきましても十分な認識を持ちまして「時は金なり」という意識を持つていただく、あるいは所得につきましても目標を明確にしまして他産業従事者と

遜色のないような水準を目指す、そういうふうなことを意味しているのでもございまして、国際競争力をつけるということ必ずしも含んでのことじゃございません。

○一井淳治君 効率的といふことを今局長さんから説明されたような言葉で使うのであれば、当然のことでありまして、農業ももつからなきややつていけないわけですから、極力経営的にプラスが上がるような努力をするのは当然であると思ひます。

これはもう今までそれぞれの農民の方もやつていっているわけですから、殊さら取り上げるとなれば、今言つたように環境破壊的な農業に走つていきはしないかといふことが非常に心配なのが一つと、もう一つは国際競争力をつけたいといふことで極端に農産物価格の引き下げに走るといふことになりはしないか、その辺が心配なわけでございますけれども、国際競争力をつけるというところは、これはもう念頭にないんですか、どうなんですか。全然これは関係ないんですか。

○政府委員(入澤肇君) 可能な限り効率的な農業生産をやるといふことで、その結果として生産性が上がりコストが下がつてくるというところであります。為替レートの問題はございましてけれども、内外価格差の縮小に通じて、究極的には国際競争力という観点から一定の主張をし得るといふふうには考えられますけれども、効率的・安定的な経営体を育成するといふことが即国際競争力を持つていける農家を育成するといふことを考えているわけじゃございません。

○一井淳治君 この法案は稲作を中心にしておられると思ふんですね。稲作を中心としておられるに逆立ちしても追いつかないわけですから、それは農民の方が失望するといふことになつてしまふと思ひます。

ですから、農林水産省の方ではこの法案について、将来成立した場合には解説などなされると思ひますけれども、結果として国際競争力がどうの

こののといふことも言われると非常に問題ではなからうか。もちろん国際競争力がつくことは、それ自体は非常にいいわけですが、そんなことを考えていただいておるのであれば、それは中山間対策をして欧米並みに所得補償なんかしたいただけばいいですけれども、それもなしにただ単に国際競争力を言われたら、もう農民の方は希望を失つてしまふと思ひます。その点の御配慮をお願いしたいと思ひます。

それから、私は岡山県出身ですが、最近県内を歩いておると、稲作をして、農作業をすべて外注に出したら今の米価ではやっていけない、そして、県庁などに勤務している人は、自分の仕事も大事であるから、例えば友人に無料で耕作をお願いして渡している。しかし、圃場整備の費用なんかは、米価の方からは出ないから給料の方から全部出している。結局、作業を外部に委託した場合に今の米価ではとてもやっていけないといふことを聞いておるわけですが、そのあたりの実情をお聞きしたいんです。

まず、委託料は十アール当たりどれくらいになつておるんでしょうか。

○政府委員(入澤肇君) 全国農業会議所の調査によりますと、平成二年産の水稲作の十アール当たりの部分作業受託料金の全国平均で申しますと、個人受託の場合に、育苗で一万五千五百五十円、それから耕起で七千六百十円、代かきで六千八百六十六円、田植えで七千七百七十六円、防除で四千七百七十五円、刈り取りが一万六千二百四十三円、乾燥調製が一万三千二百九十八円といふぐあいになつております。

○一井淳治君 合計は幾らでしょうか。

○政府委員(入澤肇君) 今申し上げましたのは部分的に作業を受託した場合の部分的な経費でございますが、全作業を受託した場合の、ちよつと十アールの計算がないんですが、六十キロ当たりの料金で見ますと九千五百六十七円といふふうになります。

○一井淳治君 今の九千五百六十七円が、丸抱え

で全作業をやってもらえるということになれば、お米の六十キロ当たりの金額との差がかなりありますから、私が日ごろ聞いているような不満は出てこないと思いますので、農水省のお持ちの統計は、地域によって差があるんでしようけれども、ちよつと信じがたいような気がいたします。それにしても二割や三割程度の誤差というものはこの種のものについてはあるわけですから、六十キロ当たりのお米の代金とほとんど差がないというふうになつてくるわけですね。

そういう現状になりますと、自分で耕作する人はいいいんですけれども、自分で耕作をしない、あるいは高齢化をしたり病氣になつたりして自分では耕作できない、第三者にお願いをするというふうになると、例えば圃場整備なんかしておつたら圃場整備の代金も出てこないとか、相当自分が出血しなくちゃならないというふうになつてまいりますけれども、それが実情なんではないですか。

○政府委員(入澤肇君) 稲作の生産コストに占める物財費、物財費の中でも機械の償却費、さらに地代、それから地代に相当する小作料あるいは受委託の料金、それぞれが一定の部分占めていて、つきましては私どもは可能な限り低コスト化するということである政策を組んでいるわけでございます。

例えば、地代であれば無利子融資資金の貸し付けをやるとか、機械の償却費につきましても共同利用等でコストを下げるようにしておりますが、受委託の場合には、これからある意味では利用権の設定と並んで重要な役割を持つてくると思いますが、いろいろなことを考えなくちゃいけないとは思いますが、今までのところ特別な対策というものは講じていないということでございます。

○一井淳治君 この間視察に参りまして、倉淵村では地代が一万円とか一万二千元で借りていて、ということをお聞きいたしました。

そのとき、地代が安ければ土地の集積も進むだ

ろうということが話題になりまして、耕作賃が今の委託料ですけれども、委託料が非常に高くなつてくると耕作してくれる人がいなくなつてくる。そうすると、一万円でもいいから土地を出し、ましようという人が出てくるんじゃないだろうかという相談を他の委員さんとしたわけですが、農水省はそういうことをねらつておられるのかどうか。それはどうなんですか。

○政府委員(入澤肇君) 地代につきましては、実勢小作料の水準を可能な限り農地法で定めておるような標準小作料の水準に合わせるようにというふうな行政指導をやつてはいるわけでございますが、受委託の場合には中身が区々なものですから、そういう標準的な指針を示すようなことはやつておりません。しかし、標準的な計算ができてまいりますと、標準小作料の指導と同じような指導が必要になつてくることもあるかもしれません。

○一井淳治君 地代は平均十アル当たりどれくらいになつてゐるのか、それから農地の価格はどれくらいになつてゐるのか、質問したいと思ひます。

○政府委員(入澤肇君) 実勢小作料は、全国農業会議所の調査によりますと、平成三年の田んぼの全国平均で十アル当たり二万七千六百円でございます。これは府県と北海道の平均でございます。府県は二万七千三百九十二円、北海道は二万三千六百四十円でございます。傾向としては六十二年以降下がる傾向にございます。

それから農地価格でございますが、全体としては上昇傾向が続いておりますけれども、上昇率は鈍化しております。純農業地帯の中田の価格の上昇率は、平成四年で二・一％でございます。具体的な数字で申しますと、全体としては実際の農地価格、全国で百九十八万円、北海道では三十九万円というレベルでございます。

○一井淳治君 安いところはどれくらい、高いところはどれくらいということをお聞きしておられますか。

○政府委員(入澤肇君) 農地価格のブロック別の

平均で見ますと、全国平均では平成四年で中田で今申しましたように百九十八万三千円でございますが、安いところは北海道の三十九万四千円、高いところは近畿地方の三百四十六万三千円でございます。いまして二百六十四万一千円でございます。

細で申しますと、全国平均で百三十七万五千円、北海道が十七万八千円、高いところは東海地方でございます。いまして二百六十四万一千円でございます。

○一井淳治君 土地改良の費用ですが、圃場整備をした場合の十アル当たりの平均の工事額、それから農民の負担額についてお教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(入澤肇君) 土地改良事業に要する十アル当たりの事業費につきましては、実施している事業の内容でありますとか地域とか整備水準によりましてかなり地区によつて異なつております。一概に申せませんが、例えば県営の圃場整備事業の平成四年度の新規採択地区の平均価格で申しますと約九十三万円、これは北海道では平成二年から四年度の新規採択地区で低コスト化水田農業大区圃場整備をやつていて、ところで平均で七十二万円となつております。

農家負担も地方公共団体の議する措置が地域によつて異なつておりますので一概には言えないんですが、平成三年度で設定された「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」による水準を考慮した場合には、県営圃場整備事業につきましても全体事業費の一七・五％でございます。低コスト化水田農業大区圃場整備により実施する場合に二・五％というところになつております。

○一井淳治君 この土地改良の費用と地代、その関係が一つ問題になつてくるんですが、もう一つは、土地改良に投じた価格より農地価格が高ければ問題ないんですけれども、現実の経済取引をやる土地改良の費用より相当低い額になつてしまふという問題が起つてくるわけですね。

ここでの問題は、農民の側とすれば土地改良に

投じた費用分だけは回収しないと損をするという問題になります。しかし、経済原則は冷ややかなもので、現実には安いわけですから、安い価格で取引した方が農地の集積は進んでいくだろう。特に、将来農地の集積をしていくためには、貸し借りというの不安定ですから、農業経営がうまくいくと地代を値上げしてほしいという問題が出てくるでしょうから、ですから所有権を取得したいという気持ちも強いと思ひます。そういうことで、土地の現実の価格と、場合によつては圃場整備の費用も回収できないような低い額に現実になつてくる場合もある。それと、集積を進める場合の今言った問題点について農水省はどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(入澤肇君) 御質問の趣旨に沿わないかもしれませんが、平成四年度における農地価格につきましては、全国農業会議所の調査によりますと、全国平均で中田十アル当たり約二百万円、それから北海道で約三十九万円、先ほど申し上げたところでございますが、これと県営の圃場整備事業の十アル当たりの平均事業費に農家負担割合、先ほど二・五％なり一七・五％とかいう数字を申し上げましたけれども、そういうものを掛けまして推計しますと、農家負担は十二万から十六万円、北海道の場合には五万から十万円というところになつていまして、農地価格の方がちろん高いということでございます。

しかし、全体として土地改良事業費の農家負担割合を軽減するためにはいろいろな政策を講じなくちゃいけないということが前からこの委員会等におきましても指摘されておりました。我々といったしましては、全体として事業費単価を抑制するんだとか、あるいは国営事業におきましても工種別の完了制度を設けるとか、あるいは計画償還制度を創設するとか、あるいは五年間で一千億円の資金を積み立てて、その資金を用いて利子補給をするんだとか、いろいろな政策を講じて軽減対策に取り組んでいくところでございます。

さらに、地方公共団体にもいろいろな政策をお願

いしているということでございます。

○一井淳治君 圃場整備のために投下した資本の額が出てくると思います。その額より下の額で集積を進めていけるのか、そのあたりはどうか、なんですか。質問わかりますか。――仮に百万円、助成金等も含めて十アール当たり圃場整備に費用がかかるとした場合に、八十万とか九十万という圃場整備に要した費用以下の額で土地を集積していくということをお認めになるのかどうか。

○政府委員(入澤肇君) 農地価格というのは収益還元価格で算定されるのが適当だと思いますけれども、その前提としての、例えば小作料の水準と地代の水準と土地改良負担金の問題に恐らく絡んでの話じゃないかと思えます。

土地改良の負担金は小作料の算定に当たっては算定要素に入れないんだということで指導しているわけでございます。なぜかといいますと、土地改良事業費というのは長期にわたって資産形成するものであるから、毎年の小作料の算定にはふさわしくないという、これは学識経験者の意見を十分踏まえた結果、そういう指導をやっているわけでございます。したがって、私どもは、圃場整備事業で幾らかかったからその価格以下でその土地の売買がなされなくちゃいけないというふうな指導はしていないところでございます。

○一井淳治君 もう一つの基準は、地権者が出した費用ですね、この費用を割って集積を進めることを認めるかどうかということですが。

これは農民の方にとっては、やはり自分の投下したものは回収したいという気持ちがあるでしょうから、今局長が言われたように、それほど多額じゃありませんから、農民負担分については土地を売る場合にはどうしてもこれを確保していただきたいとは思いますが、そのあたりいかがでしょうか。

○政府委員(入澤肇君) 御承知のとおり、地価の統制をやっているわけじゃないんですけど、あくまでも地代の算定に当たって標準小作料を設けてそれに誘導していくという政策をやっている

わけでございます。それから還元される収益価格、それから算定される農地価格がどのように形成されるかというのはまさに市場実勢に任せていくわけでございます。

ですから、ある一定の価格で売らなくちゃいけないとか、一定の価格を上回っちゃいけないとかいうことは、私どもとしては指導していないということでございます。

○一井淳治君 ただ、今回の法律をつくって土地の集積を非常に強力に進めていくというふうになるわけですね。農民の負担がいろんな方面で出てくるんですけども、地価の問題について、安ければ、過去に農民が提供した金額を割っても、農民の負担になってもとにかく集積をしてしまえというふうになってしまつては少しやり過ぎじゃないか。地域の農民に恨みやつらみが残らないようにうまく将来やっていくためには、出した金額はそれほど多くはありませんから、それだけは確保してあげるといふ御指導がないといけないんじゃないかと思えます。

○政府委員(入澤肇君) そういう場合には、恐らく資産保有意識もございまして、所有権の移転ということじゃなくて、利用権の設定なりあるいは先ほど御指摘があった作業の受委託とか、そういうふうな形でまず状況を見る、そして地価の動向を見て十分にペイするという段階になったところで所有権移転に切りかえるというふうなことになるんじゃないかと思えます。

そういう場合の公庫資金であるとか、あるいは農地保有化事業による一定の政策資金につきましては、十分配慮していきたいというふうに考えておるわけでございます。

○一井淳治君 局長のお考えは非常に樂觀的だと思いますけれども、現実には委託耕作といふか農作業を受ける人がだんだん減つていっているわけですね。お願いしてもやつてくれる人がいないからというので、土地を手放すかあるいは貸すかということと非常に窮地に陥つたところの現状であると思えますから、その場合に、泣く泣く過

去出した圃場整備のお金も回収できないで売つてしまふというのはいかに農水省は薄情だと思いますから、これは農水省が今度公的な法人をつくつて進めるわけですから、よく御配慮をお願いしたいと思います。

それで、土地を買い取った場合、あるいは地代方式でいく場合、いろいろ集積の方法がありますけれども、米価との関係を考えて場合に、土地を買い取る場合には、地代であればどれくらい以内なら採算がとれるという計算をお持ちですか。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 申しわけありませんけれども、今どれくらいでという計算を持ち合わせないで、後刻調整いたして御報告したいと思えます。

○一井淳治君 そういったことは大変計算が困難だと思いますから、一応質問の予告はしておつたんですけども、それであれば後刻詳しい計算根拠もあわせてお願いしたいと思います。

あと、青年農業者の育成事業ということに農水省が御関心をいただいていることについては、この事業が進んでいないので非常に残念ですけれども、ありがたき思いますが、一番大事なのは受け入れ体制です。青年農業者が田舎に行つた場合に、近所の人から温かく迎えられる、住まいや食事などが確保できて、そこで働き使われなくて、労働と教育をうまく両立しながら勉強させていただくこと。そしてその後、独立できるようにいろいろ地元から御支援をいただいて立派な農業者になっていくということが大事であると思えますけれども、そのあたりの農水省のお考えをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(高橋政行君) 青年農業者の育成確保につきましましては、我々も非常に重要なことというふうに認識しております。農家の子弟以外の人も含めまして幅広く円滑に就職ができるような受け入れ態勢の整備が必要であると考えております。

それで、一般的にどんなふうかということですが、そういう青年農業者が就職するに

当たりましては、農家子弟が親の後を継ぐという場合もございまして、最近ではそうでない方もいらっしゃるわけございまして、そういう方の場合、例えば農業生産法人、あるいは農協あるいは農地保有合理化法人、あるいは先進農家といふように非常に進んだ経営をやっている農家、そういったところに研修生として入りまして、それで研修を終えた後に独立するというようなことで、その形態はいろんな形のものがありまして、我々もこれだけなければいけないというふうには思っておりません。

それで、特にそういうところに研修に入つた場合に、我々の制度といたしましては普及員というのがありますので、できるだけそういう普及員の指導を得ながら、技術あるいは経営方法の実践教育、そういうものができるように考えていきたいと思つておりますし、また市町村、農協なども非常に力を入れてやっておるところでもありますから、そういうところの応援も得てやっていくというふうな考えておるところでございます。

○一井淳治君 時間がありませんからこれ以上申し上げませんけれども、今回の法の中にも入つてきておるわけですね。ですから、それを利用して農業の研修を受けた人についてはうまく地域で独立して農業者として自立できるように御支援をいただくようお願いしたいと思います。

時間が参りましたので、質問を終わります。○大塚清次郎君 きょうは、先ほどから村沢委員さん初めいろいろ新農政プランなりあるいはまた今度の関連する立法についての質問があつております。幾らか重なる点があると思ひますが、私は視点を交えていただいまから幾つかの論点を御提示申し上げて、お尋ねをいたしたいと思います。非常に農林業不透明な中にございまして、今度「二十一世紀への道しるべ」というサブタイトルでこの新農政プランが出ました。いわゆるこの手法、プランニングの手法はラン・バイランというやり方じゃないかと思ひます。政策をつくりながら、予算をつけながらということでございます。

したがって大変御苦労もあつたと思います。

私はこのプラン全体を一通り勉強させてもらいましたが、どうも全体から流れてくるものは隔靴搔痒の感が私の頭から消えません。それで、幾つか取り上げまして問題点をただしたいと思ひます。ひとつラフに答えていただきたいと思ひますが、まず第一に上野官房長、これはプランを恐らく総括されると思ひますけれども、官房長にお願ひしたいと思ひます。

実は、去年の六月出ました新農政の展開方向、そしてことし二月の構造と経営に着目した課題と対策、そして中山間地を特に取り上げてその課題と対策、これを補強されました。近く畜産あるいは野菜、果樹それから畑作、こういうものについて補完していかれるということですが、ひたすらプランの全体像がおおむね体系的にまとまったものとして私も受け側にわかるのはいつごろになるでしょうか。それが一つ。

それから、そのプランニングの手法と、その政策をどうして受け側に浸透させていくかということについて、今度のプランの特徴といたしましては、新たな立法もありますし、それから既存のもの法の改正、それから、これから政省令がつながっていくと思ひます。それを裏づける年三兆円何がしかの予算のシーリングの中でのやりくり、これが非常に多岐に複雑に絡み合つておりまして、しかも今度は国土庁なりあるいは自治省とのアロケイト部分も出てくるということで、主管農水省としてはその全体像と個別政策を十分おわかりになつておりますが、受け側にはその全体像や政策体系が見えにくいとの評価があります。

「二十一世紀への道しるべ」として道筋を示すわけでございますので、それにふさわしく受け側にプランの全体像や政策体系あるいは内容を早くストリートに周知する方法、手段についてどういふお考えをお持ちなのか、これをまずお伺ひし、さらに地方自治体が関与する部分が非常に比重が高くなつております。でございますので、政策的にも財政的にもこの機能分担をはっきりしていか

いと責任の転嫁になりかねぬのじやないかと思ひます。これをどのようにして仕分けしつかれてはつきりわからせてもらうか。特に、農業関係の出先機関あるいは農業団体への啓蒙指導、そしてそれをいわゆる担い手を中心に受け側に、農家に、どういふように啓蒙指導していかれるか。こういう点をまず官房長にお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(上野博史君) まず、新政策の全体の姿といひますか体系の問題でございますけれども、今度の新政策の考え方一番中心をなしますのは、将来の我が国の農業の担い手というものをしっかりと確保して、農用地面積を十分に活用した農業生産が行われるということを考えてまいりたいという点にあるわけでございます。そのことを通じてまた地域社会の活性化にも大いに寄与してまいりたい。

その際、ほかの農林水産関係以外でやらなければならぬ施策については他省庁との連携を図りながら進めるだけのことをしてまいりたい、こういうふうな考えているわけでございます。その基本的なところについての制度的な手当てというものは、現在この国会でいろいろお諮りを申し上げ、御検討をいただいております。その中心部分には出てまいっているのではないかと、このように我々思つてはいるわけでございますが、委員御指摘のとおり、作目的に見ますと稲作というものが中心で考えられておられるのは事実でございます。

したがって、我が国農業は非常にすそ野が広いわけでございまして、稲作が中心をなすとは言ひながら、それぞれの地域、それぞれの農家の立場から見て必要な将来の経営の姿というふうなものが十分に示されていまいというところもあるわけでございます。稲作以外の分野につきましましては現在、農政審議会にもお諮りをしながら検討を進めていこうと思ひます。

これは夏場になりますと概算要求という段取りに進むわけでございます。私どもの考えではその段階で一応の平成六年度に向かつての予算的な

手当てが必要なものについては考えられる程度にまでまとめ上げてみたいというふうな考えているところでございますけれども、現在作業の途中でございます。鋭意そういう方向へ向かつていこうと思ひます。

それから、この予算の関連で言いますと、担い手への土地の利用関係の集積、あるいは法人という形態による農業の担い手の確保というふうなことで新しい予算的な対応をする等、平成五年度予算で私どもとしましては相当知恵も絞つて新しい予算の項目も用意したつもりでございます。しかし、他作目の関係等々、さらに平成六年度、七年度と考えるとかなければならないところは多々あるだろうというふうな考えるわけでございます。これは来年度の予算編成に向かつての省内での作業を鋭意進めている段階にあるということでございます。

それから、PRの問題でございますが、新政策の考え方あるいはそれを踏まえた経営基盤強化法等の具体的な運用の問題ということになりますと、地元といひますか個々の農業者、こういうレベルの皆様方のお考えをできるだけ尊重してまいり。地方公共団体がどういふような方向にその地域の農業を持っていこうとされるのかということも非常に大事な前提でございます。私どもとしては将来の方向を指し示すということもやりま

すけれども、その地域地域の実情というものが十分に勘案された形で今後の運営が行われていかなければならないというふうな考えているところでございます。

そのために、新政策の考え方を打ち出しまして以来、大臣に先頭に立っていただきまして、全国かなり密度を濃くPRの作業等も進めてまいっております。また、現在御審議をいただいております諸法律が成立をいたします場合には、そのPRあるいは施行という面に特に重点を置きまして、特段のまたもう一段の普及PR活動に対応していかなければならないだろうというふうな考えてお

ります。

具体的には、地方農政局に新政策の推進相談窓口というものを設けたり、あるいは各地の公共団体をメンバーといたしまして連絡協議会というふうなものを設けたりしまして周知徹底に努めているところでございます。

それから、もう一点御質問の点は他省庁との連携のお話があつたかと思ひます。でございますけれども、これは、この中山間地域法が五省庁による共同提案ということにもうかがわれますように、それぞれの省庁の分担の仕事をうまく調整いたしまして、それぞれの地域の活性化に向けたメニューをつくり、具体的に仕事をしていかなければならないというふうな考えているわけでございます。この点につきましましては、今後さらに各省庁間の連携を保ちながら、御相談をして一緒に当たつていただくといいことでの我が省としての努力が必要だということに考えておるところでございます。

○大塚清次郎君 新政策が十年間という一つの到達目標の年限の中で進みますようにするために、早くプランをきちんととして、そしてあとは実施ということに対応してもらいたい。またPRは、今のよう非常にわかりにくい点もありますから、これはひとつぜひ受け側にわかるようにPRこれ努めていただきたいと思ひます。ありがとうございました。

続きまして、私は、この新政策プランに書いてある食料政策についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

このプランの目指すところは、他産業並みの労働時間で他産業並みの生涯賃金、こういう一つの大きな目標があるわけですね。そういう一つの点からいいますと、このプランにかかわる食料政策というのはこの根幹をなすものだと私は思ひます。先ほどから議論があつておりますように、プランには、米の自由化、こういうものはしないことを前提に、今四六%まで落ち込んだカロリーベースの食料の自給率、これに歯どめをかける、

そういう食料政策をやるということが今度のプランに書かれておる。

米等自由化はこれ以上しないということは書いてありませんが、これが崩れると自給率四六％なんてとてもじゃないとなりますので、これ以上自由化はしないとの望みをかけた食料政策の自給率が掲げられております。

それで、そのプランを見ますと、確かに世界人口の動向とかあるいは世界食料の需給モデル、こういうものは出ておりますけれども、肝心な我が国の食料の国内生産、それと需給の長期見通し、あるいは到達年度までの見通し、そういう指標は欠落しております。

これはなかなか難しいから出さなかったのか、今現に基本法に根差すそれぞれの長期見通しがあるからこれは割愛したのか、この点についてぜひ率直な官房長の見解をまず伺いたいと思うんですが、どうですか。

○政府委員(上野博史君) 今、委員仰せのとおり、新政策そのものの中に食料自給率や個別農産物の生産見通しというものは示されておられません。

しかし、この考え方の前提といたしましては、平成二年の一月に閣議決定をされました「農産物の需要と生産の長期見通し」というものを踏まえているわけでございます。

○大塚清次郎君 なぜ私がこれにこだわるかといいますと、問題は食料需要に対応する生産と供給の推算、これは消費需要は割合に見通しがしやすい。しかし、供給がなかなか見通しがしにくいという理由が一つあるんじゃないかと思えますね。

供給というのは、国内生産分と輸入依存分、これが合わさって供給と、こうなるんです。もう米など数品目を除いてはほとんど自由化されておるということで、歯どめがない。だから、この食料輸入がエンドレスにふえていきますと、国内の需要は限られておりますから、生産のバイが縮小していくということとは理の当然でございませう。だから、勢い非常に不透明で、供給の推算については、それが不透明な上に、輸入依存に傾斜し、他力本

願になっていくということ。国内生産の見通しは、そのために結果的にはつけにくい。これは私もよくわかるんですね、現実には。

だからといって、国内生産の量的指標はそのとおりはいかぬかもしれぬけれども、ある程度のおれがあつてもここで打ち出さないと、私はプランの一番初めにうたった他産業並みの生涯所得というふうな目標から考えますと、どうもこの欠落はいただけないんじゃないかと思ひますがね。

そういうふうなことでございまして、一方では基本法、先日も出ておりましたが、農業基本法の八条に食料の生産と需要の長期見通しが義務づけられておるようでございます。しかし、今ありますのを見ても限り、例えば私の専門の果樹の生産と需要の長期見通しでもかなりな乖離がある。そして、今後さらにその乖離は開いていくという傾向にある。

時をわかつて改めればいいじゃないかということもありまふけれども、今新政策を踏み出そうとするときに、いろいろ困難はあつても大類別ぐらひはして、世界の需給モデルだけじゃなくて、やっぱり需給見通しで指標を与えようということは今後の意欲をかき立てる上においても必要じゃないか、このように思ひますが、こういう点につきまして、上野官房長からもう一つ重ねて答えていただきたいと思います。

○政府委員(上野博史君) 先ほど申し上げましたように、いわゆる数字的なものあるいは表的なものとして、新政策の考え方、紙の中に見通しなりなんなりを示していないという点については先ほどお断りを申し上げました。

ということとは、あの長期見通しを私どもとしては十分に踏まえて、現在の食料自給率の低下傾向に歯どめをかけるということを出しているつもりでございまして、一行ぐらゐのわずかな文章でございませうけれども、我々の心意気というのはそこにあらわしているつもりであるということでございませう。

さらに、今の御質問が、この長期見通しを現段

階で改定する必要があるんじゃないか、そういう新しいものを踏まえる必要があるんじゃないかという御議論であるとしますれば、私どもとしては、平成二年に発表いたしましたまだ数年間の経緯を見たにすぎないところでございませう。若干傾向的にその数値と離れてきているという感じが確かにあるところはございませうけれども、もう少し様子を見させていただきたいということでございませう。

それからもう一点は、この自給率なりなんなりを考へてまいります場合に、政策的に対応していく部分と政策的に対応できない部分とがいろいろあるわけでございませうけれども、先ほどおっしゃいましたように、後継者、農業者が十分なる耕地面積の活用ができる程度に存在をする、農地をカバするということ、これが何と云つても最大の要件になるわけでございまして、そういう農業者を確保していくためには、委員がお話をされましたように他産業並みの所得であるとかあるいは労働条件であるとか、そういうものが準備をされなければならぬんじゃないか。そういうことがまず自給率というものを考へてまいります場合に一番大事な事柄なんではないかというふうに実は我々考へているわけでございまして、そういうふうな条件をつくり出すための手当てとして、今、経営体の考へ方なりあるいはそれを実現するための農用地の利用権の集積を図るための制度を手当てをするなりというふうなことで御相談を申し上げているというところでございませう。

○大塚清次郎君 鶏が先か卵が先かになるようなことですが、最後の方の御答弁は、これは見方、見ようによろしく思ひますけれども、やっぱりそれは両方ともないといけない。そういう望ましい経営体をしっかりとつくりたい。それからもう一つは、生産の見通しもしっかり確固たるものを与えるということになっていかんやないか。

ただ、先ほど前段で御答弁いただきました、生産と需要の見通しは平成二年につくつたと。大体私どもが聞くところでは五年間は動かないよと

いうようなことを聞いておりますけれども、これは、こういう非常に国際経済の流れ、世界農業の変化があつておりますから、やっぱり即応していかぬと、後追いじゃないかと思ひますね。これはひとつ答弁は求めませんが考えをいただきた。せつかく農林水産大臣もおられますからよろしくお願いしたい、このように思つております。

それから、なぜ私が自給率にこんなにこだわるかという、どうもカロリーベース四六％が、米はこのまま守つておつても全体食料の中でもっとも加算度的に減るんじゃないか。非常に品質のいいもの、安全なものをつくれれば日本の農業は競争力を持てるんだというふうなことを先ほどおっしゃつておりました。私どももそれを神話として今まで受け取つておりました。しかし、最近そうじゃないような状況の変化が出てきているんじゃないですか。

一つは、円高の高進が一つあります。これは内外格差を広げるということにつながると思ひます。折々の政策価格決定のときに、内外格差は正というものがよく言われますけれども、逆に広がつておるといふこと、とても及びもつかないやうに広がつておるといふ現実の問題があります。

それから、関税の引き下げは、自由化のときこれで行くと、牛肉であれば七〇％から五〇％どまり、それからかんきつであれば幾らと。しかし、これは世界の貿易交渉の中でだんだん下げているかなきやならぬようにこれはなるんです。だから、政府に頑張つてももたらわなかなきやありませんが、そういう趨勢にあるということとをひとつ頭に置かなきやならぬ。

そして、一番象徴的な現象は、品質のいいものをつくれれば高くても売れるという日本特有の今までの觀念、これが崩れてきているということ。す。いわゆる肉にしても、果実にしても、野菜にしても、加工品にしても品質格差が縮まってきたということがある。

それからもう一つは、日本の中で消費者ニーズで余り高いものは買わないという消費傾向が出てきておるといふこと。そういう点からいって、輸入を減らす要因、引く張る要因が顕著に出ておるといふこと。そうすると、私は例えば今六五％という果樹の自給率でさえ五〇ぐらいに下がり、せぬかというように思っておるんです。

それから肉にしても、輸入自由化によつて五〇％の関税の中でもほとんど入つてきておる。そういうものは品質格差なり円高、為替レートその他の要因によるものが、相乗作用して影響をきておるといふ実態からしますと、既に自由化されている畜産、果樹、野菜については私は輸入プルの要因が重なる国内生産のバイを急速に縮めていきはせぬかという懸念があるわけでございまして、そういう点につきましてひとつ担当局長のお考えを聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(上野博史君) 担当局といつても各局にまたがることもございしますので、つたないながら私の方からお答え申し上げます。つたないながら、確かに為替の円高という事象によりまして海外からの供給圧力がふえるというの、これは何も農産物に限らず全体として言えることだろうと思ひます。逆に言えば、農産物とてそういう輸入圧力の例外だといふふうにはなかなか言えない、自由化品目について言えばそうは言えないだろうといふふうに思ひます。

そういうところから、基本的な食料につきましては私も一定の農業保護というものがどうしても必要だといふふうに、これはアメリカやオーストラリア等の非常に大規模な農業をやっている国々との競争なんというのが考えられないような作目があるわけでございまして、かつ、そういうものが我々にとつて非常に基礎的な食料であるといふものがあるわけでございまして、そういうものについては保護が必要だといふことを従来から申し上げておるとおりでございまして、自由化をされている品目につきましては、そういう手だてがないままに、言うなれば外国からの

供給圧力に押されるわけでございしますが、こういう分野につきましては生産・流通面のいろいろな手当てを施しまして品質のいいものをつくるという、これは決して意味がないわけではないと思ひます。我が国農業の生きていく道だといふふうに考えるわけでございまして、これがそのときどきの景気や何かによつて消費者の動向に若干の変化が出てくるということはあるにしても、我が国農業の対応していくべき道筋であると思ひます。それからコストダウンを図っていくという努力、これもしていかなければならぬといふふうに考えております。そのための施策につきましては、今でもいろいろ取りそろえてあるつもりでございしますが、さらには検討はしてみたいといふふうに考えております。

○大塚清次郎君 実は、私のように外国とのいろいろな面での農産物の取引に實際携わっているものからすれば官房長のお考えは甘いんじゃないかと思ひます。本日に品質のいいもの、それはもうそれが一番いいんです。品質がよければそれが一番いい。それで、それが国内生産者の皆さんに高い付加価値がついて高く売れていくということはいいことなんです。でも、内外彼の差がだんだんだんだん縮小してきているということ、品質の面についても、それからそういう消費の傾向にしてもですね。これはいろいろなものには出てきませんが、決して無視しては私は見通しはいかぬと思ひます。

したがって、私はそういうものもある程度織り込んで、あの基本法農政が高らかにうたい上げたいわゆる選択的拡大への道が思いどおりにはうまくいかなかったというの、これは事実でございまして、そういう点で十分気をつけながらひとつこの生産と需要の見通しについては各局できちっとしたものをなるべく早く出していただきたい、そのように思ひます。

時間がありませんので次に移ります。

プランでは望ましい経営体像とその実現方策を特に水稲に着目して出しておられます。なかなかこれもよく書けておるわけでございしますが、率直に申しますと平成十二年の到達年次に五十五歳未満の基幹農業者を見れば六十万人、六十歳未満で見れば八十万人で、個別経営と組織体の精鋭の担い手につくり上げたい、そういうねらいが込められておりますが、これはなかなか容易ではないと思ひます。

一つは、これは入澤局長よく御存じだと思ひますが、農地について、農産物の生産手段としてでなくて、むしろ財産保有觀念がまだまだ依然として、牢固として根強いものがあるといふこと。それから、日本の特異な急峻な地勢、それから複雑な分散錯雑、これがある。それから農林業全体についての行き先不安、不透明感、このやるせない気持ち、これが特に担い手にあるといふことです。それから、その他いろいろと流動化を阻んでおる底流がある。

この中でやっていくといふことだから並み大抵のことじゃないことはわかります。それを今度の特に強化された構造政策立法で果たして到達年次までに排除できるか。これが失敗しますとこれは大変なことになると思ひます。これは何も行政だけじゃございせん。ちゃんとこの政策の受け手も一体になってやらねばなりません。失敗するとそれこそ大変なことになると思ひます。農業基本法は選択的規模拡大を目指したもので、その路線が行政の努力不足じゃない、それから生産農家の努力不足でもないのに、いわゆる工業加工貿易の方向への国全体の傾斜政策に押された反動として我が国農業は望みとは裏腹に兼業化の方向に行つたといふことですね。この基本法農政の過ちといひますか、見込み違いといひますか、この轍を踏まないためにも今後の新政策ではやっぱり過ぎたるは及ばざるじやないかと思ひます。過ぎたるは及ばざるじやないかと思ひます。このプランあるいは法律の立

案に直接かわられた入澤局長の御見解、考えを伺いたい。

○政府委員(入澤肇君) 農業をめぐる状況、それから流動化を初めとしたいろいろな構造政策を展開してもなかなか思つたとおりその効果が上がつていないという認識、さらにその理由につきましては今御指摘のとおりだと思ひます。

私どもは、そういうふうな事実を十分に冷静に見詰めた上で、その反省の上に現在の政策手段をいかに強化するかという視点からこの二法を提案しているわけでございまして。行政は一つの枠組みをつくる、ある意味ではミニマムスタンダードをつくる。そしてその上で行政をいかに展開していくかといふことは一に私ははかつて運動論にまつんじゃないかと思ひます。

そういう意味で、今回の法律、制度の検討に当たりましては、現在私どもの持つておる農地法を初めとする諸制度につきまして、制度が十分適切であるかどうかといふことでまず反省して検討してみました。それから制度を運用する財政、金融、税制上の仕組みが十分適切であるのかどうか。さらに、そういうふうな枠組みのもとで運動論を展開するに当たって、農業団体を初めとして旗振り役とそれから地域のリーダーとの関係、それからその運動の具体的なやり方、それについて適切であるかどうか、この三点からいふようなアプローチをして検討したわけでございまして。

そしてやっぱり零細分散錯雑の克服というのが一番大事な問題である。これは地味だけれども、もつと強力に展開しなくちゃいけないといふことで、農用地利用増進法を農業経営基盤強化促進法といふふうに変えて、農地保有合理化事業を強化する。それから農用地利用増進事業そのものも強化するといふふうなことをまず主軸に据えたわけであります。

それで、零細分散錯雑の克服ということを中心として、それから広範な努力を展開していくわけでございましてけれども、たまたま状況が今先生御指摘のとおり跡取りのいない高齢農家が非常にふえてい

る。それから第二種兼業安定農家というのが非常にふえている。全体として農地の出し手はいくらでも担い手がいないという状況のところが多々あります。そういう状況をむしろ構造政策の展開のきっかけとなるように受けとめて政策展開しなくちゃいけないんじゃないかというふうに考えているわけでございます。

○大塚清次郎君 この問題で今非常に確固たる入澤局長の所信が出ましたので、ひとつぜひ強力に進めていただきたい。

実は政策としては至れり尽くせりのものが出ておりますが、問題はそれ裏づけの財源でございます。非常に構えは大きいけれども、中身が伴わぬということになりかねない。というのは、シーリング予算をじつと見てみますと、三兆数千億円の申す予算を大蔵省からシーリングを受けてあつち回しこつち回しというやり方ですね。だから、農水大臣、ここでお聞きいただいておりますけれども、予算の総枠をひとつも少し、新政策はシーリングの外に置くような気持ちでぶつからぬと、なかなか実効が限られた期間に上げにくいという気がするんですね。そういう点では局長さんもさることながら、大臣の出動を特に平成六年ぐらいからさらなる財源確保強化をお願い申し上げたいということでございます。大臣にこの際お考えを。

○国務大臣(田名部匡省君) 確かに、おっしゃるとおり、赤字国債の解消のためにシーリングというものを何年も続けて、そのために各省大変な苦勞を続けてきたと思ふんです。そういう中にある必要なものには少しづつでもという配慮、こういうものがありまして、一昨年の予算折衝のときにも私は大筋この方向というものを少し認めていただいて、去年もわずかながら農水省の予算というものはふえてまいりました。

しかし、これでいいのかというまだまだ私は不足しておるということを申し上げております。特に、生産基盤もさることながら、農山村の環境整備ということで随分お話し申し上げて、おかげさまで集落排水等は今年度の補正でも大分伸ばして

いただいたという、そういう地道な努力を私は続けていかなくやならぬ、こう思っております。それだけでもどうにもならぬので、特に国土庁と自治省にお願いして、そのほかにも閣議でも何回も申し上げました。農林水産省だけでこれだけのことをやり遂げるとなると、各省庁の御理解、御協力なしでは、我が省の予算だけでは到底この達成というのには難しいということでは自治省も応分のおつき合いをいただきたい。これからいろんな手だてを講じて努力をしてまいりたい、こう考えております。

○大塚清次郎君 残された時間が余りありません。最後の質問は新政策にかかわる今年度の中山間地立法、これへの政策対応でございます。

一番難しい中山間地に今年特に法律をつくって手を染めようということでございます。これは非常に時宜にかなつたものだと思いますが、真正面から取り組んではいただかぬわけでございますけれども、その中身に弱いところがあるのではないかと。だから、これでは、中山間地に住まい、生産のよりどころを置いて、孫子の代まで農業をやりたいと、あるいは何かを兼業しながらそこに定着するということ、これが中山間地活性化の一つの目標だと思ふますが、これは果たしてできるかなと、実は私の五十年ばかりの現場経験から懸念いたします。

特に、中山間地は狭隘、急峻な地勢が国土の農地の四割以上を占めておる。それで、既に今平場との所得格差が大きいし、さらに広がっている。なぜそうなつたかという、木材価格が急激に落ちまして、今までは混農林業という立場から、農業収入の乏しさを山林収入で埋め合せていたということがありますが、これがなくなつたということも一つだと思います。そういったようなことで、今後、中山間農業人口の流出、これは本当に歯どめできるかどうか大変心配をいたしております。それを食いとめるための立法ですから、その法律の中身を大臣、これはこれとして次の段階でひとつぜひ補強してもらいたい。

それにはソフトもハードもあります。ハード面では、いわゆる土地改良の受益者負担の軽減についてもかなりの道が開かれておりますけれども、抜本直截的なものじゃない。と申しますのは、中山間地はそれなりに事業費単価が平場よりものうんと高いわけですね。だから、絶対的な負担金が大きい。負担率は少ないというもののなかなか大変です。長期償還といつてもいわゆる借金政策には違いないんです。

それからもう一つは、今ソフトの面で、一つの作目を選定して生産方式を決めて、その認定地域の中で一生懸命やつても、当面は収入所得が上がらぬだろうからこれはひとつ貸し金で見ますよ、低利でお金を貸しますよということでございますが、借金には間違いないわけですね。

したがって、そのソフト・ハード面をもう少し鮮やかに、いわゆる中山間地対策が成功するように、立法の趣旨に沿つて目に見えて成果が出るようにするためには、私はそういう点で国と地方自治体が予算強化をしていかなきゃならぬと思ひますが、入澤局長、その点について現状でいいと思つておられますかどうか、まず認識を伺いたいと思ひます。

○政府委員(入澤肇君) 今回提案しております中山間地域の法律に基づきまして、これからいろんな中山間地域対策をやるわけでございます。平成五年度におきましてもある程度の予算は用意したんでございますけれども、これからこの法律をもとにいたしまして、例えば地域ごとの需給見通しをきちんとつくつていく、それから地域ごとの新しい作物の導入の適応試験を具体的にやつていく、さらに営農指導、技術指導を濃密にやる、さらに加工販売体制を強化する、いろんな政策をこれから展開しなくちゃいけません。それには現在出している予算だけでは必ずしも十分でない、さらに平成五年度の予算を拡充強化するように次の予算に向けて努力していきたいと考えております。

弁に重ねて具体的に申し上げますと、その認定地域でいわゆる土地改良事業をやる、そうした場合に土地改良事業負担金の思い切つたかさ上げにこの際手をつけてもらいたいと思ひます。

それからもう一つは、ソフトの面でございまして、これはそろそろ中山間地はそれだけじゃやつていけないから所得政策的な発想をそろそろ局長のもとで考えてもいいんじゃないですか。経過的にはこの立法でいいですよ。局長から今まで例えばヨーロッパのデカップリングがなぜ日本になじまないかということについて二、三回聞きました。

それはそれなりの条件の違いはあります。私もドイツのボン大学で一日ばかりレクチャーを受けましたけれども、あそこは地勢がかなり違うというところ、それから現に旧西ドイツ等については黒い森の問題等が出て、これは容易じゃない、現に被害がある。だから、国民的なコンセンサスが受けやすかつたということです。まだ日本は黒い森まではいつていないという問題があります。

しかし、その合意を見るまで黙つておるわけにはいかぬから、今のようソフト・ハード面できつこつこれは所得政策らしい方向には今の制度でいけるはずだと思ふんです。そして、どうしてもいけなければいよいよ所得政策的構造政策をとり、もう一つ昇華させてやつていく発想だけはもう練られた方がいいんじゃないかと思ふんです。ぼろぼろぼろ山をおりましてからじゃちよつと遅過ぎるんじゃないかと思ひます。

特に、自然環境保全の直近の防人の役割はやっぱり中山間地の農家が負つています。したがって、その農家にふるさと・水と土の基金を四百億規模でおつくりになりました。こういうことは今まで大蔵省あたりはなかなか頑固だつたと思ひますが、よくまあこういう基金ができたものだと思いますけれども、これを思い切つて強化していく。そして、公的管理という思想をこの中に強く出していつて対応していただく。いわゆる所得政策的な発想を取り入れながら、一方で今の中山間地立法の中で及ぶ限りの、そういった目に見える対

策をやっていたかなきやならぬときじやないかな、こう思いますので、最後に決意のほどを伺っておきたいと思ひます。

○政府委員(入澤肇君) 御指摘のとおり、中山間地域の活性化というのは、一極集中を防止してバランスのとれた国土経営を図る上で極めて重要なことであります。その意味で、私どもは農林業の活性化を通じて中山間地域対策を講じていきたいというふうに考えたわけでございまして、けれども、今いろいろな例を御指摘になりましたけれども、国土保全、定住の促進、農林業の活性化のために考えられる政策につきましては可能な限り幅広く勉強してまいりたいと考えております。

○大塚清次郎君 もう時間が、あと野間先生に何か引き継ぐことになっておりますが、大臣、今、私と入澤局長なり官房長といろいろと質疑を交わしたようなことでございます。どうぞ、大臣ひと頑張りいただきたいと思ひます。

○野間赴君 関連質問といたしまして、農業生産法人のことににつきましてお尋ねをさせていただきます。

農業生産法人は昭和三十七年の農地法改正によつて創設されたものでありまして、我がふるさと愛媛県でも相当数の法人が設立をされました。現在の農業生産法人の状況をまずお尋ねをいたしたいと思ひます。

○政府委員(入澤肇君) 農業生産法人の現状でございますけれども、昭和三十年代末から四十年代後半にかけて多く設立されたということは、今御指摘のとおりでございます。

その数は、昭和四十九年に減少した後横ばいを経ておりまして、最近はやや増加傾向にありますが、平成三年一月時点では三千七百四十八法人となっております。

組織形態別に見ますと、平成三年一月時点で見ますと、有限会社が五八%、約六割、農事組合法人が四一%、約四割を占めておりまして、合名・合資会社は極めて少ないという状況でございます。作目別には、畜産が千五百八十八人と最も多く、

米麦作が五百九十九法人、果樹が五百六十七法人とこれに次いでおります。

地域的には、北海道が千三百六十法人と最も多く、中・四国が六百六十八法人、九州が六百二十七法人というふうにこれに続いております。

農業生産法人の平均規模でございましてけれども、一法人当たり五・八戸、構成員は七・七人でありまして、経営面積は二二・六ヘクタールであります。一戸一法人が千二百三十一法人ある一方で、二十戸以上で構成する大きな生産法人が百六十法人ほどあります。その内容は多岐にわたっております。

以上です。

○野間赴君 そこで、愛媛県宇和町で酪農を行っております農業生産法人の問題について具体的に御尋ねをさせていただきます。

この法人は、構成員四名の有限会社であります。平成四年に一人が脱退をいたしました。酪農専門学校を卒業いたしました意欲のある青年後継者がその持ち分譲渡を受けようとしたんですが、持ち分取得代金が高額のため自己資金では負担がでず、公庫資金や農業改良資金の融資を受けようとしたんですが、残念ながら公的な融資を受けるということになりませんでした。このため、この後継者は、法人構成員になれないうまま、現在この法人の農作業員として従事をいたしておるというところであります。

今後ますます高齢化というふうなことでありますので、農業生産法人から脱退することが当然多くなつて、このようなケースが多くなつてくると私は考えます。資金力のない、若くて意欲のある後継者や新規参入者が、その持ち分を取得して構成員になれるような金融上の政策やその他の支援措置を検討する必要があるのではないかと考えますが、どのようなお考えでございませうか。

○政府委員(入澤肇君) 一般的には、農業生産法人に新規就農を希望する者は、まずその農業生産法人の雇用者として農業に従事いたしまして、その後、各自の資金力に応じて段階的にその法人の

持ち分を取得するという形で、初度的な経費の負担とかあるいは経営リスクなしに農業経営に参加するという方式がとられております。

今御尋ねの公的な資金をなぜ借りられなかったのか、その理由はよくわかりませんが、今、今回農地保有合理化法人の中間保有機能を十分に活用した形で農地取得が円滑に進むようにということで、政策を強化したいと思つております。例えば北海道等では、農業公社が無利子資金を貸し付けて、そしてデックオフできるというふうな確信を持ったところで農林公庫の三分五厘資金を貸し付け、そうすると三十五年で二分資金ぐらいになります。そういう融資の仕方が一般的に行われておると、できるんじゃないかと思ひます。

いずれにいたしましても、持ち分を取得して新規参入したいという方々に対する資金的な面での助成措置につきましては十分に検討していきたいというふうに考えております。

○野間赴君 法人化のメリットの一つといたしまして、雇用の形で農業に参加をし、段階的に持ち分を取得しながら徐々に経営に参加していくことにより、初度的な負担や経営リスクなどなく農業に参入をしていくということも確かであると私は考えます。

このことは、今後各法人に対して普及浸透させることが必要と思ひますが、どのように考えられますか。

○政府委員(入澤肇君) ただいまの御指摘の点につきましては、この法律の成立をまちまして各都道府県の農業公社あるいは市町村の農業公社、市町村、農協等につきましても、その趣旨を徹底的に普及して円滑な就農ができるように図ってまいりたいと思ひます。

○野間赴君 時間がございませぬので、最後に大臣にお尋ねをいたしたいと思ひます。

本法案等により、農業生産法人をこれからますます推進していくこととしていくわけでありまして、今後の基本的な取り組みについて大臣にお尋

ねを最後にいたしたいと思ひます。

○国務大臣(田名部匡省君) 今の若い人たちのうのは相当我々と考え方が違つてきておりますね。そういうことを考えますと、法人形態による農業経営、こういうものを見ておりますから、経営管理能力でありますとか資金調達能力あるいは取引の信用力の向上、雇用労働関係の明確化、社会保険の適用、それから雇用労働者の福祉の増進、そういうことに利点があるわけであります。若い人たちはもう金だけではない、休むときにはきちっと休みたいというのがあるわけでありまして、それから、そういうことに合致した形というものをこれからつくっていくかなければ、幾ら口で言ひましても実態が伴っていないとおしかりをいただくのであります。そういう経営体を目指していくということは大変私に大事だと。

そのためには、指導体制をまずしっかりする、あるいは財務基盤の強化を図る、いろいろなことをやりまして、各地の実情あるいは経営体の取り組み段階に応じた適切な育成というものを私はしていかなきゃならぬというふうに考えております。今申し上げたことを強力に私たちも進めていきたい、こう考えております。

○野間赴君 ありがとうございます。

私は、今後農業生産法人を推進していく上におきまして、今回の事例と同様の問題が必ず多く出てくると感じております。農業生産法人という特殊性にも十分に御配慮いただきまして、その支援対策について今後一層御健闘くださいますように大臣にお願いしておきたいと思ひます。

以上でございます。

○風間健君 公明党の風間でございまして、まず最初に、あした、二日ですか、米価審議会で五年産の麦の買入れ価格が決まるというふう聞いておりますけれども、それについて若干お尋ねしたいと思ひます。

麦の政府買入れ価格、去年は六十キロ当たり九千四百円と据え置かれたものの、ずっとこの六年間、六十一年度以降三年まで引き下げられてい

ますね。計算してみたら合計一七・九％、二〇％にならないんですけれども、引き下げられたことになって、要するに生産費がほとんど変わっていないのに価格が下がっている。こういう状況である。と生産者はどうなっているのか。麦の価格が下回って、勤けは勤くほど赤字を背負うことになってしまふ。最近の政府の買入れ価格の生産費カバー率を見ても、元年産が九五％、二年産が九六％、三年産が九二％という結果で、これでは生産者に頑張りがい、意欲を持ってつくれと言っても無理ではないかというふうに思うわけですね。

政府はきつこういうふうに答えてくるんではないかというふうに考えられるんですけれども、つまりガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉、あるいは円高進行による内外格差の拡大等々、そういうことを背景に麦の引き下げ姿勢を強めていくのではないかと報道も若干見ました。したがって、五年産の政府買入れ価格の決定の基本方針についてどのようにお考えなのか、農水大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(田名部匡省君) 五年産の価格につきましては、食糧法の規定に基づいてやるわけでありまして、特に生産費その他の生産条件、需要供給の動向、物価その他の経済事情というものを参酌しながら、生産性の向上と品質の改善にも資するように配慮して、あす米価審議会の意見を聞いて適正に決定する、こういうことになっております。

おっしゃる通りに、ここずっと麦価が下がってまいりまして、昨年私が就任して据え置きにしばらくぶりであったわけでありまして、そういうこともあって私は新政策というものを進めなきゃいかぬなと思うのは、計算する場合に、これは相当去年のときも高い計算をしているわけなんです。もうペアよりはるかに高い。しかし一方、労働時間は機械化が進めば進むほど短縮するものですから、どうしても価格上げ要素になってこない。そこで、規模拡大をなさっているかというところ。

規模の拡大はそのままでもやるものですから、なかなか経営も圧迫してくるという不満というのは農家にあることはもう十分承知しているわけなんです。しかし、今の計算方式でいきますとそういうことになりまして、ですから、何とか新政策の方向に乗って変えていかないと、何百年たっても私はこの不満というものは農家の皆さんになくならないというふうに実は思っています。

ですから、そういうところの議論も十分、それは機械の方も見ておられますけれども、そんなものでは追いつかないということも、農家の方々の側から見ればそういうことになっているのではないかなというところを感じます。しかし、私も適正に計算をして、再生産できるように配慮もしながら価格というものは決めておるつもりであります。

○風間和君 ちなみに去年の六十キロ当たり九千四百円だと、その価格水準だと農家の所得確保に十分だというふうに考えておられますでしょうか。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 今回の麦価決定に際しましてはいろいろ議論があるわけですが、減少しけれども、麦の作付面積が最近率直に減少しております。減少していきまます主たる要因というのは、転作につきましまして飼料作物あるいは麦、大豆が多いわけですが、飼料作物あるいは麦、大豆が多いわけではございません。麦と作期が競合するということによる減少、あるいは水田裏麦につきましましてコシヒカリ、わせ品種が西南暖地の方に普及したということ、作期競合によって減少しておるところが多いわけではございません。それで、畑作地帯である北海道につきましても転作麦は減っていますけれども、十勝を中心とします麦は、麦それから大豆、バレイショ、ビート、この四つのもを中心とした輪作に、それに最近野菜が入るという中で、大体生産は安定した推移を示しているわけではございます。

そういうことからしまして、今の麦価で、ただ価格だけでこれは対応するわけではございません。

ん。作期競合といいますが、わせ品種の開発でありますとか、あるいは増収品種の開発等々もござります。また、また麦作につきましましては、今大臣が御答弁しましたように土地を集約すれば生産性が物すごく上がっていくわけではございまして、これは北海道が十アール当たり三時間ぐらい、平均八時間とかそれぐらいの生産性が上がっているわけではございまして、水田裏につきましても、土地を集約して規模拡大していくというような政策とあわせて進めていけば、麦についての再生産というものは確保していけるんじゃないかというふうに認識しております。

○風間和君 ですから、そういうふうになっていけば再生産は確保できるんです。今の段階で去年の九千四百円だと農家の所得確保に十分だと考えておられるのかどうかというふうに伺っているんです。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 麦につきましましては、六十二年の食糧法の改正によりまして、六十三年産から主産地方式というものをとっているわけですが、それにつきましましては、内地の一道六県の主産地の平均規模以上の農家を対象にし、目指します構造ということで、もう少し規模の大きい農家というところはあったわけではございまして、当面、主産地における平均規模以上の農家を対象にし生産費を見て麦価を決めるというふうなことでございまして、そういう農家については十分対応できているんじゃないかというふうに考えております。

○風間和君 ありがとうございます。ちなみにあした幾らぐらいになりそうなんですかね。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 私もずっとこの委員会に出ていて、生産費がきょう出ましたので、急いで計算させて政府内部の調整をやらせているんですけれども、私ここへずと出ておりますので、どういふことになっておるのかわかりませんけれども、きょうの生産費の結果がキログラム当たり〇・四％アップということでございまして、それ。

も、主産地方式でやりますと多分下がるのではないかと。どの程度下がるのか、これはちょっと私わかりませんけれども、その辺の計算を見ながら政府内部で調整をしていきたいということで、今幾らというのを申し上げるような状況にありません。

○風間和君 それじゃ、ちょっと話を交えて、現在、全国で国内産麦を中心に、それを使つてめん類、あるいはパンはどうなのかわかりませんが、新製品の開発と流通をやられておることは私も聞いていました。

稲の場合に約三億かけてスーパーライス計画ですとか、同じように小麦を主体とする水田畑作物の高品質化、生産性向上技術の開発に約四億円の予算がついて、三億九千二百五十九万八千円をかけて国内産麦の需要拡大の取り組みがされているというふうに承知してはいますけれども、これはまだ大きな取り組みになっていないんじゃないかというふうに思っています。

どうしても品質的に外麦よりも劣ると言われている国内産麦の品種改良などの研究あるいは開発にもっと力を入れるべきじゃないかというふうに思っていますけれども、今後ともと一緒になら成果を上げるにはどういふふうに取り組んでいったらいいのか示してもらいたいというふうに思いますけれども、どうですか、その辺。

○政府委員(員沼圭二君) 麦の育種につきましては、ちよつと御返事させていただきますが、私も作物育種推進基本計画というのを昭和六十一年につくりまして、育種は非常に時間がかかるものから、最初のターゲットの決め方というのが大事になりますので、それに従つて研究を進めております。本年三月にこれを育種目標あるいは段階的な達成目標というふうなもう少しスパンの短いもので見直しをしていこうというふうなものをつくりました。現在、関連研究分野、育種のみならず、その栽培あるいは土壌というふうな関連分野とか、あるいはバイオテクノロジーの先端技術というものを導入して積極的に麦の育種を行っている。

きたいという考え方をしております。

それから、その中で小麦につきましては、今先生の御指摘がございましたが、実需者の要望というのをごさいますので、おおむね十年後、私どもは二〇〇〇年というふうに申しておりますが、そのときにオーストラリアのスタンダード・ホワイトという製めん適性が非常にすぐれている小麦がございまして、この品種に負けないものをつくるといような目標で研究を進めております。

これまでの成果といたしましては、平成二年に製めん適性がすぐれたタイセツコムギあるいはパンドワセ、これは現在作付面積が大幅拡大しておりますが、また平成四年には製粉適性にすぐれたあきたつこ、それからくわせのアブクマワセというふうな二つの品種をつくりながら、二〇〇〇年のその目標に向かって順次品質の高いものをつくっていくと。これは小麦だけではありませんが、大麦あるいは裸麦につきましても同じようなものをつくっております。ビール麦につきましては、平成四年にヤチホゴルデン、それから裸麦につきましてはイチバンボシというふうなかなりすぐれたものをつくり上げました。

それから、先ほど研究体制について十分ではないではないかという御質問がございましたが、この研究は筑波にございまして農業研究センターを中心とするほかの地域農業試験場、六カ所ございしますが、それから指定試験地として五カ所の県の施設を使いながら進めております。さらに、本年十月には北海道の農業試験場の中に畑作研究センターを私も設置する予定にしておりますので、ここに畑作関連の研究精力というものを集中したいというふうに考えております。

以上のように、作物の育種の基本計画に基づきまして、今後も製粉適性あるいは製めん適性のすぐれた小麦をつくっていくことには力を入れていきたいと思っておりますので、また御支援賜りたいと思っております。

○風間 奥君 ASW、いわゆるオーストラリアン。

スタンダード・ホワイトというのは、日本でもつくることができるんですか。

○政府委員(員沼三君) ASWというのは、オーストラリアにあります幾つかの品種をまぜて、それで最終的に品質のそろった小麦粉をつくるというふうなミックスの総称でございまして、私どもは今の今ねらっておりますのは、ミックスではなくて、単品で現在入っておりますASWに匹敵するといふものを、製粉適性それから製めん適性、色も入りますですね、そういうようなものをねらっておりますし、その途中の段階までは間違いないと来ているというふうな認識を持っております。

○風間 奥君 ありがとうございます。わかりました。

次に、農産物の市場開放問題とも絡む生産政策について伺いたいと思っております。

午前中も、また先ほど大塚先生の方からお話しがありましたが、二年一月に閣議決定というふうな言いましたら、先ほど大臣は長期見通しの数字を確認しただけで決定ではないというふうにおっしゃっていましたが、それはそれとして、「農産物の需要と生産の長期見通し」で十二年度のカロリーベース自給率五〇%、穀物ベール自給率を三三%と見通して、三年度ののにかく実績はカロリーで四六%、穀物で二九%と。それを踏まえて十二年度までにそれだけの自給率を上げるといふのは、見通しを実現するためには相当努力が必要であるという考えに立っておられるでしょう、当然。

じゃ、十二年までのあと八年間で目標とする食料自給率を達成するために、まずとりあえずは一年、二年でどのぐらいやっていくのかというプログラムはできていると思うんですけれども、ちよつとそれを教えてください。

○政府委員(上野博史君) 新政策の中で食料自給率の低下傾向に歯止めをかけるということも申し通しているわけでございますけれども、確かに長期見通しの方は平成十二年度の時点の数値として五

〇%といふものを挙げているわけでございますが、この五〇%というのは、いろいろな条件に幅があつて、どういふ条件をとればどういふ数字が出るかという、そういうかなり上下に幅のあるものの中で最大限の自給率の可能性を追求してみるとその五〇%程度のものできないわけではないという可能性を示したものだということを示しているわけでございます。

しかしながら、現在の状況、その後自給率の低下傾向、今お話しございましたようにあるわけでございますし、その傾向のもとにございまして、その背景にございまして原因といふものを考えますと、なかなかこの自給率の低下傾向に歯止めをかけるということも易しい話ではないということ、今委員もおっしゃったとおり我々も考えているわけでございます。

しかしながら、自給率、これはいざというときには、国内産に頼らざるを得ないわけでございますし、それから品質の問題もあるわけでございますので、できるだけこれを維持していきたいという気持ち、これは国民ひとしく持っているわけでございますし、その方向に向かつての努力を集中しなければならぬ。

しかしながら、じゃ、この一、二年でどういふうになるのかということにつきましては、大体この自給率といふのは、先ほど申し上げておりますけれども、需要と供給のいろいろな要素の総合として出て来ているわけでございますので、政策的に影響しがいふような要素もあるわけでございます。

例えば、経済成長のいかんによりまして労働力の需給といふのは変わつて来ているわけでございますし、他産業の方への流出の状況といふものも変わつて来います。それから、需要の方もお米の消費量といふようなものや景気の動向に若干は影響をされるわけでございますし、いろいろな要素で人の食べ物の好みといふのはいろいろな状況で変わつて来ているわけでございますけれども、これも政策的になかなかどうにもならない。

そういういろいろな要因の中で、政策的に影響されるもの、されないものがある中で話でございますので、一概に役所としてこういふところを目指してやるんだというふうに言いにくいところがあるのをぜひ御理解いただきたいと思つてございまして。

ただ、自給率の問題を考えていきます場合に、農業の担い手、農業の主体といふものを確保していくということが何をいふても大事だということ、これはもう論をまたないわけでございますし、現在の農業を取り巻きますいろいろな状況から考えますと、この点について当面最大の配慮をしてやるだけのことをしていかなければならないというふうに考えて、新政策といふことを御提案申し上げ、今回の制度改正を御審議いただいているということでございます。

○風間 奥君 そうすると、いろんなファクターがあるにもかかわらず、最大限の可能性が五〇%と。非常に甘いというか、もつと謙虚に五〇%プラスマイナス一〇とか一五だった最低の方をまず出した方が、実際大変な担い手は、低い目標値だったから、ああ俺にもやれるんかなという感じでより頑張ると思ふんだけれども、余りにも高いために、最大限を出しちゃうと、これは大変きついなやないかというふうに思ふんですよ。

それはもういいですけれども、五〇というふうに一応十二年まで見通しを立てたんですからいいですけれども、しかし、考え方として四〇%とか、これは口が裂けても言えないかもしれないけれども、四六%とか〇・六ぐらい上げた段階の目標値を設定する方がよりやりやすいんじゃないかというふうに思ふんですよ。(目標値は下げたらだめです)と呼ぶ者あり)下げたらだめなんだ。反対だ、これ。いざにしてみても、だからバリアというか壁を、何か十年、十五年というレベルで考えるにしても、到達するための最短距離で行くべきではないかというふうに思ふんですけれどもね。

なぜこういふことを聞いたかという、要するにこれからのウルグアイ・ラウンド交渉で一層こ

れから外圧で市場開放を求められてくることはかなり考えられることで、結局その動向いかんで、自給率だけじゃなくて、新政策そのものが物すごい影響を受けてくるんじゃないかというふうなふうに思っていますよ、構造政策を推進していく上で。

そうすると、対外的にはもう大臣の、何回も何回もお伺いしていますけれども、ウルグアイ・ラウンド農業交渉におけるやっぱり、どれだけ今度、国内ではがんが言ってくるぞと言っても向こうに行つてそのあれが通じていない部分、これをこれまで何回かの交渉で少し知恵を使つて何かできないかなという感じがするんです。それはこそく的な方法ではなくて、もっとより人間的なアプローチなりなんなりで基本的な態度をさらに向こうにわかちあうにはどうしたらいいかというふうな考えるときではないかというふうなふうに思っていますけれども、その辺、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(田名部匡省君) 国会決議を三度におたつて行つていられるわけですが、私もその決議に忠実に行動しなさいかぬというものがあつたわけですね。

私は時々、何か日本が困る困るというものを殊さらに突いてこられるという感じを非常に受けておるんです。ウルグアイ・ラウンドで日米の問題を考えたときに、米によって、前にも申し上げましたが、赤字が解消するわけでもないけれど、あるいは雇用がうんとふえるわけでもないんです、アメリカは。全体量から見てもそんなにつくつていない米のことを何でこんなに言うかという、どうも日本というのは米という大騒ぎする、これを突こうという意図があるのかなという感じがします。何かやるとばつと火がついて、何かこつちから攻め手がないう。言えはいろいろあるんです、私も、しかし、それを言う、じゃこれをやつたときにはおまえの方はむかひと、こう言われると困るんで、なかなかそのことも言えない。国会決議を体して主張する以外に今のところはないわけですが、これも理屈なしでただ反対しているわけではなくて、食料の安全保障であ

りますとかあるいは国土・環境保全の農業が果たしている役割とか、そういうことをいろいろ考えてみると、特に米のような基礎的食料や国内で特に生産調整をしておるもの、こういう農産物については包括関税化というものはどうしても受け入れられないというのを主張しているわけですね。これは、輸出補助金に問題があるのかかわらず自分の方ではダンケルの案まで直すというのをやつてのけて、そうして日本のように、生産調整してよそれに迷惑かけたわけでもない、輸出補助金という制度も持っていない、そういうところが全部関税化だ、こういうことはどうしても受け入れられないということでも今日まで主張いたしておるわけですね。

いよいよ進んでまいりまして、農業のほかに、市場アクセスでありますとかサービス、知的所有権、貿易のルール、そういうものが表へ出てまいりましたら、今度は、今まで我々が攻めておつた方いろいろとまた問題を抱えてさらに困難にしておるということなんで、外務大臣、通産大臣、経企庁長官、きょうE.C.に出発いたしました、そういうことでそのちの分野をまず先に議論しようというふうなことになる、問題のある特に農業問題はその後、こういうことのようにあります。

いずれにしても私も、本当に交渉しようというんであれば、現実的な対応をしないではなかなか解決は図れないだろう、こう思つております。私も、我々の主張が受け入れられるように全力を挙げて努力をしていかなきゃならぬというふうな考えでおります。

○風間純君 ぜひと、何回も何回も、国民の声として日本の米を本当に守つていってほしいという思い、そういう意味ではもう大臣におすがりするしかない、こういう感じでございますので、よろしくお願ひします。

次に、新政策で十五万程度の個別経営体と二万程度の組織経営体で稲作生産の八割を占めるといふ指標を立てていらつします。「望ましい稲作経営の展望」について。

今後十年間に、この農業構造実現のために過去十年間の実績の、先ほど午前中にも話が出ましたけれども、約二・数倍という、七十一万ヘクタールの実績の二倍強の農地流動が必要だと。現在の経営実態から見て本当にこの抜本的な政策に伴う施策が講じられなきゃならないわけ、先ほどちょっと上野官房長さんにも聞いたように、じゃ例えば政府は次年度で望ましい経営体が幾つできれば十年後の目標を達成できるというふうなシミュレーションをしますか。その辺は何かあるでしょうか。

○政府委員(入澤肇君) 来年度どのくらいということ実は見通していません。

望ましい経営体をつくるに当たつての一定の試算をやつたわけでございますけれども、その場合の自身をちよつと申し上げますと、今後の農業労働力の減少とか高齢化、例えば基幹的農業従事者で見れば、数では三百万人から二百六十万人程度に減少するんじゃないか、それから六十五歳以上の比率が五割程度に進行するんじゃないかというふうな状況を踏まえまして、労働力の充実している農家の規模拡大を促進することがぜひ必要であるということの観点に立つて展望したわけでございます。平成十二年ですか、十年後には農家戸数は二百五十万戸から三百万戸程度に減少するであらうと。現状は三百八十万戸。

それから、他産業並みの労働時間で他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる個別経営体、これは三十五万から四十万形成されて、うち稲作を主とするものが十五万程度だと、その中でも稲作単一経営が五万程度、野菜等の集約作物等との複合経営が十万程度、さらに稲作を中心とする組織経営体は二万程度となるんじゃないかというところで、これらの経営体によつて稲作生産のシェアは八割程度というふうに見通したわけでございます。

要するに、農家戸数の減少、それから農家の基幹的農業従事者の減少ということ踏まえまして、それに最近十年間の農地の流動化ということ

を十分踏まえまして、さらに現状の農地の所有状況を、これを踏まえて見通したわけでございます。

現状の農地の所有状況は、何回も申し上げていきますように、六十歳以上で農業の後継ぎのいない高齢農家の保有農地が四十二万ヘクタール、第二種兼業農家のうちで世帯主が恒常的勤務や自営業の安定兼業農家の保有農地が百三万ヘクタールある。出し手となる者が非常に少ないという状況がかなりあるわけでございます。

そして、農地を返すときに離作料を払わなければならないかとか、あるいは返してもらえないんじゃないかというふうなアレギは解消しているという状況を踏まえまして、過去十年の二・五倍ぐらいの面積は流動化させて、それが担い手となる農家に集積されていくというふうな推定すれば、先ほど申しましたような戸数によつて稲作生産が担われることが望まれるんじゃないかということ計算したわけでございます。

○風間純君 いや、それはもう何回もお聞きしているわけ、だから一遍に平成十年から十一年、十二年でばんとでき上がるわけじゃないはずなんです、当然、そうする、当然その三年ごとぐらいのシミュレーションはあつていいはずなんです、それをとにかく最初のワンスステップの段階でどのぐらいの見通しを立てているのかわかれば、さつき大臣がその都度その都度実情に応じて変えなきゃならない部分も出てくるおっしゃつていらっしゃるから、それを教えていただきたいというふうな言つておるんです。

○政府委員(上野博史君) 平成十二年の長期見通しの段階の絵姿というものを構造改善局長は答えてくれたわけでございますが、私どもも感じています計算によりますと、こういうような新農政で打ち出しております形の個別経営体であるとか組織経営体であるとか、こういうものが形成をされないという農家が少なくなつて農地が利用です、それから、これまで申し上げておりますような

こういう考え方で担い手というものをつくり上げていって、初めてこの段階、五百万ヘクタールぐらゐの農地面積というものをカバーした農業の生産体制ができるというふうに考えて、ぜひともこういうような形の我が国の農業構造というものを、つくり上げていかなければならぬというふうに考えて、政策をとらうとしているわけでございます。

この十年間というのをどういうふうに分けるかというの、区切り方はいろいろ考え方はあろうとは思いますが、現在お諮りをしております。この端緒が切られるわけでございます。構造改善局長よく言いますように、運動論で農家の理解も得ながら、地方公共団体にも一生懸命やつてもらいながら、全体としてそういう方向に運動を盛り上げてもらわなければならないということでございます。まして、言うなれば過去の趨勢をもつて延ばしてみたらどういうふうな数字が出てくるというふうにはなかなか言えない分野だということに御理解をいただきたいと思うわけでございます。

できるだけ努力をさせていたしまして、できるだけ早くそういう形にいくように運動してもらわなければならないというふうに考えているわけでございます。

○風間相君　そうすると、選挙と同じですね。それはそれとして、要するに担い手が柱だと。その担い手を十分に確保できる見通しとしてさまざまな基金だとかいろいろな事業があるわけですが、結構これまで何回かこの委員会に出させてもらって、構造改善局長さんあたりからこの例がよかった、あるいは上野官房長さんからこの例がよかったという成功例が、また大臣からも先日島根県のある集落の話がありました。成功例をたくさんふやせばいいわけですが、要するに、そのためにこちらが、つまり政府が頭を使わなきゃならないと思うわけです。その辺のところをフレキシビリティをよくしなきゃだめだと思ふんですけれども、その辺は実際に今度は都道府県、市町村単位にばんとある意味では計画を出しても

らう、あるいは方針、構想を出してもらおうということになると、何かそれがしっくり整合性が得られていくのかなという感じもするんですけれども、どうなのかな。つまり、いい例をもつとどどんPRするならば、ビデオでも何でも持って僕は運びますから、北海道じゅう。それをやりますから。そういうものも考えていかなきゃならないというふうな思ふんですよ。

今、出し手の問題が出ましたので、農地の出し手となる高齢農家や兼業農家の役割というのがメリットとして、出し手のメリット、端的に何があるか教えてください。

○政府委員(入澤肇君)　まず、優良事例につきましましては、今御指摘のとおり私もビデオをお貸ししたしまして全国の市町村の全集落で参考に見られるようにこれから努力していきたいと思っております。それは今年度予算に向けて検討中でございます。

それから、今の農地の出し手となる農家のメリットでございますが、この法案に基づきまして構造政策を展開するという場合に、農業・農村の再編整備を行うことが必要であります。その場合の高齢者であるとかあるいは兼業農家を含めた農村コミュニティ全体が構造再編のメリットを享受できるようにしなくちゃいけないということでございます。

これもまた抽象的に申しますといろいろとありますから、最近の兼業農家の実態例で見てみますと、例えば栃木県の小山町の小袋農機団というのがございますが、ここは都市近郊などで兼業農家が豊富な地域でございます。小規模な兼業農家が既に安定的な兼業先を得て農外で十分な所得を確保しているところでございますけれども、農地の貸し手となることを希望しております。農地の貸し手となって地代収入を得て、そして兼業所得プラス地代収入で生活をする。

それから、高齢化が進んだ地域ではむしろ後継者がいない小規模な兼業農家の側から地域の農地管理のために担い手またはこれにかわる生産組織

体をつくってもらって、そこに農地の受け手となつてもらふことを希望して、婦人や高齢者が補助作業を担当するというふうなケースをとっている富山県朝日町の例もございします。

要するに、育成すべき経営体と小規模な兼業農家、さらには高齢農家との間で労働力の提供について話し合いをし役割分担をする。それから、農道や水路の管理など、地域全体の社会の維持管理の面で適切な役割分担を図っていくということが必要じゃないかと思ふんです。

具体的メリットと申しますと、例えば出し手に対して、小作料の一括前払いをするための資金を無利子で融資するとか、あるいは農地保有合理化法人が中に入りまして農地を円滑に取得するとか、金銭面でのいろいろな政策手段を用意してあるわけでございます。

○風間相君　金銭面だけですね、そういうことですね。高齢農家の方とかの健康面とかなんかなのはどうなんですか。

○政府委員(入澤肇君)　このほか私どもは、構造改善事業、山村事業、定住事業におきまして、高齢者の生活の安定だけじゃなくて、健康の維持の面からも高齢者の働く農園というのを広範につくっていくというじゃないかということで、いろいろな施設の整備をやっております。

これは一石三鳥ぐらゐになる。例えば、高齢農家が農園に行つて農作業をやつて、そしてできた農産物を市場に先取り契約とかなんかで売るとして、その収入に必要な経費を除きまして高齢農家の高齢者の方々に渡す。これで年金プラスアルファの所得が得られるわけでございます。それから、太陽のもとで働くために健康が増進されまして、医療費が非常に少なくなる。さらに、家にいていろんな問題がある。私の家もそういうことがありましたけれども、要するにしゅうとさんと嫁さんの間で非常に問題がある。それも昼間畑にいてのおさまる。一石三鳥にもなるということとで、高齢農家対策として、生産の意欲と能力のある、働く意欲と能力のある方々に對して、

働く場を構造改善事業等いろいろな政策手段を使って広範につくっていくということもやっております。

ですから、単に農地の取得あるいは地代の支払という面でメリットを与えただけじゃなくて、高齢者に対して働く場の提供、そのほかレジャーとかなんかにつきましてもいろいろな施設の整備を行つてメリットを付与しているというところでございします。

○風間相君　ぜひとも仲よく団結したコミュニティというのでございまして、いいじゃないかと思ふんです。だんだんだんだん親子だけじゃなくて三代の日本本来の家族制度のあり方が崩れてきている段階で、ぜひともある意味では日本の文化の伝統をそのまま引き継いでいけるような体制を残すべきではないかなというふうに思ふのであります。

次に、今後の構造政策推進に当たつての重要な課題として、地域の育成すべき農業経営の指標あるいは地域農業に占める分担といましようか割合、シェアの目標を示していますよね。間違ひありませんね。

○政府委員(入澤肇君)　はい。

○風間相君　都道府県では基本方針、市町村単位では基本構想。大事なことは、県や市町村が一方的にそれを示すだけじゃなくて、農業者あるいは農業関係団体の方々の意見を十分集約して実現可能なものにしていくことが大変大事なことになるんじゃないかというふうに思ふわけですが、集落段階で十分その辺の議論を前提とした手順でつくられてこなければならぬと思うわけですが、衆議院で修正された基本方針について、都道府県知事が「地域の特性に即し」というふうにありますけれども、具体的にどういうふうに考えているんでしょうか、教えてください。

○政府委員(入澤肇君)　都道府県の基本方針は、修正がありましたように、各県が地域の特性に即して独自の取り組みをすることを基本として作成するわけでございますが、その作成過程におきまして、行政だけでなく、農業団体あるいは農家

の代表等によって構成される都道府県構造政策推進会議というのが設置されておりますけれども、その推進会議におきまして十分に検討していただくということでございます。

この検討に先立ちあるいは並行して、学識経験者による地域の農業構造の調査分析、あるいはブロックごとに市町村を含めて検討するブロック検討会の開催、あるいは都道府県の基本方針を定める際の都道府県農業会議、あるいは都道府県農協中央会の意見の聴取、それから作成した都道府県基本方針の市町村等に対する説明会の開催などを行って関係者の合意を得る。要するに、まさに地域の特性に即して具体的な内容が盛り込まれるようにこのような手続を踏んでいくということでございます。

さらに、市町村の構想の作成に当たりまして、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、それから農用地利用改善団体等の関係機関・団体のほかに、農家の代表者により構成される市町村の構造政策推進会議におきましてこの構想の具体的な内容を検討するわけでございますが、それに先立ちまして、農地の管理の実態とかあるいは農家の経営改善に対する意向を把握するための農家実態調査を実施いたします。

さらに、策定した市町村の基本構想の普及定着のために、農家への説明会を徹底して開催するというふうによりまして、関係者の合意を得ながらこの基本構想の中身を固めていきたいというふうな考えでいるわけでございます。

○風間利君 そうすると、相当長い期間かかりますね。三年か四年ぐらいかかるんじゃないですか、どうなんでしょうか。

○政府委員（入澤肇君） 農林省の言葉に濃密指導という言葉がありまして、私も入省したときに濃密指導という言葉が先ずから教わりまして、何か変な言葉だと思っただけですけども、濃密、まさに徹底して指導することによりまして可及的速やかに定着させるように努力したいと思っております。だから、三年だとか二年だとかというふうな

かかることはないと思います。

○風間利君 わかりました。

それで、新政策というすばらしい夢をベースにしたものによって基本方針、構想ができた。それが新政策にそぐわないんじゃないかなというようにことが出てきたときに国としてはどういうふうにかかわっていくんですか。

○政府委員（入澤肇君） 御質問の趣旨がよくわからないんですが、今回の基本方針とか基本構想というのは、今後地域において育成すべき農業経営の規模とか生産方式であるとか、経営管理の方法であるとか農業従事者の態様等、要するに所得、労働時間、労働条件の改善、この三つについて検討を行ったということとを前に申しましたけれども、そういうふうな視点から農業の類型ごとに各種の指標を定めるといふことを指導指針としております。したがって、そういう方針に則して定められる基本方針、基本構想というのはいまに新政策とマッチしているというふうな理解していいんじゃないかと思っております。

○風間利君 質問の趣旨がわからないということ、言い方がちょっと悪かったかもしれせん。

（委員長退席、理事永田良雄君着席）

つまり、新政策にのっとった形で都道府県単位あるいは市町村単位で基本方針と構想をつくり出す。そうすると、地域によってそれぞれ違う部分がたくさん出てくるわけですね。だけれども、全体をはかる尺度は、新政策の中身、構造推進に合っているか合っていないかというところが物差しになりますね。それにちょっと外れているんじゃないかなという感じがあつた場合はどうするんですか、許可しないんですか、あり得ないと思ひますけれども。

○政府委員（入澤肇君） これは、まず国が基本方針を定めて、その基本方針にのっとっているかどうかという判断で都道府県の基本方針とか市町村の基本構想を定めるという仕組みになっていないわけでございます。国は基本方針を定めたいわけでありまして、我々は、要するに望ましい経

営体の育成ということとで一定の指導指針は出しすけれども、それはあくまでも地域の実態に即して都道府県の基本方針あるいは市町村の基本構想の中において議論をされて具体化されるものでありまして、現在よりも一歩も二歩も前進しているということであれば、私はそれで十分新政策の目的にかなうんじゃないかと思ふんです。

ですから、単に規模拡大だけじゃなくて、生産方式の改善によって、例えば地域複合を前提として個別の複合経営を図って所得を伸ばしていくんだとか、あるいは労働時間を適切に管理して給料日とか休日制を設けるんだとか、そういうふうなことも新政策のねらいでございまして、そういうふうなことが盛り込まれていけば、これも新政策の方針にのっとっているということではないんじゃないかと思ひます。

どういうケースが新政策の方針に当てはまらないのかということ想定すること自身が私にはまだわからないのでございまして、少なくとも現状よりも一歩も二歩も前進した改善計画が打ち出されれば、これは新政策の方向に則しているというふうに考えていいんじゃないかと思ひます。

○風間利君 何となくイメージ的にはわかりました。でも、きつと全国ばらばらというのか、極端な話、基本構想、基本方針ができてくると思うんですけど、あるならば、じゃ、今度そういうふうになって自由になつてしまつて、どんどんつくっていくもたらつて生産性が高くなるというのはいいんだけれども、実際に今度需要と供給の関係でバランスが悪くなる場合もあるんじゃないか。そういう場合も含めて指導管理チェックは国がそういう場合やるわけですね、そうですね。どうなんでしょうか。

○政府委員（入澤肇君） 全国ばらばらにと言いますけれども、基本方針や基本構想をつくること、作成指針というのは指導通達で出します。その場合の一番のきめになるのは生涯所得ということを申し上げておきますけれども、どのくらいの所得であればサラリーマンと均衡した所得を得られる

かということ、例えば七百万とか八百万とかいふような数字があると思ふんですが、そういう七百万とか八百万ということを目ざして営農をやる場合には、例えば水稲作であればどのくらいの面積、それからどのくらいの労働力、それから複合経営であれば地域によってかなり違います。平坦地ではこういう作物をこういう労働力で組み合わせる。それから、山場であればこういう作物を組み合わせる。このくらいの面積でやればこのくらいの所得が得られるとか、そういうふうなまず所得の目標というのが一つございまして、そんなにばらばらになるわけがないと思ひます。

それから、作物によっては需給バランスが崩れるんじゃないかという問題もあるかと思ひます。まず市町村ごとの基本構想において作物の選択をする場合に、都道府県の方でそれは調整してもらう。同時に、今度は県別の県間のいろんな問題があるということも考えられますので、地方農政局がブロック単位でその調整に乗り出すということはあると思ひます。

いずれにしても、せっかくつくった目標が過剰生産でその所得の目標を追求できないということになつて困りますから、需給調整という観点から、これはまさに政府なり自治体の役割でございまして、きちんとした指導をするということとはやっていかなくちゃいけないというふうな思ひしております。

○風間利君 わかりました。それじゃ、これまで農業委員会と市町村段階における農地流動化行政との連携強化はずつとなされてきたというふうな思ひますけれども、今回の農地保有合理化法人の活動拡充によってどの程度効果が期待できるのか、一点は。

そして、実際に合理化法人の資格を持つのは、都道府県の農業公社、それから市町村の農業公社、市町村、農協、四つあるわけですね。役割分担はどういうふうになつていくのか。この二点、お聞きしたい。

○政府委員（入澤肇君） まず、農地保有合理化法

人と農業委員会との役割分担でございますけれども、現在でも農業委員会が中心となりまして農地銀行活動というのをやっております。これは、担い手とか農地に集約する情報を一元的に農業委員会の農地銀行に集約して整理をする、そして貸し手・借り手に対して、あるいは売り手・買い手に対して情報を提供して、その結果を今度は農地保有合理化法人が農地保有合理化促進事業に乗っけるというふうにして役割分担をやったわけでありま

要するに、需要開発ですね、ニーズの開発をまず農業委員会の農地銀行活動でやり、今度は出てきたものを低利資金を供給して、具体的に利用権を設定したり売買をしたりして担い手に結びつけていくという役割は農地保有合理化事業でやっているわけでありまして、これが農業委員会と農地保有合理化法人の役割分担の基本的な考え方でございます。

今度は合理化法人、四つ形態がございますけれども、その役割分担はどうかということを申し上げますと、県の農業公社は売買を中心にして役割分担をもち、それから市町村の農業公社あるいは農協、それから市町村そのものの農地保有合理化活動につきましては、これは売買、賃借、作業の受委託、そういうものを中心に役割分担をしてもらうというふうに一応考えております。

○風間相君 どの程度の効果が期待できるのか、拡充することによって。

○政府委員(入澤肇君) これは要するに一生懸命検討してつくったわけでございまして、大いなる効果を期待して私どもは必要な予算も取り、それから必要な指導も行っていかなくちゃいけないというふうな考えております。

○風間相君 いや、その事業の中の一つで農地信託事業に関してですけれども、中山間地域で当面受け手がみつからない場合に活用されるというふうな考えていますけれども、その信託期間の期限はどのぐらいなのか、無制限なのか。まず一点目、二点目は、その間、管理はどういうふうになる

のか。それから、信託期間がもし制限があるとするならば、終了して、それでもなおかつ農地が売れない場合、措置はどういうふうにするのか、この三つお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(入澤肇君) 信託期間につきましては、この事業の実施に当たりまして農協が行っている農地信託の期間あるいは農地売買等の事業における合理化法人による農地の中間保有の期間など、過去の例を参照いたしまして一応五年間を目途として事業実施規程を定めるということにしています。そして、その五年間売り渡し信託で合理化法人が今度は売り手を探すわけでございますが、その間の管理は合理化法人が行うということになります。

それから、まず農地が売れないという事態を避けるためには、入り口で最初成功させていくために事業の対象を絞らなくちゃいかぬというふうな考えております。したがって、基盤整備済みの農地であるとか集約化された農地等、売り渡しの見込まれる優良なものに限定してやっていく。そろそろとスタートして、そして拡充していきたいというふうな考えておりますが、仮に信託期間内に信託財産を処分できないという場合、この場合には信託の再引き受けにより処分が見込まれるときは再び信託を引き受けて、貸付金の償還を猶予するような運用についても検討していくというふうにしております。

○風間相君 安全にやっていく、こういうことですね。

○政府委員(入澤肇君) はい。

○風間相君 わかりました。次に、農業生産法人の要件緩和についてお尋ねしたいと思っておりますけれども、今回の事業要件あるいは構成要件の緩和は、運用次第では農地法の自作農主義といえますか、その部分に大きな影響を与えてくると思えますし、また余り秩序のない農地転用になっていくなどの不安という懸念もあるわけですが、法文で「その行う農

業に関連する事業であつて農産物を原料又は材料として使用する製造又は加工その他省令で定めるもの」と書いてありますが、関連事業としてまず対象になる具体的なものは何があるのか、教えてください。

○政府委員(入澤肇君) 関連事業の内容といたしましては、農業と一次的な関連を持ち、農業生産の安定発展に役立つような事業ということでございまして、具体的には、例えば他の生産されたものも含めて行う農産物の加工、貯蔵、運搬、販売、それから農業生産に必要な資材の製造、それから農作業の受託ということを考えております。

○風間相君 例えば宅配産直業者とかいうのは入るんですか。

○政府委員(入澤肇君) 農産物の販売の中には、販売の形態は問わないということになりますから、宅配ということも当然入ってくると思えます。○風間相君 もし関連事業の方が本来事業より主力になった場合、何らかの指導措置が必要だと思ふんですけれども、ないとは言えないと思うんですかね。どんな観点から膨らんでくるかというような場合もあり得ると思うんですけれども、その辺はどうですか。

○政府委員(入澤肇君) 今回の法律制度の改正におきまして、今御指摘のような点を法制局と大分議論いたしました。そして、むしろ農業の割合を五割以上に明確に限定すべきじゃないかというところなことを言われましたけれども、ただ、関連事業を一定の範囲にとどめるべきというところは、なかなかこれは言うべくして行われたい。

と申しますのは、農業生産そのものが豊凶の変動を避けられないわけでございまして、その変動を避けられない農業生産を基準といたしまして関連事業を量的に規制するという場合には、今度は農業生産法人としての要件を欠いた場合には最終的には国が買取するなんという法制度になつていきますから、余り厳しい要件を途中の段階でかませるわけにいかないということで、関連事業の割合というのを法律で定めることはしなかったわけ

でございます。

ただ、御指摘のように法人経営が発展いたしました、本来の農業生産に比して恒常的に関連事業が肥大化していくというような場合には、現在も行っているんですけれども、分社化を指導するというふうなことで対応したいというふうな考えております。

○風間相君 わかりました。

今度は拡大される構成員の件について。

範囲は、農地保有合理化法人あるいは農業協同組合、農協連合会のほか、法人からその法人の事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又はその法人の事業の円滑化に寄与する者であつて、政令で定めるもの」というふうに書いてありますけれども、具体的にはどんな人が対象になるんですか。

○政府委員(入澤肇君) 具体的には政令で定めるということでございます。政令では法人の事業に係る物資の供給または役務の提供を受ける者にしましては、法人の事業に係る物資の供給または役務の提供を継続的に受ける個人に限定するというところで、産直の取引をやっている個人、それから農作業の受託をしている個人というふうに限定することになります。

それから、法人の事業の円滑化に寄与する者については、法人の事業に係る特許の供与、新商品または新技術の開発及び提供等の契約を締結している者に限定ということで、これは個人だけでなく法人も入ってまいります。

○風間相君 それだけでいいですか。

○政府委員(入澤肇君) それだけでございまして。○風間相君 その構成員に一定の歯どめがかけておられますけれども、衆議院でも問題になりましたし、午前中も問題になったわけですから、企業参入で、例えば企業が最大出資して少額出資者が農業者である場合とか、企業が出資プラス多くの融資を行っている場合の認識等についてはどういうふうなことでいくのでしょうか、これをちよつと教えてもらいたいと思ひます。

○政府委員(入澤肇君) 今回の企業参入のことにつきましては、いろんな人がいろんなことを指摘されました、私も農地法の耕作者主義という原則を一つのまずメルクマールとして考えます。それからもう一つは、農業生産法人にも四つの形態がございまして申し上げました。それで、一番厳しいうのが農協法に規定されておる農事組合法人でありまして、この農事組合法人が、先ほど御質問に答えましたけれども、四割ぐらいのウェートを占めているということから、これとのバランスを崩すわけにいかないということから、おのずからその内容は構成員の要件を緩和するといつても限度があるということでございます。

そして、今回の改正におきまして企業の一定の参入を認めただけでございますけれども、参入する企業は、今申しましたように特許の供与とか新商品または新技術の開発あるいは提供等の契約を締結している者で、まさにその法人の事業の円滑化に寄与する者に限定する。それから、企業の有する議決権は四分の一以下であり、かつ一企業で有する議決権は十分の一以下に規制される。それから、これは直さなかったんですけども、これは一番重要なところでございまして、業務執行役員の過半が農作業に主として従事する構成員でなきゃならない。この要件は引き続き堅持するというこのほかに、先ほど御指摘がありましたように、さまざまな要件審査あるいは報告徴収、立入調査、十分な監督体制を堅持することによりまして、仮に融資とかいうことがあったとしても、私はこの条文が十分に発動される限り企業による支配はないというふうに考えています。

問題は、要するに農家の、あるいは生産法人の側のマインドでございまして、私は、企業恐るるに足らずというような経営マインドを持って対応することが重要なんであって、怖い怖いと言っているところとそれこそ足元を見透かされてしまうということでありまして、そういう意味におきましても、経営マインドを持った農業生産法人の育成ということが急務でありまして、そういう点からの

指導は徹底させていきたいというふうに考えております。

○風間親君 怖い怖いって、だけれども、知らないうちに農外資本の農業経営になっていく場合もないとは言えないです。企業の方が賢いわけですから、どちらかといえば、だからその辺のところは一番やっぱりチェックをしていく。

実際に市町村段階では農業委員会の方々が、ある意味では農業者と顔が見える関係だからいいけれども、そうでない状況にこれからなっていくわけでも、そうなりますと気がついたらあらあらと企業参入になってしまったということは、それは局長ぐらいの頭を持っていらっしゃる方は大丈夫なわけでも、そういうときには起こらないように政府は具体的な方策を考えておかなきゃならないわけでは、ちゃんと指導していかなきゃならないわけですよ。

(理事永田良雄君退席、委員長着席)

経営マインドを持ってなくて、そんな簡単に言っても、ようそれだけでは通用しないんじゃないかと思うんですけども、どうですか。

○政府委員(入澤肇君) 法律的には農業生産法人から毎年報告を徴収いたしまして、必要がある場合には農業委員会が農業生産法人から報告を徴収し、あるいは立入調査ができるように、これは農業委員会法の第二十九条にそういうふうな権限が明確に書いてありますので、この条文をフルに発動してチェック体制を十分なものにしていききたいというふうに考えております。

○風間親君 時間がまだ二分ありますので、中山間地域の振興について最後にお聞きしたいと思えますけれども、やっぱり中山間地域の基幹産業は農林業だということに思えますし、国民生活に直接かかわる食料、木材の生産、それからもっと大きく言えば国土あるいは環境保全、こういういろんな多面的な役割があるというふうに思えます。基本的な中山間地域の振興方策については、大臣が所信表明演説のときにもお考えを述べられました

したけれども、問題は中山間地域とオーバーラップするところが、地域振興を図る意味で山村振興法とかそれから過疎地域活性化特別措置法とかというのがあります。そういうハード面の整備に重点を置かれておりましたし、そういう部分で言いますと、今回の中山間地域立法ではハード面の基盤整備も言っているしやるんですけれども、まだ十分ではないんじゃないかというふうに思っています。

そうなりますと、円滑な推進をする上で既存の地域振興立法とどういうふうな形で整合性を持って運用されていくのか、その辺のところを当然山振法とか過疎地域活性化特別措置法に基づく計画的な実施とあわせてやっていく必要があるというふうに思えますけれども、それはまず間違いないですよ。

○政府委員(入澤肇君) はい。

○風間親君 その点について具体的にどういうふうな考えているのか、最後にお聞きしたいと思えます。

○政府委員(入澤肇君) 御指摘のとおり、中山間地域に対するいろんな政策体系が今あるわけでございますが、一つとして山村振興法それから過疎地域活性化特別措置法等による政策がなされているわけでございます。

これらはどちらかというと計画に基づいて、そのハード事業によって基盤整備をするということと内容をとする法体系でございますが、今回はそれに加えて、それぞれの地域の住民の英知の結集とかあるいは農業経営の改善、安定、地域の合理的な土地利用の実現、それから産業や地域の活性化を担うリーダーの育成など、いわゆる今御指摘のあったソフト面に着目して地域の活性化を図るための基盤づくりをやっていくことが必要であるということと法案が提案されているわけでございます。

こういうふうな認識のもとにこれから各種の政策をやっていくわけでございますけれども、まず山村振興法それから過疎法等の既存の地域立法に

基づき産業基盤であるとか生活環境の総合的な整備を図ります。それから、農林業等の活性化の基盤づくりのための事業につきましては、中山間地域の法律を活用いたしまして各種の政策を実施して、そして農業経営の改善、安定、それから就業・所得機会の増大、確保等を図るというふうにしております。

ですから、それぞれの法律をうまくオーバーラップして使い分けながら中山間地域の農林業の活性化というものを図っていききたいというふうに考えているわけでございます。

○風間親君 ありがとうございます。

まだ四十秒ありますので、最後に、済みません、大臣。

中山間地域振興について、その運営に当たっての基本的な振興方策、大臣からお考えを伺いたいと思えます。

○国務大臣(田名部匡省君) 中山間地は、農家戸数あるいは耕地面積、農業粗生産額ですが、いずれも四割を占めているわけです。大変なウェートなんです。そういうことで私も私どもしっかりやっていかなきゃならぬ地域だ、こう考えております。

これには先ほど来議論あったような政策を取り入れて、税制においても、あるいは地方財政の措置、関係省庁が連携をとって、そういうところはどっちかという林業もやっておる、あるいは局長が答弁したように加工もやる、いろいろ総合的に対処していかなくやならぬ。中山間地といつても、割合近くに働く市があるとかそういうところ、それをまた生かしていく、こういうことであつて、総じて言えることは、日本の農業は、なかなか努力したからといって競争力があると私は思いません。思いませんが、国民の皆さんが一体日本の農業というものをどう考えるかということが本当に大事なことのものですから、今、懇談会を通じていろんな人の意見を伺っています。

しかし、国民が本当に農業というものを大事にしていくという気持ちが出てこないといふ日本の農業というものは失敗する。そのためには、農家側も

こういうものを通じて努力をして、そうして一体のものとして発展していかなければ、どんなことをやっても、消費者というものを無視してはできない。こんなことを考えながら、運動論という話が官房長からありましたが、私も運動論の先頭に立つて機会あるごとにこの理解を得て、そうして監督と選手が一体となってやるというこの気概を持てば私は成功していくであろう、こう考えております。

○風間相君　ありがとうございます。

あしたの生産者麦価、よろしくお願いいたします。

○林紀子君　私はまず初めに委員長にお願いをしたいと思うんですが、きょうから審議が始まりました。これらの法案というのは今後の我が国の農政上極めて重要な位置づけがされております。これはきょう御出席のどの委員の方もそれから政府も同じ認識だと思っております。

ところが、今回三本の法案が一括処理されるわけで、小会派、私はわずか七十分の審議時間しかないわけです。ですから、七十分割る三にいたしますと一本二十三分ちよつとしかありません。そういうことではふだんの審議時間より少ないということになってしまふわけです。重要法案に見合った十分な審議時間を確保して審議を尽くすように委員長にまずお願いしたいと思っております。いかがですか。委員長の方からお答えをいただきたいと思っております。

○委員長(吉川芳男君)　三本の法律を単純に割ればそうなるかもしれませんが、密接不可分の法律でございますので、関連した中で、限られた中で聞いていただきたいと思うのでございます。

○林紀子君　そういう委員長のお答えなんですけれども、農業経営基盤強化法、これまた七本一緒に全部ぶっ込んでやっしまおうということなわけです。そうしますとますます審議時間というのは必要じゃないかと思うわけです。

私も理事会の中でこの取り扱いにつきましては

こういった趣旨を十分にお話をしたわけですから、理由というものは、もう六月二十日の会期が近いから、会期切れだということではないかということになってしまったんですね。しかし、一九七〇年の農地法改定のときには三回の国会を経てこれを改定した。また、農振法の中に農地利用増進事業を創設したときも二回の国会を経てこういうことに決まったということなんです。これほど重要な法案、それはもうみんな一致しているわけですから、そういう意味では会期にこだわらずにもっと先に延ばしてきちんと審議をするべきだということを変更して私はいくらでも申し上げておきたいと思っております。そこで、具体的な質問に入りたいと思っておりますけれども、まず大臣にお伺いいたします。

初めからつかぬことをお伺いいたしますが、総理大臣の本会議での施政方針演説、それは閣議決定なわけですか。

○国務大臣(田名部匡省君)　閣議でそういう案文を報告いたしまして了解をいたしているわけでありまして、決定が了解か、まあ了解をしているわけですね。

○林紀子君　閣議決定じゃないかと思うんですが、どうしてこういうことを申し上げたかとい

すと、先ほど来大臣も、また上野官房長の方からも、九〇年の一月に閣議決定した「農産物の需要と生産の長期見通し」、この中の食料自給率の五〇％というのは閣議決定じゃないかということ

を盛んにおっしゃっているわけですね。しかし、この長期見通しを決定した直後の当時の海部総理の施政方針演説では、私は食料自給率の低下に歯どめをかけ、供給熱量で五割の自給率となるよう努力をいたしますと、こういうふうにならざるわけですね。その辺はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(田名部匡省君)　あの五〇％カロリーベース、この試算がされているわけでありまして、この数値は長期見通しの「参考付表」に掲げられ

ているものであって、これそのものを議題にして閣議決定したものではないわけですね。五〇％を目標にという、その後の方の付表にいろいろ数字がありまして、ですから、それとらえて閣議決定したものでないし、長期見通しは、一定の条件のもとで可能性を示したものであって、今後の諸施策の展開に当たって十分参酌されるべきものでありますけれども、需要と生産の計画を示すものではないわけですね。

ですから、海部内閣当時の施政方針演説において、努力してまいります、こういうことを述べられていることは事実でありますけれども、これをもち長期見通しの性格や位置づけが変わったわけではないわけでありまして、したがって、いろんな要素をれば幅があつてございまして、最大限努力すれば五〇％ということにはなっていない、それを閣議で決定したということではないわけですね。

○林紀子君　そのときの本会議質問、我が党は不破委員長が質問いたしました。そのときの総理のお答えというものが、「低下し続けているこの自給率を、一〇％とおっしゃいますが、そこへ目標を置いて低下傾向に歯どめをかけていく」という大きな願ひがあることも御理解をいただきたい、ということでは五〇％だということを言っているわけですね。そうしましたら、このときは五〇％、そして低下傾向に歯どめをかける。新政策ではこの目標というものがはつきり出ていないわけですね。けれども、やはり食料自給率の低下傾向に歯どめをかけるということが基本である、これは今までのいろいろお答えいただきました。

しかし、この新政策を決めたときは食料自給率というものは四七％になつていたわけですね。それで、これは四六％。来年はどうなるかわかりませんが、上野官房長の方のお話では自給率が上がつていくことはなからうという話ですから、四五％になるんでしょうか。そうしますと、その低下傾向に歯どめをかける、その歯どめをかける基準の自給率何％というのとはどこにその数字の値を置くんですか。

○政府委員(上野博史君)　この歯どめをかけるという努力、そのこと自身の困難さにつきましてはきょう一日いろいろと御説明を申し上げまして、そのためにまた我々が今どういうことをやろうとしているのかということも御理解をいただきたいというふうに思っております。

もちろん、ことしの自給率の水準で下げどまるということができれば、これにすぐる我々の期待というものはないわけでございますけれども、現実の問題として、現在御審議をいただいておりますような施策を十分に運用してまいらなければならぬ。なかなかそういう事態にもなりにくいだろうというふうに考えるわけでございまして、すぐに現在の段階でとどまるというふうには必ずしも言い切れるかどうか、私どもとしてここで明確にそういうことを申し上げられるような状況では必ずしもないわけでございます。

しかし、今お諮りをしておりますような政策手段を固めて実行してまいらる中で、できるだけ早い機会に自給率の状況を下げどまりにしたいという、その程度のことしか申し上げられない点をお許しをいただきたいと思っております。きょうも、そういうことで努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○林紀子君　ですから、低下傾向に歯どめをかけるということでしたら、現状追認です。先ほど来社会党の委員の方からも、また自民党の大塚委員の方からもお話をいたしましたけれども、自給率というものは、食料自給率というのをきちんと目標として掲げる、そしてその中でその目標に対してどういうふうな努力をするかというのを考えていくという限り、現状追認です。後退するということとは明らかじゃないかと思っております。

そういう意味では、この五〇％の自給率が閣議決定ではないなんというところで逃げるんじやなくて、ちゃんとそれを見据えながら頑張っていくという姿勢が必要じゃないですか。

○政府委員(上野博史君)　これはもう私先ほど来

申し上げておるわけでございますけれども、自給率というのが役所の施策あるいは予算を投入すればここでとまるんだというふうに申し上げられないものだと私もむしろ思うわけでございます。といいますのは、国民の皆さんがどういうような食生活を選択されるかということについて、政策的にはなかなか有効な手段でというのは、もちろん需要の拡大というのをやっておりま

すけれども、それでも必要の動向を完全に規律するというわけにもいかないわけでござい

ますし、それからまた、現在の農業就業者の動向やなんかを見ますと、どうしても他産業との所得の比較の問題で人が動くというように、これもだめだとかどうとかいう話にはなかなかならないわけでございます。

そこら辺が我が国の現在の経済の体制とい

ますか、そういうものになるわけでございまして、一定の率を示して、これでやる、何とかこれでできるんだというふうに言いにくいところを御理解いただきたい。それができればそれにしたことはないと我々も思うわけでございますけれども、自給率というものの実態を考えますときに、それに向かって最大の努力をするということは申し上げますが、じゃこれでピンとめできるかといえ

ば、そのことについては、そのとおりになります、できますというふうになかなか申し上げられないことを陳弁努めておるわけでございます。

○林紀子君 今、確かにお答えありまして、需要と供給のバランスということがありとお話があ

ったわけでございますけれども、しかし食料自給率の一番大きなポイントというのは、輸入自由化というのをどうするか、そこが一つ大きなポイントなんじゃないですか。ですから、新政策でこの自給率というのをきちんとたえないうこと、これは、今後米のことまで含めて輸入自由化に踏み切るんじゃないか、そういうことまで考えざるを得ないわけなんです。

ですから、そういう意味では国境措置というのをきちんと堅持するというのを大臣の方からも

もう一度きちんとお聞きしたいわけですから、農産加工品について日米協議では実効税率から五〇％関税を引き下げると、こういうことを要求しているということが伝えられております。この米の輸入自由化は絶対ノーだということと同時に、農産物の輸入自由化をこれ以上しない、こういう決意が必要ではないかと思いますが、大臣はいかがですか。

○政府委員(眞鍋武紀君) ウルグアイ・ラウンドにおきまして我が国は、米のような基礎的な食料でございまして国内で生産調整を行っている農産物につきまして、安定供給とかあるいは生産制限の実効性を確保する観点から、いずれも量的な管理が必要であって、包括的関税化は受け入れられないという主張を行っておるの委員も御存じのとおりでございます。

ただ一方、先ほど御指摘いただきました市場アクセス問題、これはいろいろな関税につきまして、それぞれ関心国が何％引き下げてほしい、もっとこの品目は下げてほしい、こういうふうな市場アクセスの交渉が現在行われておるわけでござい

ます。そういうふうなことでございまして、我々はこの包括的関税化の例外を求めるといふ要求を引き続きやりながら、いずれにいたしまして、我が国の農業を守るという観点に立ちまして、これまでの基本方針のもとに年々の主張が交渉結果に反映されますように最大限の努力を怠りまいりたいと思っております。

○林紀子君 農産加工品の問題はどうですか。

○政府委員(眞鍋武紀君) 農産加工品につきましてはいろいろと要求があるわけでござい

ましては、具体的にどの品目をどう下げるといふ相手方の関心といえますか、多くの品目について一律五〇％下げるとかいろいろなことがアメリカ側から要求があるようでございますが、これは交渉でござい

ますので、相手はこう言い、こちらはそれではないとか、いろいろな反論を行っておると、まだこういうふうな状況でございます。今、交渉

中でございまして、これをどうする、これをどうするといふことはこの場で申し上げられる性格のものではないわけでござい

ますので、そこはよく御理解をいただきたいと思ひます。いずれにいたしまして、そういうことで農業の我が国の農産物自給の置かれております状況等を考えながら適切に対応してまいりたいと思っております。

○林紀子君 もし関税率引き下げというのを認め

ましたら、また輸入がふえて自給率が下がる、こういうことになるんだと思うんです。ここでも断固たる決意で当たっていただきたいと思うわけ

です。それから、これも先ほど来質疑がございましたけれども、きょう付でニージーランド産のリンゴの輸入解禁というのが行われたわけ

です。病害虫の侵入の安全面での措置というのはいかにまだ解決をしないかといふのはこの委員会で

も議論をされました。そういう中できょう解禁に踏み切ったといふことは、私は強く抗議をしておきたいと思ひます。

そして、万一の場合には全額国庫補助で防除対策を行うというお話はありましたけれども、それと同時に、農家の救済措置についても万一の場合

というのはいきなりと国の責任で行うということもお約束いただきたいと思います。

それから、それに関連いたしまして、アメリカのエスビー農務長官は、東京サミットを成功させ

たければ、また米でアメリカの理解を求めるなら、リンゴで譲歩しろと松永政府代表に伝えた、これも報道されております。これは事実ですか、どう対処していくつもりですか。

○政府委員(高橋政行君) ニュージールランドのリンゴの件に関係いたしましては、我々とい

ましては、生産者に対して足腰の強い果樹農家をつくっていくという観点に立ちまして、生産、流通、そういった対策に万全を期していきたいと思っております。それから、もう一つの米国のエスビー農務長官の発言でござい

ますが、我々もこれはどういふことかといふことで早速聞いたのでござい

ますが、いずれにいたしまして、五月十四日に松永外務省顧問とエスビー農務長官が会談されたことは事実でござい

ます。その際に、エスビー農務長官が米国のリンゴに触れられまして言われたことは、リンゴの輸入解禁について前向きに考

えてほしいといふことを申されたのでございまして、新聞報道のような発言はしていないとい

ふに聞いております。

さらに、事実かどうかは、我々は事実でないとい

ふことを得ておりますが、それとは関係なく米

国産リンゴ問題についてどういふふうな対応を

していくかといふことでござい

ますけれども、これも先ほど申し上げたかもし

ませんが、植物防疫法に基づきまして、輸入が禁止されている生果実などにつきましては、相手国において対象病害虫、コドリンガとか火傷病とか、そういうものの完全殺菌・殺虫技術が開発されまして我が国への侵入が完全に防止されるという場合にのみ輸入を解禁するといふこと

にしておるわけでござい

ますから、現在米

国産リンゴについてはまだそういう技術が開発されてい

ないという現状でござい

まして、我々、米

国から提出されます技術的なデータ、

そういうデータを現在求めておる

ところでござい

まして、そういうデータの提出があ

ったところで、

その技術がいかにどうか、そ

ういふ判断をしたい

というふう

に思っております。 (発言する者あり)

い

ずれにいたしまして、今後

そういう観点

からコドリンガ、火傷病の我が

国への侵入を防止

するため万全を期してまい

りたいと思

っております。

今

ちよつと、求めておると言

うとおかしいよう

に聞

こえたかもしませんが、そ

れは向こう側

が解決していると言

いますから、解決してい

ないよ、何にもデータが出てい

ないじゃないですかと、こ

ういふふう

○林紀子君 この面でもアメリカの圧力にも絶対負けないようにということで頑張っていたのだと思います。

次に、自給率向上のために価格政策というのが重要だと思われたい。あす平成五年度の生産者米価が米価審議会に諮問されるわけですから、先ほどお昼休みに三項目の申し入れを大臣の方に我が党はいたしました。六月下旬にも今度は米価決定の時期を迎えるわけですが、この米価、再生産を保障する価格水準とするように引き上げを強く要求したいと思えます。

特に、小麦の運賃負担というのは、果間流通をする麦を対象に産地から消費地までの実需者の取引運賃を平成五年で二分の一を生産者が負担するように毎年段階的に負担がふえていっている内容となっている。これをぜひ生産者の負担軽減措置を講じてほしい。これは生産者の方からも大変大きな要求になっていると思えますが、この措置を講じるということについてはいかがですか。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 国内産麦につきましては、国内麦の増加によりまして果間流通が増加したわけでございます。外麦が港で売却されるのと比較しまして実需者の引き取り経費の負担が大きくなったというところで、生産者と実需者の間の自主的な話し合いによりまして、六十二年産からその円滑な契約の締結を目的として、実需者の取引経費の一部を生産者が負担する制度が導入されて今日に至っております。

この契約は発穂期前に生産者と実需者の協議に基づいて行われるものでありまして、既に平成五年産麦につきましては、昨年両者の間で話し合いにより決定が見られておるわけでございます。生産者団体の方から五年産麦決定と関連しましてこの負担の問題についての要望が出されまして、これは基本的には今申し上げましたように生産者と実需者の間で決められる話でございます。現在両者の話し合いが進められているところでございます。私どもとしましては、この話し合いの推移を注視してまいりたいと思えます。

○林紀子君 実質的に生産者の方が負担をするということになりましたら、米価がそれだけ下がったのと同じことになるといふことなわけですから、そういう意味でも政府の方としてもこの負担をどうするかというのをきちんと考えていただきたいというふうに思われます。

それから、麦の問題では、二月五日付の毎日新聞に「政府は関税割当制度による小麦の市場開放と、小麦農家への補助金の直接交付を行う新制度を創設する方針を固めた」というふうに報道されていますが、それは事実ですか。

○政府委員(鶴岡俊彦君) 全くそういう事実はございません。

○林紀子君 次に、優良農地をどう確保していくかということについてお尋ねしたいと思います。

先ほどの「農産物の需要と生産の長期見通し」の「参考付表」の中で熱量効率を最大化した場合の国内での食料供給量を試算していますね。これは耕地面積五百万ヘクタールで一人一日二キロリ。これは、たとえ食料輸入がゼロになったとしても国民を飢えさせない最低限の枠組みを明らかにしたものだと言われている。

ところが、耕地の人為改廃面積といふのは、農地転用許可基準が大幅に緩和されました八九年以降、毎年約五万ヘクタール、これだけ改廃されている。耕地面積は九二年で五百六十六万五千ヘクタールに低下し、第四次の土地改良長期計画における目標年の農地面積として、平成十四年度には耕地面積を四百九十六万二千ヘクタール、既に五百万ヘクタールを割るわけですね。この見通しさえ大変厳しい状況だといふことは、農林中金総合研究所のレポートに書かれております。

そこで、今回の特定農山村法案ですが、ここに盛り込まれている農林地の所有権移転等促進事業、これは農地法の三条、五条の許可の適用除外となる。また、農振法十五条の十五の開発許可の適用が除外されている。こうした農地転用の規制を緩和して中山間地域の農地を本当に保全できるのか、その保障、担保があるのかということをお

聞きたいと思えます。

○政府委員(入澤肇君) 特定農山村法案の農林地所有権移転等促進事業につきましては、今御指摘のとおり農地法三条なり五条の適用除外といったしましたけれども、その前提といたしまして、この所有権移転等促進事業をやる場合には農業委員会の決定を経ることも、あるいは都道府県農業会議の意見を聞くことも都道府県知事の承認を得ることも、そういうふうなことが要件としてあります。適用除外にしたということではございまして、決して既存の三条や五条の規定を無視して新しい法制度をつくったということではございません。

○林紀子君 今お答えのありました農業委員会ですけれども、この法律の中では農林業等活性化基盤施設の設置を促進するように適切な配慮というのが求められているわけですか。

ですから、本当に農業委員会というのは農地法の取り扱いと同じような決定というのでできるんですか。

○政府委員(入澤肇君) 農業委員会は、御指摘のとおり農地法第三条による許可制度の原則的な許可権者でありますから、特定農山村法案におきましては農業委員会が農用地の権利移転が農地法第三条の許可基準に照らし適切かどうかとの観点から所有権移転等促進計画について決定を行うものであります。これは第八条の第一項に書いてあるわけでございます。

○林紀子君 もう一つ、先ほどお答えになった都道府県の承認ですね、この承認というのも施設整備の促進に配慮した計画全体について承認をするというところで、農業の問題だけを見て言っているわけじゃないわけですね。そうしますと、農地法や農振法に基づく許可基準と全く同じということがこれまた言えるわけですか。

○政府委員(入澤肇君) 農林地所有権移転等促進事業は、農林地等につきまして権利移転を一括して処理するということによりまして地域の合理的な土地利用を実現するというのをねらったもの

でございます。その円滑な実施を進める上では必要限度で農地法及び都市計画法に基づく土地利用規制制度との調整を図っていく必要がある。このために、農地転用案件または市街化調整区域における施設整備案件が含まれる場合に限り、これらの規制制度における許可権者であります都道府県知事の承認を要することとしたものであります。これは第八条第四項第一号、第二号に規定されております。

この承認は、農地転用案件につきましては、農地法に基づく農地転用許可と同様の審査を経ることによりましてその内容が適切かどうかを判断します。それから、市街化調整区域における開発行為の立地基準の観点から見ても内容が適切かどうか、これは都市計画法の第三十四条の規定に従って判断を行うということでございます。

○林紀子君 それから、農業会議の意見聴取を行うというのも八条第五項に書いてありますね。この農業会議の意見聴取というのは今おっしゃいました都道府県の承認に対してどれだけの力があるものなのか、どれだけ縛りをかけられるものなのか、その辺をぜひ伺っておきたいと思えます。

○政府委員(入澤肇君) 都道府県知事が計画の承認をする場合に都道府県農業会議の意見を聞くとしておりますのは、農地転用許可における手続を尊重することが適当であるというふうに考えたためでございます。農地転用許可の場合と同様に規定したものでありまして、当該意見につきましては、農地法と同様に都道府県知事を法律上拘束するものではありませんけれども、都道府県知事が所有権移転等促進計画の承認を行うに当たっては十分に考慮されるものと考えております。また、過去の転用事業につきましてはそのように運用されております。

○林紀子君 それから、この計画の中では市町村から農林業等活性化基盤施設設置の要請を受けた民間事業者も参入できるということになっているわけですね。この農林業等活性化基盤施設設置とはどういう施設を指すのかというのを、きょうは

通産省と国土庁にきていたでおりますので、まず通産省の方からお聞きしたいと思います。

○説明員(橋本久義君) 農林業等活性化基盤施設につきましては、今後、御相談しながら省令で定めていくことになるわけでありますが、もともと本法の目的が、農林業を核としてその地域で展開されている事業にふさわしいものを促進するという目的がございますので、その目的に従って工場等就業機会の増大に寄与するような施設を想定いたしております。

以上です。

○説明員(滝沢忠徳君) お答えをいたします。基本的には今通産省さんがお答えなされたのと同じでございますが、農林業等活性化基盤施設につきましては、農林業その他の事業を活性化することに当たりまして中核的な役割を有するものとするのが適当であるというふうに考えております。具体的には今後主務省令を制定する際決まてまいるわけでございますが、現時点では地域特産物展示販売施設、農林業体験実習施設などの交流施設を考えておるところでございます。

○林紀子君 国土庁にお伺いしたいんですが、リゾート法と同様に、ゴルフ場やリゾートホテル、リゾートマンション、そういうものも入りますか。

○説明員(滝沢忠徳君) ゴルフ場の点についてでございますが、農林業等活性化基盤施設となる交流施設の範囲を具体的にどこまでとするか、そういったことに関連してまいるわけでございます。今後具体的にどうするのか、地域のニーズ等を踏まえて、関係省庁とも具体的に検討することといたしております。

○林紀子君 まだこれから関係省庁と具体化するということで、それもすべて省令ということになるということ、私たちのところではどんなものかというのとはわからないわけですが、

構造改善局長にお伺いいたしますけれども、そういう意味ではゴルフ場というのは農林業の活性化に結びつくとは思えないわけですが、農水省といたしましてはいろいろ詰めているその

中でこういうようなものは絶対に入れないという決意があるのかどうか、その辺をぜひお答えください。

○政府委員(入澤肇君) なかなか厳しい御質問でございますが、私も、今国土庁それから通産省から答弁がありましたように、どういう施設かと申しますと、一つは事業活動の場である施設とそれから二つ目は当該事業が特定農山村地域で展開するにふさわしい施設、それから三つ目には就業・所得機会の確保、増大に寄与するものという考え方で整理しているわけでございます。例示といたしまして先ほど国土庁が申しましたように、農業用施設、林業用施設のほかは地域特産物展示販売施設、農林業体験実習施設、工場等就業機会の増大に寄与する施設等を想定しております。余りそれ以外のいろいろな施設というのは現在のところ私の頭にはないわけでございます。

特に、中山間地域の立地条件、地勢条件からしますと、そういうところで大規模な開発が行われるかどうかというのは非常に疑問でございます。また、この農林業等活性化基盤施設の設置の前提となる所有権移転等の事業は、要するに大規模な農地転用ということを考えているものではございませんので、そういうふうな新しく創設する権利の内容からしまして大規模開発的なものは入らないんじゃないかというふうに私は考えております。

○林紀子君 これまで何度か行われた農地転用許可基準の見直しというのを見ますと、特に八九年三月には第三種農地の範囲をインターチェンジから至近距離のものにまで拡大して、ゴルフ場への転用を一般施設と同様の扱いとするなど規制緩和の歴史だったというふうに言わざるを得ないと思うわけですが、

農業外の土地需要に対して農地の改廃を許容するように変化してきたというふうに言わざるを得ないわけですが、今度の特定農山村法案というのはこうした延長じゃないかという大変大きなおそれを持っているわけですが、特に優良農地を

どう確保していくかということにつきましては、昨年三月に農地問題の専門家である全国農業会議所が「農業の担い手確保のための具体的方策」という答申をしております。その中で「活力ある農業経営の確立を推進するための前提として」、「必要な農用地について」、「国としての確保目標を中長期の視点にたつて設定する必要がある。」という答申をなさっているわけですが、これは、それこそ新政策にも生かされなかったし、今度の法案の中でも生かされていないと思うわけです。先ほどの食料自給率の問題と同じです。

そういう意味では、この優良農地を守るためにどれだけの農地が必要かということもきちんと目標を定めるといことがどうしても必要だということも申し上げまして、きょうはもう時間切れになってしまいましたので、次に譲ります。

○星川保松君 私は、きょうとあさつてと三十五分ずつの質問時間をいただきましたので、きょうは総論的な質問をして、あさつては各論的な質問をさせていただきます。こう思っております。

今、日本の農業あるいは食料問題について何が一番大切な点か、私はこういうふうに思うわけです。と申しますのは、食料のあり方、農業のあり方についていろいろな方が、学者の皆さんからマスコミの皆さんから各界の皆さんが全くさまざまな論を述べていらっしゃるわけです。

例えば食料については、食料は自由化した方がいいんだという強力な意見を吐く人もおります、学者もおります。それに対していわゆる食料安全保障というものを唱える人があります。食料自給率をもっと向上しなくちゃいけないんだという人もありますし、食料一つとってもガットをめぐっていろいろな論が国内に展開されておるわけでございます。

それから、農業それ自体に対しても、私が子供のころは、農は国のもとである、こういうふうに教えられたわけでございます。今ではもう農業などというのは、日本は工業立国でいけばいいんだ

と国際分業論なんという論を唱える人もあります、農業なんか発展途上国の方へ任せればいいんだというような主張も行われております。さらには、今度は農村という地域社会についても、これは国土・環境保全の面から再認識しなければならぬという論も展開されておりますけれども、それを一向に理解してくれない人々もおるといことなわけです。

それから、経営の主体としての農家についてもいろいろな論が展開されております。今までは家族労働の小規模経営ということでやってきたわけでありましたが、それではだめだ。新農政というののも一つでありまして、新農政と経営を大きくしなくちゃいけない。それには経営主体を家族労働に限らず法人にしないといけないんだ。きょうも問題になっておりますけれども、中には、日本の経済を今日まで発展させたその功労者は株式会社だ、だから、家族経営なんというところに日本の農業経営を任せておかないで株式会社やらせたらどうなんだんと言っている人もいろいろあるわけなんです。

まず、食料をめぐって、農業をめぐって、農村をめぐって、農家をめぐって諸説紛々として、もう国論の統一がどこにも出てこないというところ、このことのために農家の皆さんから農業関係者も何かがわからなくなっているわけなんです。そういう中で農業を取り巻く環境というものは日増しに厳しくなってきたおるんです。リンゴの輸入の自由化、あるいは肉の関税の引き下げによる牛肉の輸入とか、いろいろな点で畜産農家が悩む、リンゴ農家が悩むというような状況になってきておるんです。

それで、今、本当に日本の農業・農政にとって必要なことは、国民的合意の形成、これを急がなければならぬと私は思うんです。これを何とかしなくちゃならない。いつまでも百花齊放みたいに、百家争鳴というか、そんな状態にして、迷い、混沌の中に日本の農業・農政を置くということは避けなくちゃならないと思うんです。

それで、日本の今後の食料をどうするのか、農業をどうするのか、それは国会で決めるんだらうなということに私は農家の皆さんから言われるわけです。私は、そのとおりです、こう言っています。それで、この前はPKO国会というのであな方は三日も四日も徹夜したそう。それはPKOも大事でしょう。でも、日本の農業、日本の食料をどうするかということとはもって大事じゃないか。三日も四日も徹夜しなくてもいいから、一晩ぐらい徹夜するつもりで日本の農業のことを考えてほしい、国会で論争してほしいと。そうしましように私は約束をしているわけですよ。

どういう形で論争をしていくかということになりますと、それは私は、三十年前の農業基本法、この基本法の見直しだと思えます。だから、農業基本法の改正案でも出してもらって、それをめぐってひと国会で国論の一致を見るような大論争を展開しようじゃないか。そして農家の皆さんに、農業関係者の皆さんにこたえようじゃないかと私は思ってきたわけですよ。

それで、今までは別の方の常任委員会をずっと回ってきておりました、ようやく農水にきたものですから、ですから農業基本法の見直しみたいなのが出てくると思っておった。いつまでたっても出てこないし、そうしたら新農政というのが出てくるというんですね。今度は来たなと思つて、これは徹夜してでもみんな議論しなくちゃならぬと思つておったところが、新農政というものは名前ばかりで我々のところにはさっぱり出てこないんです、これが。これは一体どうしたことかと私は思うんです。

ですから、いわゆる国民的なコンセンサスを得る場というのは国会なんです。だから、政策の方向というものを決めるのは国民なんです。政策を決めるのは農水省の皆さんです。方向というのはレールですから、国民がレールをつくって、そのレールの上を能率のいい汽車を走らせるのが農水省の皆さんの役目だと思えます。ところがそれが出てこないんですね、ここに。

そして、いわゆる農政の基本法の見直しに匹敵するものだと私は思うんですね、この新農政というの。その肝心なものを、国会でやるべきもの、国民が決めるべきものが出てこないで、その後のそれに基づく政策、この政策は農水省の皆さんがやることなんです。もとの方が出てこないで、それに基づく政策がここに出てきていないわけなんです。これでは私は本末転倒ではないかと思うんです。

それで、私は前から、何で法律案でこれを出してくださらないのか、それでは国民的コンセンサスを得る場がないではないかということを書いてきていたわけなんです。これについてひとつ考えを、まず大臣から。

○国務大臣(田名部省省) 基本農政、農業基本法を新しくというお話は随分ございました。しかし考えてみますと、農業基本法そのものに掲げていることをやるわけでありまして、決してそれと全く離れたことをやるわけではないわけです。ただ、若干今まで考えてきたことを、うまくいったもの、うまくいっていないものを、そういう仕分けをしますと、酪農とか養豚、採卵鶏とかあるいは施設園芸とか、そういうものが非常にうまくいった部分というのはある。しかし、どうも土地利用型農業の部分においてはなかなかうまくいっていない。

それは規模拡大も困難にしておるし、何十年かたつてみると後継者がだんだんなくなつたという社会的な変化があった。それを何とか所得においても労働時間においても他産業並みにしなければならぬ。もう十分おわかりのことでございますから詳しいことは申し上げません。加えて高齢化がどんどん進んで、当時若い両親であったと思ふんですが、三十年もたつてもう一線を退く時代になってきたということとして、その間に機械化がどんどん進んだということもありまして、そういうことを今日の直しながらいくかというところで新しい農業政策というのが出たわけがあります。

確かに、おっしゃる通りに国民の合意形成というものが大事だということも今回我々は痛切に感じておりますし、何といたしても国民全体で農業を守ろうという気持ちがないと、輸入したて安全だ、日本の食料というものをみんな育てていこうという気さえあれば私は怖いものはないと思うんです。ただ、飽食時代、所得が向上して食料がもうあり余るほどある中で育った人たちがそういう感覚が薄くなっていることは確かにあると思う。そのためには、運動論という考え方、そういうものを我々は先頭に立って国民の理解を得る努力をしなければならぬし、一方においては、農家も今申し上げたようなことを着実にやりながら合意形成をとっていくということは大事だというふうに考えます。

○星川保松君 大臣が、国民が理解してくれればと、私はそこを言うんです、理解してもらうために。国会なんです、国民というものは。我々は国民の代表なんですからね。皆それぞれ何十万の代表として来ているんです。だから、この場に出してくださつて、それで風間先生は北海道の農家の意見を反映して、それで喜屋武先生は沖縄まで、そしてよろしいということ、これがコンセンサス。コンセンサスのためにあるんです、国会というのは。だから、あなた方はコンセンサス、コンセンサスと言ひ理解と言ひつけられども、ここへ出すことが理解を求めることだということなんです。

それはそれとして、基本法について、「どう見る農業基本法三十年」という本があるんですよ。この本の中にいわゆる農業基本法をつくったときの農水省の事務次官でありました小倉武一さんが「農業基本法制定三〇年に想う」という文章を載せているんです。これを見て私は驚いたんですが、農業基本法はもう挫折したということをおっしゃっているんです。

初めの挫折はこういうところにあったかという、基本法施行と同時に、たまたまと言つたら悪いかもしれないが、河野一郎さんが農林大臣になった。彼は政治的センスが非常に

強い人だから、自民党の票を集めるのが実に上手だった。農業基本法のベースは村づくりだと決めてしまったのである。基本法には農業構造改善事業というのがありますが、農業構造を直していこうというのが基本法の一つの大きな眼目だった。だから、我々は初めは、テストケースとして何十カ所か構造改善事業を町村単位で進めたらどうかということを書いたのだったが、これは政治家の眼からいうと票にならない。そこで村づくりをやれということになった。

それでずっと書いて、「そういうふうな村づくり問題にきりかえてしまった。それが第一歩の誤りだった。構造改善というのは名前だけで、村づくりに直してしまつた。小銭をばらまけばいい。一億円なんかの総理と一緒だ。あの、ふるさと創生の……」と、こうあるんです。

「創生」なんていう漢字は日本語にはない。「辞書を見ても「創生」なんてない。総理大臣が勝手に日本語をつくれるのか。近頃のジャーナリズムは「コメ」とカタカナで書く。「米」と書く。それは「べい」と読んでアメリカのことをいうことになっている。「だからもう日本の「米」はそこで負けている。」「あれでもうだめなんだ。」「米」はアメリカに貸して、日本はカタカナで我慢しようということだから、勝負はついている。」「ちよつと余談になったが、とにかく、農業基本法というのは村づくりで挫折したということだ」と、こうはつきりあるんですよ。

その次に農協さんのことが書いてあるんですよ。「農業所得均衡」というのは米価を上げることだとして、米価を上げる運動をやつた。」「農協がね。」「基本法には、農産物の市場価格をつり上げて所得均衡にもつていくという考え方はなかった。」「こういうことがずっとあるんですよ。」

それで、ずっと後に「だから、農業基本法というのは失敗の歴史だ。自立経営ということも無視された。」「云々とありまして、「そういう歴史を経ているのが農業基本法だから、見直すなどということではなく、あれはやめたいのだ。そんな

なふうに無視するのなら、廃止すべきものだ。言いたい放題言っているわけではない。真剣に考えて言っているのだから、あまり聞き流されては困る。」と。つくった本人が挫折した、あんなものはだめだとはっきり言っているんです、これ。

大臣、もうだめなんですよ、農業基本法なんていうのは、つくった本人がこう言っているんですから。だから、アメリカの農業法なんというのは五年に一回新しくしているそうなんです。日本では三十二年間ぶって投げておいた、何にもしない。だから、ここできちんとしなくちゃならないんですよ。それも何にもしないで、そして農水省の内部文書のこんな新農政なんというのでやっただけでどうにもならないんじゃないんですか。どうです。これは官房長か。

○政府委員(上野博史君) 小倉先輩の厳しいお考えを今聞いたわけでございます。まあ前からよく我々も聞かされてはいるわけではございますが、

大臣も、前から基本法農政についての考え方を申し述べておる中に、基本法農政というのは、それはそれで選択的拡大の畜産であるとか果樹であるとかそういう部門において非常に成果を上げていく、これはやはり私は否定はできないんだらうと思うわけでございます。ただ、高度成長があったというようなこともございまして、土地利用型の農業部門におきましては、小倉先輩の反省にもありますように、構造的な再編が必ずしも進んでこなかった。それが現在の土地利用型農業の問題として我々の眼前にあるということなんだらうと思うわけでございます。

しかしながら、事態を考えてみますと、現在我々が非常に問題である、何とかしなければならぬと思っております農業就業構造の問題、高齢化をし、だんだんと農業就業人口が減ってまいっているという問題が基本法制定時から制定の中心になられた小倉さんなどの頭にはあったわけでございまして、自立経営農家の育成であるとか他産業並みの所得を確保していくとかいうような考え方というのは、この基本法農政の骨格として

あったわけでございます。

それが現在我々が眼前にしております問題に対応する場合の考え方としてまさに必要な考え方であるというふうに我々は考えているわけでございまして、そういう意味で、基本法農政の基本的な思想というものは今後我々は体していかなければならぬし、改めてこういう新農政の考え方を述べていくに当たりまして、そのところに手直しをする必要はないんじゃないか。我々がやろうとしておりますこの考え方自身この基本法の骨格の中に入っているものだというふうに我々は考えているから、この基本法を変える必要はないというふうに判断をしているということでございます。しかしながら、新農政の考え方につきましても国民的コンセンサスを獲得する施策を進めていかなければならないということについては、全くそのとおりでございます。新政策三法等の御議論の場におきまして、その背景にある基本的な私どもの考え方についても十分御議論をいただきまして、御判断をお願い申し上げたいというふうに申し上げます。次第でございます。

○星川保松君 いずれにしても、私は基本法農政三十年というものはしっかり反省をしなくちゃいけないということを前から言っているわけなんです。だから、初めて新農政の文章を私はずっと読んでときに関心したんです。というのは、農基法を受けてという言葉は一つもないんですね。これはなかなか吹っ切っているなと思つたんですよ。

ただ、質問しているうちにだんだん、あなたが今もおっしゃったように、死にがらにすぎるみたいなところがあるわけですよ。こんなことはやめた方がいいと思うんです、私は。だから、もうはつきり基本法農政はこういうところだめだった、こういうところがよかったということをはつきり言うて、いわゆる古きをたずねて新しきを知るといふことで新農政を打ち出していかなくちゃいけないと、私はこう思うんです。

それで、今度は同じような本で、「新農政」の

徹底検討」というのがあるんですよ。この中に構造改善局長が文章を書いていらつしやるんですね。なかなかいい文章だと思つて私は見たんですけれどもね。

この中であなたは、一つは、「六つの視点」という中の一番最初に「農業・農政について国民的コンセンサスを獲得するような内容を考えなければいけない」と。これは内容は結構だけれども、どういう場でコンセンサスを得ようと思つていらつしやるんですか。

○政府委員(入澤肇君) 新政策の中身を検討するときに私は総務審議官でございまして、戦後の農政、農業基本法以来だけじゃなくて、その前にさかのぼりまして、各般の政策、制度につきまして相当突っ込んだ議論をやったことは事実でございます。

さつきも申しましたけれども、一つ一つの法律、制度につきましても、制度論、運用論、運動論、そういう観点から検討したわけでございまして、そういう中で一番大事なことは、どうも最近の状況から、農業・農政に対する理解が十分でない、新しい政策を打ち出そうとしても、十分な理解がなければ予算もとれなければ法律も賛成してもらえない、そういう意味で国民的なコンセンサスを獲得することが、まず第一に政策の展開の大前提として必要じゃないかということを申し上げたわけでございます。

したがって、わかりやすい農政を展開するといふようなことも言葉として使ったこともあるかもしれないけれども、要するに我々がなぜ日本に農業を維持発展させていくことが必要なのかどうかということをも具体的に国民一般に説明をして、理解を得ることが必要であるということをお願い申し上げたわけでございます。

○星川保松君 その場として、国会という場が国民のコンセンサスを獲得するのに、そのためにできてくる場だということはあなたは考えていないんですか。

○政府委員(入澤肇君) それは、もちろん国会の

場もその重要な場でありまして、また一番大事な場じゃないかと思つたし、国会の場以外でも、例えば農水省はいろんなPRの手段を持っておりますけれども、PR手段を使つたり、あるいは「一日農水省」という方法を使って農家の方々や地方の方々との対話をしたり、いろんな方法があると思うんです。

ですから、国会だけでなく、いろんな手段、方法、それから場所を通じて理解を求めてコンセンサスづくりをやっていくことが必要じゃないかというふうに考えているわけでございます。

○星川保松君 あなたの方、三権分立についてもう少し考えてほしいんですよ。国会というのは、国民のコンセンサスを獲得するために設けられているんです、これは。このほかどこにあなたは呼びかけてやるのか知らぬけれども、一番最初にここにしなくちゃいかぬのです。立法作業というのはそういうことなんですよ。立法作業、ここで審議するというのは、国民のコンセンサスを獲得するためにやっているんです、これは。我々はそのために出てきているんです、ここに。ここへ出さなきゃならぬのですよ。国民的コンセンサスを第一にあなたは掲げている、それは立派ですけども、場違いだ、これは本当に。

○政府委員(入澤肇君) ですから、最も重要な場として国会を重視しなくちゃいけないということをお願い申し上げているんです。

○星川保松君 それならなぜ法案にして出していないんですか。法案にして出してくることが国民のコンセンサスを獲得する方法なんです。それが一番大事なことでしょ。

○政府委員(入澤肇君) 新政策を法案の形式にするかどうかというのは、いろんな意見があるところだと思つたんです。

実は、農業基本法ができた後、構造政策が進まないというところで、事務次官を長といたしまして構造政策推進会議というのが農林省の中に設けられたんです。その議論の経過を経て構造政策の基本方向というのが出ました。その後、いろんな状

況を踏まえて、またそのときのような構造政策の基本方針みたいなものを改めてつくる必要があるんじゃないかということで、新政策の検討本部というのが事務次官を長としてつくられたという経緯がございます。そこでいろんな議論を踏まえまして、農業基本法と農政の中で調整をとりながら新しい文書を取りまとめたということでございまして、その形式が法案であるかどうかというのとはまた別の議論じゃないかと思ひます。

○星川保松君 しかし、あなたは国会を本当に理解していませんよ。

次の「四つの戦略目標」というのをあなたは書いていますね。「昭和二十年代から四十年代にかけて、たぐさんの法律、制度ができたが、その全部について省をあげて見直した。」というんですね。この二十年代から四十年代にかけて農業に關して最も大事なのは農業基本法でしょう。それについてどういふふうな見直しをしたんですか。さっぱり書いてない、これは。

○政府委員(入澤肇君) 農地制度を含めまして、土地改良法、森林法……

○星川保松君 農業基本法についてです。

○政府委員(入澤肇君) 農業基本法についても議論いたしました。

○星川保松君 どういう議論をしたんですか。

○政府委員(入澤肇君) それは、農業基本法各条——私は、先ほど官房長が答弁されたとおり、農業基本法は失敗の歴史ということよりもむしろいろんな形で成果が上がった歴史というふうに見てもいいんじゃないかと思ひます。それから、農業基本法の成果をまとめまして「農業基本法三十年の軌跡」という本を出版しております。ですから、かなり農業基本法の各条文に即して、それからその条文が農業、農村、食料、消費の実態をどのように反映しているかということを含めて検討した次第でございます。

○星川保松君 私はこうなりますと三権分立に対する農水省の理解が極めておかしいと思ひます。これは国民的コンセンサスを得る場としての

国会、ちよつと行政の側が行き過ぎじゃないか、こういうふうには思ひます。これは農水省の中だけじゃけりがつきませんので、これはやっぱり総理大臣に聞かなきゃだめですね。それで、あさって、総理にひとつ出席をしてもらうようにお諮り願ひませんか。

○委員長(吉川芳男君) 後刻、理事会等で協議させようと思ひます。

○星川保松君 いずれにしても、とにかく考え直してください。国民的コンセンサスの場はまず第一に国会だということ、これだけははっきり言っておきますからね。そのところはよく心得てください。

それで、時間がなくなりますので、いわゆる基本法農政、いろいろ私なりにその検討をしてみているんですけども、その悪いところ、いいところをきちんと踏まえて、それで新たな農政に向かわなくちゃならないわけですね。その中で一つとして選択の拡大ということをうたっているんですけど、それで、選択の拡大というのはちよつと私は誤ったんじゃないか、こういうふうには思ひます。つまり、選択の拡大といひながら、それまでの複合経営です、稲作もやる、養蚕もやる、家畜もやる。今で言うところ有機農業ですよ。そういう形だったんです。日本の農家のほとんどが。それが選択の拡大ということ、一つの作目に絞られていったんです。そのために、それまでリスクが分散しておったものが一つのところに偏つてしまつたということ、だから百年も二百年も三百年も続いた農家がいわゆる基本法農政の後に単一作目化していつて、それでリスクが大きくなって倒産するというのが続出したんじゃないか、こういうふうには思ひます。

そういうことを山下惣一さんという人、これは唐津で農家をやってる人で、その人が大変明快に書いています。

昭和三十七年にスタートした基本法農政は、当時のほくらの心をとらえるに十分なものであった。

農業改良普及所のセンセがばくの畑へやって来て、西瓜を五畝、大豆を五畝、甘藷を七畝、トマトを五畝と作付けているのを、軽蔑のまなざしでジロリと眺めまわし、

「君ねえ、こんなことやってるから貧しいんだよ。こんなもん農業とはいわん。五畝五畝百姓といひて、いつまでもゴセゴセして生きなきゃならんのだよ」

だんだん調子をあげて、

「これからの農業は選択の拡大、つまり、もうかるものだけを大面積に作っていくんだ。所得の低いものを作るからダメなのよわかるでしょ。もっと収益性の高いもの作ってれば、ラクにして所得はあがるのよ」

いまにして思へば、そんなにラクにしてもうかるのであれば、人にすすめる前に自分がサラリーマンやめて、始めたにちがひなく、どうして、そこに思い至らなかつたのか悔やまれるのだが、こっちは純真だし、燃えてたし、なにより信じていたから、

「本当だ。まったくその通りだ」

「そうです。農業の夜明けですよ」

「ほんと、夜明けですよ」

まったくアホみたい。

その結果はいまさらいふ必要もない。農業基本法でうたつた選択の拡大路線は十年もまたずして、総合農政の名のもとに減反に変わるのがある。

ほとんどの農家の皆さんがこういう経験をしていらっしゃるんですよ。これについてどういふ御感想をお持ちですか。

○政府委員(上野博史君) 最後のくだりのところの話になろうかと思ひます。ございしますけれども、お米の潜在的な生産力というものが需要をオーバーする、だんだん消費者の需要というのが非常にいろんな方向に広がつた結果、お米の過剰といふものが出てまいつたわけでございます。これを何とか解決するためにお米の生産調整が行われたわけでございますが、これは国民の欲する

ものを生産していくという意味において私はそれなりの成果を上げてきたんじゃないかというふうには思ひます。

その過程で、畜産であるとか果樹であるとか野菜であるとか、そういう作目を始めた農家がそれらの方が非常に収益がいいということでだんだんそちらの方に専一をされる方ももちろんおありになられましたし、稲作との複合経営を続けてこられたという方もおありになられるわけでございます。一、概して専一経営がいいとか悪いとか、複合経営がいいとか悪いとかいふふうには決められるものでも必ずしもないではないか。それぞれの地域の、あるいはそれぞれの農業をやっておられる方のお考え、工夫、そういうことによつて経営形態といふものは決まってくるんじゃないかといふふうには考へるわけでございます。

○星川保松君 時間がなくなりましたので最後に。

いわゆる望ましい経営体といふものを中心にして新農政を進めていくということになっておるわけですけども、私はここで農業小農家悪玉論みたいなのがどうも感じられるんです。だからこれは淘汰しちゃえといふような考えですね。私はそれは問題だと思ひます。

今、農業小農家が日本の米づくりをやっておる。他産業の手伝いをしながら日本の国民にその米を食へさせて、しかも余るだけの一千二百万トンもの生産力を持っているわけですね。だから、ここで望ましい経営体をつくつてもっと米を生産しようといふんじゃないんですから、増産しようといふんじゃないんですから、これだけの生産力を持っているといふところからすれば、私はこれはそれなりの評価をすべきだと思ひます。

その生産力を持っている農業小農家に対してコストが下げられるような方法はないかというふうな施策も打ち出して、それで望ましい経営体といふものを掲げておられますけれども、それと同時にこれからの農業の望ましい経営体としての選択肢の一つにそういう今の農業小農家の行くべき道も開

くべきだ、私はこう思うんですが、これについてひとつどなたか答弁してください。

○政府委員(入澤肇君) 再三答弁しておりますように、決して私どもは兼業小農家を否定したりあるいは厄介者扱いしているわけじゃございませんでして、当然のことながら日本の農業の中で重要な生産力を担っていると思いますし、また、地域コミュニティの中でも重要な役割を果たしているというふうに認識しております。

この兼業農家の生産力をどのように地域で生かしていくかということではいろんな方法があると思います。例えば集落営農という方式をとって、そして集落ぐるみで土地利用計画に従い、機械の共同利用を図って、それぞれの農家がそれぞれ役割分担するという方法もありましようし、また、小規模な農家を中心になりまして生産組織をつくって、生産組織が請負事業体として農業経営を担うということもありましようし、また、それ以外に小規模農家が専業的な農家に農地を出す、その出し方につきまして現在利用権設定等の促進事業をやっておりますが、そういうふうな事業の適切な運営を図るとか、あるいは新しく売り渡し信託の制度を設けましたけれども、そのメリットを付与するとか、いろんな方法があると思います。

いずれにしても、小規模兼業農家の持っている生産力、これを十分に活用しながら農業生産の維持拡大、地域コミュニティの安定発展のために努めてまいりたいと考えております。

○星川保松君 終わります。

○喜屋武眞榮君 星川先生の後を受けて話題を展開しようかなとも思ってみましたけれども、私が最後でありますので、一応最後らしくやらぬといかぬと思っております。

常にこういうことを私は考えています。農は国のもとだれしも言う。ならば、農民であつてよかつた、農家であつてよかつたという誇りと自信を持つそれぞれの国民でなければいけないんじゃないかということ絶えず考えておる一人であります。

問題を絞って準備しておりますので、時間の許す限り進めていきたいと思います。

まず、農林水産省が昨年六月に発表したいわゆる新政策はおおむね十年かけて我が国の農業を抜本的に構造の改革を行って、食料自給率の低下傾向に歯止めをかけることを宣言した農政の基本方向を示したものと受けとめております。

新政策でも触れているように、我が国の食料自給率は穀物の場合二九%にまで低下しており、食料政策が現状のままであればさらに自給率の低下は必死であります。もし、このような状況が今後も続くとしたら、我が国の農業の壊滅だけでなく、外国への食料依存が大きくなり、国民生活、国民の生存権も脅かす事態にもなりかねません。今後、大自然災害等による世界の食料情勢の変化の可能性もあり、食料の自国での確保は絶対必要であります。この点に關して大臣はどのように認識しておられるか、まずお伺いいたします。

○國務大臣(田名部匡省君) 食料は国民生活にとって最も基礎的な物資でありまして、国民に対して安定的に供給をするということはもう基本であります。したがって、新政策で生産性の一層の向上あるいは品質、コスト面、こういうものを改善していくことによって、可能な限り国内農業生産を維持拡大し、食料自給率の低下傾向に歯止めをかけていくことが基本だということに考えておるわけです。

それは、もう前々からお話し申し上げておりますように、高齢化がどんどん進んでいく。当時、水田稲作に機械が導入されると考えた人はいなかったわけですね。それが達成されたことによって、今まで多くの人で田植えをしたというのが何人かできるようになった。特に夫婦でやればもう子供たちが手伝わなくても、規模が小さいものですから、やれるようになったということと子供たちが他産業に転出していった。そのころはまだ若かつたですから、その人たちが、三十年もたつてみるとだんだん農業から退くという年代になつてきまして、さて後継ぎがないという問題

が出てきました。

そういうことを考えて、一方では他産業の所得というものはどんどん経済成長に伴つて上がつてきましたので、農業とのバランスが大分とれなくなつたということもあるものですから、特に土地利用型農業において経営感覚にすぐれた効率的・安定的な経営体というものを考えていかなきゃならなくなつた。

これは、ひとところ四十人学級というのを随分国会で議論されました。黙っておつても自然にだんだん出生率が低下したことによつてこれを達成しちやつた。むしろ、四十人どころでない、三十人学級に進んでおると同じようなことが起きておる。分野でもやっぱり同じようなことが起きておる。そのために、私たちはこの経営体というものを育成していかなきゃならぬし、それを担う人材を育成確保していかなきゃならぬ。加えて生産基盤の整備を図っていくということの必要性が出てきておる。あるいは、外国からの輸入と対抗していこうとすると同じものをやっておつたんだはだめだ。そういうことによって、バイオテクノロジーなどの先端技術の開発普及、そういうものを駆使した農業というものをやつて、そういう自給率を高めていく必要が出てきたというふうに私は認識しております。

○喜屋武眞榮君 もう一問大臣にお尋ねしたいんですが、このごろ聞くことは、日本は経済大国になつたと、こう言います。ところが、経済大国であるけれども、国民は生活大国ではないと。そこに私は政治の問題があると言つてあります。日本は確かに経済大国です。私は肯定します。けれども、生活大国ではない。このアンバランスを表現して、ここに私は政治の問題があるのではないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○國務大臣(田名部匡省君) 数年前から経済大国と言われながら国民はその豊かさを感じていないではないかという議論が出てまいりまして、私どももそのとおりだということで、労働時間を短縮するとかいろんなことを今やっておるわけです。

住宅政策もその一つだろうと思う。

しかし、経済成長に伴つて地価の高騰、そういうもので、さらに住宅にしてもなかなか思うように土地が手に入らないという状況もあったということ、いろいろと政府を挙げてこの問題に取り組んでおりますし、まだまだ社会整備もおくれれておるといふ面も確かにありますので、そういうものを総合的に、まさに生活大国にふさわしいものにする努力を今していかなきゃならぬ、そう考えております。

○喜屋武眞榮君 日本が経済大国になつたというこの事実は、これは勤労国民大衆の血と汗と努力の成果であることも間違いないと私は信じております。ならば、この経済大国の恩恵が国民のすべてに還元されて、やっぱり福祉大国、生活大国になつたんだと、ここに私は政治の課題が、また政治家の責任があると確信いたしております。

まだ核心に至っていないということはあるが、この経済大国を生活大国に持つていくのが政治の、あるいは行政の責任であると私は思つて、ずばり申し上げまして、国の責任において国民の生活が、生きていてよかつた、生活大国になつてよかつた、こゝろ身と心から生きる喜びを、生活の幸せを味わえる国民でなければいけないと私は思ふんです。

こういう点を思うときに、ほど遠いという感なきにしもあらずであります。そこで私は為政者が国の行政の責任を、また私も含めて政治家が、大衆が、日本国民が何を求めているか、このことを絶えず我々が胸に手を当てて考えていかなければいけないと思ふんですが、失礼ですけれども、大臣、もう一回ひとついかがでしょうか。

○國務大臣(田名部匡省君) もう全く委員おっしゃるとおりでありまして、私どももそう感じております。そういうことからいろんな施策を展開してきております。即効性が出てくるものもありましかれども、なかなかやばり時間のかかるものもあります。しかし、我々はそれに向けて努力をし

ていかなきやならぬということはおう間違いないことでありまして、これからも全力を挙げて取り組んでいく。

ただ、どういふ国をつくるかということ、これは外国を委員もしよつちゅう訪ねることが多いと思うのでありますが、この国が理想かというとなかなか理想的な国というものはない。治安のいい面では日本がいいとか、あるいは所得においては高いとか、他の国と比較してみると日本というのは大変発展しておるなど。しかし一方では、発展し過ぎて、道路の渋滞ですとか生活環境というものはよくないということも事実でありますから、そういう問題のあるところをこれから一生懸命努力をして改善していく。

豊かさを感ずるような生活というものを、所得だけではなくて、環境もやっばりつくつていかなくさいいけない。そのためには一極集中排除だとかいろいろやっております。その受け皿として農山村というものをもちと活性化して、そうして農家の方々が本当にこの豊かさを感ずる農業の方にいそしめるという環境をつくることもこれまた大事なことだといふふうに考えております。

○喜屋武眞榮君　ここで大臣にお願いしたいことは、多くを申し上げませんが、我が国の生産の中心をなす労働者、そして勤労国民大衆、まず国において総理を中心とした内閣のスタッフ、本主に今農水大臣がおっしゃったような心としてすべての国民に対する謙虚な気持ちを持って常に接してもらう、そして日本の国の国力の誇りと喜びを絶えず国民大衆に鏡を当ててともに喜んでいくという、幸せを願うという、この気持ちを持つてもらうことが非常に大事であると私は思っています。

どうか、尊敬する農水大臣、絶えず内閣におきましてもそういう空気をつくつていただいて、そして国連の場におきましても本場に日本の総理大臣を中心とする内閣のスタッフの心がそのまま国民の精神に直結をして、世界の人類が日本国民のあの喜びにあこがれを持つような、少なくとも私は世界の人類は日本国民に尊敬の念を持ちつつあると、こう信ずるわけでありすが、どうかひとつ、わけても農の主人公であります農水大臣は事あるごとに国民の先頭に立つて呼びかけていただきたいことを心から要望いたします。

次に、私は新政策で示されている食料自給率の低下傾向に歯どめをかけるということには納得できません。なぜかといいますと、現状ではさきにも触れたように穀物の自給率がわずかに二九％という危険な水準であります。

歯どめをかけるというのは、食料自給率の水準はどこにその視点を当てておられるのであるか、これをまずお聞きしたい。

○政府委員(上野博史君)　私もが今回のいわゆる新政策を考える場合に自給のフレームとして考えておりましたのは、例の長期見通しのベースでございいます。

ただ、現実の食料の自給率というのはこのところ低下傾向をたどっているわけにございまして、国民の消費の実態の変化というようなことを考え、あるいは生産サイドの農業の就業構造の変化というようなことを考えてまいりますと、この傾向をどうとめるということすらなかなか容易でないといふふうに考えるわけにございしますが、ともかく政策的に手当てのできる構造面に手をつけまして、新しい政策体系を講じてまいりたいというようにすることによってできるだけこの傾向に早期の歯どめをかけたというふうに申し上げているわけにございします。

その具体的な水準をどう考えるかということにつきましまして、これは自給率を幾らにするかという議論と全く同じでございまして、なかなか具体的な数字を示してそこで歯どめというわけにはいかない点を許したいだきたい、できるだけ努力をさせていただきたいということをお許しいただきたいと思ひます。

○喜屋武眞榮君　今の御答弁にも関連しますが、新政策では、その一方で我が国の食料自給率が先進国のうちで異例に低い水準であることを述べて

おりますね。

それに加えて、「国内農業の生産性の一層の向上、経営感覚に優れた経営体や、水田などの農地・水資源などの確保」「可能な限り国内農業生産を維持・拡大し」とも述べ、これによって「食料自給率の低下傾向に歯止めをかけるべく」としております。

このような食料政策は矛盾に満ちており、食料を生産する農民を恐ろすものであり、農民は安心して食料の増産に励めない、いわゆる猫の目農政の延長であるからであります。どうして食料自給の完全確保を目標にしないのであるのか、私は食料自給率の歯どめの政策は撤回すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(上野博史君)　完全に自給できるということができれば、それはそれで私は大変結構なことと思うわけにございしますが、現在の我が国の国民の食生活の形態を考えますと、そのままで、日本国内でそれらの食料品を完全に自給するということはまず物理的に不可能だといふふうに考えるわけにございします。

現在、私どもの消費いたしております畜産物、飯にこれを取り上げて考えてみましても、その国内産の畜産物でございまして、もえさは大半が外国から参つております。こういうものを国内で全部生産するということになりますと、現在の農地面積の五百万ヘクタールを若干超えるぐらいの規模の面積ではとても供給が確保できないわけにございまして、現在の食料消費の実態を大きく揺るがすような話になってしまうというわけにございします。

したがいまして、食料自給率の議論をする場合には、生産者のサイドを十分に考慮するということが必要なのでございしますけれども、一方で消費者の側の消費の実態なりあるいはコストに対する感覚なりというようなものもやはり考慮に入れないければならないところがあるわけにございまして、そういう総合的な勘案の結果、できるだけものを国内で生産するという努力の対象にしてい

くのが私は適当なんではないかといふふうに考えるわけにございします。

農家の農業就業率、後継者がなかなか得られないというのは、やはり他産業に就業した方が所得の確保が容易であるし、あるいは労働、就業の条件もいいというようなこともあって、現在なかなか若い人が入ってこないという実態もあるわけにございまして、こういう事態を改めて必要な農業労働力を確保し、それによってできるだけの農業生産を確保していくというふうな考えて施策をとっていききたいというところから、私どもの新政策の考え方というものを打ち出しているということをお理解いただきたいと思います。

○喜屋武眞榮君　もう一問。

次に、現在耕作放棄地は全国で約三十八万ヘクタールにも及び、我が国の農業の大きな問題点の一つとなっております。

このように耕作放棄地が増える背景には、言うまでもなく、農業就業者の減少と高齢化、さらに生産者米価を初めとする農畜産物の行政価格の低迷などによる経営意欲の減退等が挙げられますが、特に自然的、社会経済的立地条件の不利な中山間地域の過疎地帯では担い手が少なく、耕作放棄が目立っています。耕作放棄地の増加は、さきの食料自給率の増加施策にも深くかわり、放置できない問題であります。

そこで、農政の緊急課題の一つとして、耕作放棄地の増加にストップをかける施策が必要となつてまいります。この施策の具体策を示してもらいたい。

○政府委員(入澤肇君)　御指摘のとおり全国各地で、特に中山間地域それから都市近郊地域におきまして耕作放棄地が増加しております。新政策を打ち出し、それからまた、この構造二法を打ち出した背景にはそのような事情があることは事実でございします。

私ども、従来から耕作放棄地につきまして、その解消策につきましましていろいろな工夫を凝らしております。

一つは、農用地利用増進法に基づきます遊休農地に関する措置で、勧告をし、協議をし、合理化法人が買入れるというふうなことで解消していきたい。しかし、何といても耕作放棄地を見ますと基盤整備が進んでいないということがございまして、農業生産基盤を整備するということを中心にやっておりますし、さらにいろんな工夫をいたしまして、無利子貸し付けなどを行って簡易な土地基盤整備も行うように配慮しております。それから、農用地利用増進事業であると農地保有合理化促進事業であるとか、農地を有効に利用させるための手段というのも駆使しまして耕作放棄地を解消しようとしているわけでございます。

今回、この中山間地域法案あるいは農業経営基盤強化促進法案におきまして、その耕作放棄地を解消するための方法として幾つか新しい手法を提案しております。

一つは、農業経営基盤強化促進法案におきましては、集落の話し合いをベースにいたしまして、耕作放棄地等があつてどうしても農地の引受け手がない、そういうところで農業生産法人を持定いたしまして、その農業生産法人にその農地を引き受けてもらつて耕作放棄地を解消する。そのために、税制上の一定の優遇措置を講ずるというのをやっております。それからまた、特定農山村法案におきまして、農林地所有権移転等促進事業におきまして耕作放棄地の解消策を考えているわけでございます。

いずれにしても、耕作放棄地を解消するためには、そこで意欲的に農業をやる人に農地を集積しなくちゃいけないということでございまして、今回のこの二法案を中心にしたしまして耕作放棄地の解消策を鋭意進めていきたいというふうな考えでいるわけでございます。

○喜屋武眞榮君 もう一問、最後。

次に申し上げたいことは、復田のことについてであります。

復田というのは、御存じのように転作した畑を水田に戻すことを言いますが、一九九一年の不作

によつて米の在庫が不足になりました、その結果、農林水産省は八十三万ヘクタールであつた全国の減反面積を九二年に限って七十万ヘクタールに減らし、十三万ヘクタールを水田に戻す減反緩和の措置を決定しました。これは間違いありませんね。しかし、実際に復田されたのは目標の五〇％を割つて五十九万九千ヘクタールにとどまつたようです。このことは、今後の農業生産の拡大、食料自給率の向上という重大な農業政策を推進させる観点からも無視できない問題であります。

それから、今まで八十三万ヘクタールのものを七十万ヘクタールにする、しかもその七十万ヘクタールが単年度の処置である、その次から一体全体どうなるかわからないというようなことでは、経営上自分たちは安定した経営ができないというようなことで、農業者の理解が得にくかつたことが二つ目でございます。

林理事、佐藤委員、野間委員、一井委員、稻村委員、村沢委員、矢原委員、星川委員、喜屋武委員、新聞委員、それに私、永田の十四名であります。報告に先立ちまして、一言申し上げます。去る二十一日、本派遣団が発する直前に地震があり、このため、当日に予定しておりました白沢村トマト集出荷施設の視察が取りやめとなりました。準備されておりました関係者の方々には、まことに申しわけなく、この場をおかりいたしましておわび申し上げます。

と伺いましたのは、結局私が言いたいもう一つの裏は、国は決まつたことを的確に速やかに確実に実施する場合もあるでしょうが、そういうことに非常にスローなことを私は感じております。決まつたことを的確に速やかに実行、実践していくということに対して優柔不断であるという、まあその裏もありましようが、そういうことを私は指摘したいんです。それを私は強く指摘したい気持ちを持つてこの問題を提起したわけであります。

それから三つ目としては、特に都市近郊では野菜等が既に定着しておりますので、かなり収益高くなつておりますので、そういうところではわざわざ野菜をやめて米に転作するというようなことが実際にできなかったし、またやる必要もないとは思いますが、それから特に中山間地域では、高齢化とか担い手不足というように作付が放棄されているような土地があるとか、あるいは保全管理というように格好で残されている田んぼにつきまして復田が進まなかつたというような状況でございまして、この点につきましては、我々は別途アンケート調査もしておりますが、それから見ても以上申し上げましたのが主な理由であつたというふうに思つております。

以下、調査の概要について申し上げます。群馬県では、利根川水系の豊富な水資源、比較的温暖な気候及び標高差に富んだ耕地分布等の恵まれた自然条件と大消費地に近いという有利な立地条件を生かし、多彩な農業生産が展開されております。平成三年の農業粗生産額は二千八百五十億円で、近年、米麦、養蚕、工業作物等が減少している一方、野菜、果実、花卉等の園芸部門が増加傾向にあり、コンニャク芋の生産は全国の七五％を占めております。

御存じですか。もう一遍読みますか。○政府委員(高橋政行君) 今、先生お話しのように、平成四年の減反の緩和は十三万ヘクタールをやつたわけでございます。それで緩和をしたわけでございますが、なかなか稲作復帰が十分に進まなかつたということも事実でございます。

○喜屋武眞榮君 これで終わりますが、一言申し上げたいことがあります。私がいろんなことを率直に申し上げましたが、どうぞひとつお帰りになりましてからもう一度私の発言に対する検討をしてもらつて、もし間違つた点がありましたら率直にまた私に言つてくださいます。それを私は期待いたしまして、終わります。

県土の三分の二が丘陵山地帯であることから、過半の市町村が中山間地域となつており、これらの地域では、立地・自然条件を生かした農業生産の展開、特産物づくり、また、景観や地域資源を活用し、都市との交流、定住条件の整備などの取り組みも行われております。

これは、生産者の皆さん方の御理解を得ながら進めるということで、我々もいろんな形の指導をしてまいつたわけでございますが、その進まなかつた主な理由といたしましては、まず一つは、ブロックローテーションといまして、地域輪作農法をひとつやつてほしい、そういう形で転作をやつてはどうかというところで我々はこれを進めてきたわけでございますが、この緩和いたしましたのが水田農業確立後期対策の三年目でございますので、にわかにそういうものを変更しろといつてもなかなか変更できないということがまず一つあります。

○委員長(吉川芳男君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

一方、農家戸数は年々減少しており、新規就農者も平成四年には八十二人にまで減少し、特に中山間地域におきましては、半数の市町村で新規就農者がいないという状況にあります。

○委員長(吉川芳男君) 次に、先般本委員会が行いました委員派遣につき、派遣委員の報告を聴取いたします。永田君。

○永田良雄君 御報告いたします。去る五月二十一日、二十二日の両日、新政策関係三法案の審査に資するため、群馬県におきまして、農林水産業の実情を調査してまいりました。派遣委員は、吉川委員長、菅野理事、三上理事、

平成四年における耕地面積は約九万ヘクタールであります。水田の二毛作、畑の野菜作等による高度利用が進んでおり、耕地利用率は全国第四位と高い水準にあります。農地流動化の状況につきましては、関東地域では上位に位置しており、平成四年十二月末現在の利用権設定率は四・八％となつております。

次に、視察いたしました主な箇所について申し上げます。

次に、視察いたしました主な箇所について申し上げます。

次に、視察いたしました主な箇所について申し上げます。

まず、倉淵村のクラインガルテンを視察いたしました。
倉淵村は榛名山西側に位置する過疎の村であり、昭和三十年には八千三百人いた人口も現在では五千五百三十一人と三四％減少、耕作放棄地も耕地七百ヘクタールのうち七十ヘクタールにも及んでおります。

本施設は、この耕作放棄地を有効活用すること
を目的に平成三年にオープンしたものであります。都市から離れているため宿泊型の施設として想定されており、約二万二千平米の敷地内に二百六十一区画の農園及び農林漁業体験実習館や六棟のログハウスなどの施設を備えております。現在、二百二十区画の農園が契約済みであり、中心部の農園は競争率も高く、ログハウス、実習館を含めた利用者は年間延べ一万人を超えております。東京、埼玉の利用者が八割を占め、平均利用回数は隔週一回程度であり、中には毎週のように来園される利用者もいるというところであります。そのほとんどが農作業未経験者で、村では高齢者の方を指導者として雇用しております。

本施設を開設した効果として、就業機会が確保されたこと、クラインガルテン利用者及び地元農家からも花卉や野菜の苗等の需要が相当見込まれ、所得の確保が図られること、その他、都市住民との交流等による人材の育成、女性・高齢者グループの活動の活性化等に貢献していることなどが挙げられております。

視察した当日は、土曜日ということもあり、あいにくの天候にもかかわらず駐車場には首都圏ナンバーの車が並んでおりました。

また、倉淵村には、都市の会社をやめ、村に移住し、農業に新規参入された方も四名おられ、今回、そのうちの一名からお話を伺うことができました。この方は、東京の総合化学会社をやめられた後、平成元年から新規に就農され、現在では大根、レタスなどを中心に有機野菜を生協と契約栽培されております。自然に恵まれた中山間地での農業について力強く語られたのが印象的でありまし

た。
次に、玉村町におきまして、玉村町農業公社及び機械化生産組合について概要説明を聴取いたしました。

玉村町は、農地の約七〇％が水田で、土地基盤整備が完了した水田米麦二毛作地帯であります。米麦作は兼業農家の生産が主体であり、戸当たりの経営規模が小さく、農業労働力の高齢化・女性化も進んでおります。

高崎市、前橋市等に隣接していることから近年ベッドタウン化が進んでおり、平成三年に都市計画の線引きを行ったところ農地転用が急激に増加しました。このため町では、優良農地を確保し、農地の利用集積による米麦農家の規模拡大を図り、生産性の高い都市近郊型農業を確立し、農業者の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的に財団法人玉村町農業公社を設立したところであります。

本公社は、今年三月に設立されたばかりでありますので、今後、普及啓蒙活動に努めていくとともに、大規模担い手農家等への利用権集積機能と再配分機能を充実していくこと、農地保有合理化推進事業により農地の流動化を積極的に推進し、米麦農家の規模拡大を進めること、営農状態等の情報を個別に収集、分析し、農家ごとに台帳を作成し、農地保有合理化事業等に活用すること等の事業を行っていくこととあります。

また、機械化生産組合は、昭和五十年に設立、現在十四戸で構成され、稲麦機械化一貫体系で機械の共同利用と受託作業を行っており、十四ヘクタールの水田と一・五二ヘクタールの畑等を耕作しております。本組織経営の特徴として、財務管理は内部留保方針をとること、また管理労働力に対して経済的評価を行うこと等が挙げられます。機械の共同利用型の組合でありますが、組合運営上の問題等について貴重なお話を伺うことができました。

以上が、今回視察してまいりました群馬県の農林水産業の実情の一端であります。

倉淵村、玉村町ともにすばらしい指導者に恵まれており、改めて適切な指導の重要性を痛感した次第であります。
最後に、今回の調査に当たって特段の御配慮をいただきました方々に心から感謝申し上げ、報告を終わります。

○委員長(吉川芳男君) 以上をもちまして、派遣委員の報告は終了いたしました。
本日はこれにて散会いたします。
午後五時五十分散会

五月二十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願(第二〇二三号)(第二〇三八号)(第二〇八〇号)(第二二二二号)(第二二一八号)(第二二二二二号)(第二二五二一五号)(第二二三八号)

第二〇二三号 平成五年五月十四日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市東旭川町豊田七一〇
金内栄輝 外四名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第二〇三八号 平成五年五月十四日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道空知郡中富良野町基線北一
稲葉重紀子

紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第二〇八〇号 平成五年五月十七日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

請願者 北海道旭川市東旭川町忠別五三二
ノ一 阿音スエ子 外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第二二二二二号 平成五年五月十七日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道空知郡中富良野町伊藤光場
藤田重義

紹介議員 峰崎 直樹君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第二二一八八号 平成五年五月十八日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市東旭川町北星一區 荒川奈津子 外四名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第二二二二二号 平成五年五月十八日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道旭川市永山八条一六ノ一〇
二ノ三〇 篠塚博敏

紹介議員 竹村 泰子君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第二二二二二号 平成五年五月十九日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道中川郡美深町字富岡 八巻等 外四名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第二二二二二号 平成五年五月二十日受理

米等農畜産物の関税化に反対し、農業と国民食料を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願

を守る「食料安全保障」の国会決議に関する請願
請願者 北海道空知郡中富良野町東二線北
一五 澤村精一 外四名
紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第十号中正誤

ページ	段	行	誤	正
二四	四	七	農家の 農家に	農家に
元二	二	二	活養	活養